

令和3年度
浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進
に関する調査検討業務

報 告 書

令和4年3月

環境省廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室
公益財団法人日本環境整備教育センター

浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務報告書
目次

第1章 はじめに

1.1	本業務の背景及び目的	1
1.2	本業務の内容	1
1.2.1	11条検査の受検率向上に関する調査	1
1.2.2	効率化検査に関する調査	1
1.2.3	受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査	2
1.2.4	浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催	2
1.2.5	浄化槽設置費用調査	2
1.3	打合せ	2
1.4	業務体制	2
1.5	業務期間	4

第2章 11条検査の受検率向上に関する調査

2.1	受検率の向上及び低調に関する調査	5
2.1.1	調査の目的	5
2.1.2	調査対象	5
2.1.3	アンケート調査項目	6
2.1.4	ヒアリング調査項目	7
2.1.5	調査結果	7
2.2	未受検者への行政措置に関する調査	23
2.2.1	調査の目的	23
2.2.2	調査対象	23
2.2.3	ヒアリング調査項目	23
2.2.4	調査結果	23

第3章 効率化検査に関する調査

3.1	効率化検査を活用した運営に関する調査	26
3.1.1	調査の目的	26
3.1.2	調査対象	26
3.1.3	アンケート調査項目	26
3.1.4	ヒアリング調査項目	27
3.1.5	調査結果	27

3.2	採水員等を活用した運営に関する調査	35
3.2.1	調査の目的	35
3.2.2	調査対象	35
3.2.3	アンケート調査項目	36
3.2.4	ヒアリング調査項目	36
3.2.5	調査結果	36
第4章	受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査	
4.1	受検率向上に資する手法に関する文献調査	53
4.1.1	調査の目的	53
4.1.2	調査方法	53
4.1.3	調査結果	53
4.2	指定検査機関と関連業者の情報共有に関する文献調査	61
4.2.1	調査の目的	61
4.2.2	調査方法	61
4.2.3	調査結果	61
4.3	「11条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」改訂に向けた検討	68
第5章	浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催	
5.1	はじめに	74
5.2	全国会議の開催	74
5.2.1	開催状況	74
5.2.2	議事及び配布資料	74
5.2.3	議事要旨	88
第6章	浄化槽設置費用調査	
6.1	調査の目的及び内容	91
6.2	解析方法	96
6.3	集計結果	96
6.4	総括と今後の課題	104
第7章	業務のまとめと今後の課題	
7.1	本年度業務のまとめ	105
7.2	今後の課題	106

参考資料

参考資料 1 (指定検査機関に対するヒアリング結果)	-----	108
参考資料 2 (浄化槽法定検査に関するアンケート調査票)	-----	127

第1章 はじめに

1.1 本業務の背景及び目的

法定検査については、浄化槽の使用開始後3～8ヶ月以内に受検する「設置後等の水質検査」（浄化槽法第7条）と、毎年1回受検する「定期検査」（同法第11条「以下、「11条検査」という。）があるが、特に11条検査については、令和元年度末時点において全国平均の受検率が43.8%（うち、合併処理浄化槽は62.2%）と低い水準の結果となっており、受検の徹底が課題となっている。

これまでの対応としては、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について」（浄化槽対策室長通知 平成7年6月20日衛浄第35号）が発出されており、それを受けて受検促進の広報活動、浄化槽管理者に対する受検指導等の実施、効率化検査（BOD検査を導入することによって検査項目の一部を省略する方法や、検査員以外の者（採水員等）によってBOD検体の採水を行う方法）の導入等、多種多様な取り組みが行われてきた。

これらの取り組み内容は「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」として取りまとめられ、平成22年3月に公表されているが、公表から約10年が経過しており、また令和2年4月1日に施行された改正浄化槽法において環境大臣は都道府県に対して必要な助言、情報提供その他の支援に努めることが定められたことから、情報発信をするためにも新たな事例を収集し、改めてその結果を取りまとめて公表する必要がある。

また、合併処理浄化槽の受検率は全国的に見ても高いことから、合併処理浄化槽の普及が受検率の向上にも寄与すると考えられるため、単独処理浄化槽からの転換を重点的に一層推進する必要がある。そのための国による支援施策を的確に実施していく上で浄化槽設置費用の実態を把握し、助成に係る基準額検討の参考とする必要がある。

以上の課題を踏まえ、本業務では、浄化槽の法定検査の受検率向上に資する調査及び浄化槽の設置費用調査を行った。

1.2 本業務の内容

1.2.1 11条検査の受検率向上に関する調査

以下の内容について調査を行い、11条検査の受検率向上に寄与すると考えられる取り組み及び受検率が低調となっている要因を明らかにし、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」に盛り込む情報を整理した。

- 受検率の向上に関する調査
- 受検率の低調に関する調査
- 未受検者への行政措置に関する調査

1.2.2 効率化検査に関する調査

以下の内容について調査を行い、効率化検査の導入が受検率の向上及び検査効率に及ぼす影響や運営上の課題を明らかにし、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」に盛り込む情報を整理した。

- 効率化検査を活用した運営に関する調査
- 採水員等を活用した運営に関する調査

1.2.3 受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査

受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査を行い、「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」に盛り込む情報を整理するとともに、事例の改訂に向けた検討を行った。

1.2.4 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催

法定検査に関する情報提供と情報収集、意見交換のため、以下の条件に従って全国会議を開催した。

- 実施計画の作成
- 会議資料の作成
- 開催
- 全国会議の取りまとめ

1.2.5 浄化槽設置費用調査

浄化槽設置費用の助成に係る基準額の検討の参考とするため、浄化槽設置費用の実態調査を行い、調査データの集計、解析、前回調査結果との比較を行った。

1.3 打合せ

調査の進行方針、各調査の進捗状況及び最終成果の確認のため、環境省担当官との打合せを計5回実施した。

1.4 業務体制

(1) 発注者

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

(担当) 山本泰生 浄化槽推進室長

志太健一 室長補佐

大和田莉央 指導普及係長

阿部莉奈 整備係

西岡卓馬 環境専門調査員

(2) 受注者

公益財団法人日本環境整備教育センター

東京都墨田区菊川 2 丁目 23 番 3 号 電話番号 ; 03-3635-4880

(責任者) 調査・研究グループ	調査・研究グループサブリーダー	
	兼調査研究第 1 チームリーダー	濱中俊輔
(担当者) 調査・研究グループ	グループリーダー	仁木圭三
	調査研究第 2 チームリーダー	武田文彦
	調査研究第 2 チーム 研究員	高橋 悟
	調査研究第 1 チーム 研究員	澤村尚吾
	調査研究第 2 チーム 研究員	大石真弓

1.5 業務期間

業務期間：令和3年10月29日から令和4年3月25日

作業項目	令和3年		令和4年			
	11月	12月	1月	2月	3月	
1. 11条検査の受検率向上に関する調査						
(1) 受検率の向上に関する調査						
1) 調査対象の選定						
2) アンケート調査						
3) ヒアリング調査				石川	広島	
(2) 受検率の低調に関する調査						
1) 調査対象の選定						
2) アンケート調査						
3) ヒアリング調査				大阪	奈良	
(3) 未受検者への行政措置に関する調査						
1) 調査対象の選定						
2) ヒアリング調査			埼玉			
2. 効率化検査に関する調査						
(1) 効率化検査に関する調査						
1) 調査対象の選定						
2) アンケート調査						
3) ヒアリング調査				長野	香川	
(2) 採水員等を活用した運営に関する調査						
1) 調査対象の選定						
2) アンケート調査						
3) ヒアリング調査				茨城	千葉	広島
3. 受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査						
(1) 文献調査						
1) 受検率向上に関する調査						
2) 情報連携に関する調査						
(2) 受検率向上取り組み事例の素案作成						
1) 素案作成						
4. 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催						
(1) 実施計画の作成						
1) 実施計画の作成						
(2) 会議資料の作成						
1) 会議資料の作成						
(3) 実施						
1) 事前案内、出席者とりまとめ						
2) 開催					2/22	
(4) 会議開催結果の取りまとめ						
1) 議事録の作成						
5. 浄化槽設置費用調査						
(1) 設置費用調査						
1) 浄化槽設置費用調査票の作成・発送						
2) 問合せ対応						
3) 回答票の回収および集計・整理						
6. 環境省担当官との打合せ						
(1) 打合せ		11/8		1/5	2/14、15	3/10
7. 報告書作成						
(1) 報告書作成						3/25

第2章 11 条検査の受検率向上に関する調査

2.1 受検率の向上及び低調に関する調査

2.1.1 調査の目的

11 条検査の受検率が大きく向上した都道府県及び低調な都道府県の指定検査機関における受検率向上に向けた取り組みの実施状況を調査し、それらを比較検討することで、効果的な取り組み内容を明らかにし、「11 条検査の受検率向上の取り組み事例」に反映させる事例を抽出することを目的とした。

2.1.2 調査対象

環境省が公表している浄化槽の指導普及に関する調査の結果から、平成 22 年から令和元年までの期間において、11 条検査の受検率が大きく向上した都道府県及び低調な都道府県を選定し、当該都道府県の指定検査機関に対してアンケート調査及びヒアリング調査を行った。アンケート調査及びヒアリング調査の対象指定検査機関を表 2-1 及び表 2-2 に示す。

表 2-1 アンケート調査及びヒアリング調査の対象指定検査機関（仕様書 3. 1（1））

都道府県	指定検査機関名	受検率の伸び (H22→R1) %	効率化検査	ヒアリング
福井県	(一財)北陸公衆衛生研究所	40.5	—	
島根県	(公社)島根県浄化槽普及管理センター	30.2	—	
石川県	(公社)石川県浄化槽協会	18.0	—	●
長野県	(公社)長野県浄化槽協会	45.2	検査員	●
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	33.2	検査員 ^{※1}	
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	21.3	検査員 ^{※1}	●
京都府	(一社)京都微生物研究所	20.3	検査員	
	(公社)京都保健衛生協会	20.3	検査員	
広島県	(公社)広島県環境保全センター	21.9	—	●
	(公社)広島県浄化槽協会	21.9	採水員等 ^{※2}	●
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	20.7	採水員等	●
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	19.1	採水員等	

※1 指定検査機関が雇用した採水員、※2 検査補助員

表 2-2 アンケート調査及びヒアリング調査の対象指定検査機関（仕様書 3. 1（2））

都道府県	指定検査機関名	受検率の伸び (H22→R1) %	効率化検査	ヒアリング
沖縄県	(公社)沖縄県環境整備協会	2.4	—	
神奈川県	(公社)神奈川県生活水保全協会	2.7	—	
	(一財)日本環境衛生センター	2.7	—	
	(一社)神奈川県保健協会	2.7	—	
	(一財)神奈川県労働衛生福祉協会	2.7	—	
奈良県	(一社)奈良県環境保全協会	7.9	—	●
鹿児島県	(公財)鹿児島県環境保全協会	7.9	—	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	4.6	検査員、採水員等	●
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	7.2	検査員、採水員等	
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	9.2	検査員	
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	5.3	採水員等	●
	(一社)千葉県環境財団	5.3	採水員等	●
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	9.4	検査員、採水員等	
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	10.4	採水員等	
	(一社)愛知県薬剤師会	10.4	採水員等	
	(一財)中部微生物研究所	10.4	採水員等	

2. 1. 3 アンケート調査項目

11 条検査の受検率に関するアンケートの調査項目を以下に示す。

- 11 条検査受検率向上に向けた取り組み
 - 現在実施している又は過去に実施した取り組み
 - 7 条検査受検者における次年度の 11 条検査移行率を向上させるための工夫
 - 11 条検査受検者における次年度の 11 条検査継続率を向上させるための工夫
 - 未受検者の把握方法
 - 浄化槽台帳の精査手法
- 各取り組み内容の詳細
 - 未受検者に対する受検案内（文書送付）
 - 未受検者に対する電話による受検案内
 - 未受検者に対する戸別訪問による受検案内
 - 未受検者に対して広告・宣伝を活用した周知
 - 保守点検・清掃業者による受検勧奨
 - その他の取り組み
 - 浄化槽台帳の精査による受検率の向上
- 取り組みにかかる指定検査機関の業務量
- 継続受検の状況
- 検査対象件数に対する申し込み件数の比率
- 今後の受検率向上のための課題
- 市町村ごとの受検率

2.1.4 ヒアリング調査項目

11条検査の受検率に関するヒアリング項目を以下に示す。

- 11条検査の申し込み状況
- 未受検者に対する受検案内の詳細
- 受検拒否者への対応
- 継続受検について
- 受検率向上に向けた今後の方針

2.1.5 調査結果

(1) 11条検査受検率向上に向けた取り組み

1) 受検率向上に向けた取り組みの実施状況

各指定検査機関で現在実施しているまたは過去に実施した受検率向上に向けた取り組みを表2-3に示す。

表2-3 受検率向上に向けた取り組みの実施状況

受検率	都道府県	ア	イ	ウ	エ	オ	その他
向上	石川県	●		●		●	
	福井県	●			●		
	島根県	●			●		
	広島県	●	●	●	●	●	
	長野県	●					
	京都府	●					
	香川県	●	●	●	●		
	宮崎県	●		●	●	●	
	茨城県	●			●	●	
	滋賀県			●		●	
低調	神奈川県	●	●		●		
	奈良県	●					
	鹿児島県	●			●		
	沖縄県					●	
	愛媛県	●				●	
	富山県	●			●		
	山梨県	●	●			●	
	大阪府	●					
	千葉県	●				●	
愛知県	●		●	●	●		

<選択肢>

- ア. 未受検者に対する受検案内の送付
- イ. 未受検者に対する電話による受検案内
- ウ. 未受検者に対する戸別訪問による受検案内
- エ. 広告・宣伝を活用した周知
- オ. 保守点検・清掃業者による受検勧奨

受検率が向上している府県及び低調な府県のいずれも各種取り組みを実施しており、特に「未受検者に対する受検案内の送付」は多くの府県で実施されていることが明らかとなった。また、「未受検者に対する戸別訪問による受検案内」は受検率が向上している多くの県で実施されていることが明らかとなった。

2) 7条検査から次年度の11条検査への移行率を向上させるための工夫

11条検査の受検率を向上させるためには、これまで11条検査を受検していない浄化槽管理者に検査を受けさせる必要がある。前年度の7条検査受検者は、次年度、新たに11条検査の受検対象者となるため、それらの検査が確実に行われることで受検率の向上が図られる。

7条検査受検者に次年度の11条検査も受検させるための工夫を表2-4に示す。

表2-4 7条検査受検者に次年度の11条検査を受検させるための工夫

受検率	都道府県	移行率 %	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	その他
向上	石川県	98	●						
	福井県	90	●		●				
	島根県	90~100		●	●	●			
	広島県	87		●		●			●
	長野県	98		●		●			
	京都府	95		●					
	香川県	84		●	●	●			●
	宮崎県	97	●	●		●			
	茨城県	94	●	●					
	滋賀県	85		●	●				
低調	神奈川県	91		●	●			●	
	奈良県	95		●					●
	鹿児島県	100	●	●	●				
	沖縄県	45							
	愛媛県	95		●	●				
	富山県	99	●	●					
	山梨県	99	●			●			
	大阪府	80	●	●				●	
	千葉県	70						●	●
愛知県	96	●	●	●			●		

<選択肢>

- ア. 7条検査依頼時に併せて初年度の11条検査を申し込む仕組みの構築
- イ. 7条検査実施時に次年度以降の11条検査について説明
- ウ. 7条検査の検査結果書に11条検査について明記又は明記したパンフレット等の添付
- エ. 設置者講習会による周知
- オ. 採水員制度を活用し、保守点検業者に次年度の11条検査申込書を送付
- カ. 11条検査の案内を記した葉書等の送付

<その他の内容>

- ▶ 令和2年度より、市町へ提出する設置補助申請書類に設置者講習会受講済証及び11条検査申込書を添付させている。(香川県)
- ▶ 浄化槽設置事業補助対象浄化槽の11条検査料金は前納制となっている。(奈良県)
- ▶ 管理者への検査連絡の際に、法定検査に関する詳細な説明を行っている。(千葉県)

7条検査から11条検査への移行率が低い府県は、受検率が向上している府県及び低調な府県の2グループのいずれにも属している。ただし、これらの府県で共通しているのは7条検査依頼時に併せて初年度の11条検査も申し込む仕組み(選択肢ア)を構築していない傾向があり、この仕組みを構築することで移行率の向上が図られると考えられた。

なお、前提として7条検査の依頼自体も浄化槽管理者が認識していないことが多く、管理者から「申し込んだ覚えがない」というクレームが生じやすいことから、事前にクレーム発生防止対策等を講じることが重要である。申込書の控えとパンフレット(法定検査の必要性等に関するパンフレット)が浄化槽管理者に届くよう業者に協力してもらっている事例が認められた。

3) 11条検査受検の継続率を向上させるための工夫

前年度の11条検査受検者が受検を辞めてしまうと、未受検者数が増加し、受検率の低下につながる。そのため、受検率を維持するためには11条検査を継続して受検させる必要がある。

11条検査受検の継続率を向上させるための工夫を表2-5に示す。

7条検査から11条検査への移行率の場合と同様に、11条検査の受検継続率が低い府県についても受検率が向上している府県及び低調な府県の2グループのいずれにも属している。自動継続申し込みの仕組み(検査契約、一括契約、検査申込書)を構築している県では継続率が高い傾向が認められる。このうち一括契約については、同一県内でも契約を締結できている浄化槽とできていない浄化槽があるため、一括契約の仕組みを取り入れていても継続率の低い県もある。

なお、継続受検申込書や検査契約書は未納金の回収時に活用できるとの情報が得られた。

表 2-5 11 条検査受検の継続率を向上させるための工夫

受検率	都道府県	継続率 %	ア	イ	ウ	エ	オ	その他
向上	石川県	96		●			●	
	福井県	73	●		●		●	
	島根県	90~100			●		●	
	広島県	95.5	●		●			
	長野県	93		●	●			●
	京都府	92.3			●			
	香川県	85					●	
	宮崎県	98	●	●				
	茨城県	96	●					
	滋賀県	93			●			●
低調	神奈川県	94.6		●	●			
	奈良県	90~95			●			
	鹿児島県	100		●	●		●	
	沖縄県	99						
	愛媛県	75			●			
	富山県	96.3					●	
	山梨県	95.1		●	●			
	大阪府				●			
	千葉県	77.5	●					
愛知県	97.3	●	●	●		●		

<選択肢>

- ア. 自動継続申し込みの仕組み（検査契約、一括契約）の構築
- イ. 自動継続申し込みの仕組み（検査申込書）の構築
- ウ. 11 条検査実施時に、次年度の検査について説明
- エ. 採水員制度を活用し、保守点検業者へ次年度の 11 条検査申込書を送付
- オ. 料金自動引き落としの推奨

<その他の内容>

- ▶ 振込手数料無料のコンビニ振込書の導入（長野県）

4) 未受検者の把握方法

各都道府県における未受検者の把握方法を表 2-6 に示す。

未受検者の把握方法は、11 条検査の受検率が向上している府県では浄化槽台帳と検査台帳の突合により把握している県が多く認められた。浄化槽台帳と検査台帳の突合が行われていない場合、未受検者に対する受検案内の対象が過去に受検履歴のある浄化槽管理者等に限定されるため、今後、受検率向上の取り組みを進めるうえで突合作業を早急に実施する必要があると考えられる。

表 2-6 未受検者の把握方法

受検率	都道府県	把握方法
向上	石川県	浄化槽台帳と検査台帳の突合及び浄化槽区域内における未受検施設の現地確認
	福井県	浄化槽台帳と検査台帳の突合
	島根県	台帳の確認区分を「重点」として入力したのち、確認区分が「重点」となっているものを未受検者として把握
	広島県①	システム上の受検歴より把握
	広島県②	浄化槽設置台帳と検査台帳の突合
	長野県	浄化槽設置台帳と検査台帳の突合及び検査時に発見
	京都府①	京都府浄化槽管理台帳
	京都府②	浄化槽台帳及び検査台帳
	香川県	システム上の受検歴より把握
	宮崎県	浄化槽設置台帳と検査台帳の突合
	茨城県	システム上での浄化槽台帳と検査情報の結合
	滋賀県	浄化槽台帳と指定検査機関からの法に基づく報告により把握 (現状は台帳整備中につき十分な把握はできていない)
低調	神奈川県②	台帳と検査実施データの擦り合わせ(検査機関での把握はしていない)
	鹿児島県	未受検者については、検査台帳(県の浄化槽台帳)の台帳管理に「拒否」登録しており、鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき受検するまで未受検者指導を行っている。受検指導後、検査実施となった場合は「拒否」登録を解除し、受検指導対象者から削除している。
	愛媛県	設置情報及び受検歴を管理しているシステム上で把握
	富山県	既存の富山県浄化槽台帳データにより把握
	山梨県	県への検査実施施設、検査拒否等のデータの送付
	大阪府	協会では府内の浄化槽台帳が揃っていないので把握していない。平成7年以降の台帳は協会にあり、浄化槽システムより抽出可能
	千葉県①	システム上の受検歴より把握
	千葉県②	浄化槽台帳
	愛知県①	検査台帳
	愛知県②	浄化槽台帳の整備
愛知県③	浄化槽台帳の確認	

5) 浄化槽台帳の精査手法

各都道府県における浄化槽台帳の精査手法を表 2-7 に示す。

受検率が向上している機関では、全ての機関が浄化槽台帳の精査手法を把握している一方、受検率が低調な機関では精査手法を把握できていない府県が 4 か所認められた。また、受検率が向上している機関では「エ. 台帳精査業務(事業)に基づく修正」が多く実施されているが、低調な府県ではそれほど実施されていないことが確認された。

表 2-7 浄化槽台帳の精査手法

受検率	都道府県	ア	イ	ウ	エ	オ
向上	石川県		●	●	●	
	福井県		●	●	●	
	島根県		●	●		
	広島県		●	●	●	●
	長野県		●			
	京都府		●	●	●	
	香川県					●
	宮崎県		●	●		
	茨城県		●	●	●	●
	滋賀県		●	●	●	●
	低調	神奈川県	●	●	●	●
奈良県		●				
鹿児島県			●			
沖縄県						
愛媛県			●	●		
富山県			●	●		
山梨県		●		●		
大阪府		●				
千葉県			●	●	●	●
愛知県			●	●	●	●

<選択肢>

- ア. 把握していない
- イ. 提出された届出書の情報に基づく修正
- ウ. 指定検査機関から提出された情報に基づく修正
- エ. 台帳精査業務（事業）に基づく修正

（２）各取り組み内容の詳細

1) 未受検者に対する受検案内（文書送付）

各指定検査機関における未受検者に対する受検案内の送付の詳細を表 2-8 に示す。

未受検者に対する受検案内はほぼすべての指定検査機関で実施されているが、前年度の未受検者数に対する翌年度に発送した受検案内数の比率を見ると、受検率が向上している府県と低調な府県で顕著な差が認められた。受検率が向上している府県では最も比率が高い県で 76.9%、最も低い県で 23.9%となっているが、受検率が低調な府県では最も高い県で 9.7%、最も低い県で 0.1%となっており、受検率が低調な府県では受検案内の送付数が少ないことが明らかとなった。

この差について、受検率が向上している府県では、すべての未受検者に受検案内が行き渡るよう取り組んでいる傾向が認められるが、受検率が低調な府県では過去に受検歴のある浄化槽管理者にのみ通知を行う等、未受検者全体への働きかけが不足している傾向がみられ、この差が受検率の推移に大きく影響していると考えられた。

また、ヒアリング調査から、受検案内の発送元を保健所長名と指定検査機関名の連名にす

ることで申し込み率の向上に寄与することが明らかとなった。

表 2-8 未受検者に対する受検案内（文書送付）の詳細

受検率	都道府県	開始年度	年平均文書送付数 件	送付/未受検の平均 %	受検/文書送付の平均 %	備考
向上	石川県	H24	14,420	39.4	7.5	
	福井県	H23	16,880	40.2	19.2	
	島根県	H23	10,960	43.3	17.7	
	広島県	H10,H19	21,011	36.8	8.0	
	長野県	H30				宛先不明者以外には送付
	京都府	H26	6,930	34.3	10.2	1機関の回答(2機関実施)
	香川県	H21	65,538	76.9	12.5	
	宮崎県	H22	42,753	53.2	9.2	
	茨城県	H25	37,505	23.9	8.9	
	滋賀県					未実施
低調	神奈川県	H20,H23	1,552	1.0	29.5	2機関の回答(3機関実施)
	奈良県	H20	225	0.3	25.9	
	鹿児島県	H18	407	0.2	37.6	
	沖縄県					未実施
	愛媛県	H19	1,150	1.0	45.7	
	富山県	H20	4,224	9.7	13.1	
	山梨県	H13	1,313	1.1	16.7	
	大阪府	H17				行政が実施しており不明
	千葉県	H30,H31	13,350	2.6	34.0	1機関の回答(2機関実施)
	愛知県	H30,H24	377	0.1	17.0	

2) 未受検者に対する電話による受検案内

各指定検査機関における未受検者に対する電話による受検案内の詳細を以下に示す。

広島県と香川県には個別にヒアリング調査を実施しているが、香川県では電話による受検案内は受検率向上に効果的であると考えており、派遣職員を雇用して実施している。

未受検者に対する文書での通知は、発送回数が増える毎に受検数が低下していく傾向があり、文書発送の効果が低下するものと思われるが、電話による受検案内によって、低下した部分を補うことが可能になる。

<広島県（(公社) 広島県環境保全センター）>

開始：平成 19 年度

対象の選定方法：文書による検査案内に対して申込みがなかった管理者を抽出

実施者：指定検査機関職員

工夫：法定検査制度（保守点検及び清掃との違いなど）や環境保全上の必要性を説明し理解を求める

結果：電話件数…平均 3,189 件/年、受検につながった件数…平均 483 件/年、電話⇒受検…19.4%

<香川県>

開始：平成 25 年度

対象の選定方法：未受検者に案内送付後、未返信の管理者を選定

実施者：派遣職員（平成 25 年度から令和元年度まで県の委託事業。以降は検査機関の独自事業）

工夫：Q&A 集や電話対応マニュアル等を参考に電話を行っている

結果：電話件数…平均 111,486 件/年、受検につながった件数…平均 4,837 件/年（事業開始当初は 35 件に 1 件程度、現在は 50 件に 1 件程度）、電話⇒受検…4.8%

<神奈川県（(一社)神奈川県保健協会）>

開始：平成 19 年度

対象の選定方法：前年度に受検歴のある管理者のうち、検査案内に対して返信がない管理者を抽出

実施者：指定検査機関職員

<富山県>

開始：令和 3 年度

対象の選定方法：過去 3 年間で、受検依頼がなかった未受検者（最近受検をやめたもの）及び 7 条検査受検後の 11 条検査を受検しなかった者を抽出

実施者：行政担当者

<山梨県>

開始：平成 19 年度

対象の選定方法：通知による受検指導を行ったにもかかわらず申し込みがない管理者を抽出

実施者：行政担当者

3) 未受検者に対する戸別訪問による受検案内

各指定検査機関が実施する、未受検者への戸別訪問による受検案内の詳細を以下に示す。

戸別訪問は実施主体によって受検に結びつく可能性が変わっており、指定検査機関の職員のみでの戸別訪問の場合、現代の社会的情勢から怪しい団体と勘違いされ、説明の前に対応されない等、検査実施には繋がりにくい。しかし、行政職員と共同で訪問した場合には、管理者の信頼性が向上することから、行政職員の関与は受検率向上に結びつく有用な手法と思われる。

<石川県>

開始：平成 21 年度

対象の選定方法：県が清掃業者から収集した情報を基に作成した未受検者台帳で選定（一部地域では、住宅地図を用いた悉皆調査）

実施主体：行政、指定検査機関

結果：訪問件数…平均 17,370 件/年、受検につながった件数…平均 1,778 件/年、訪問⇒受検…14.6%

<広島県（(公社) 広島県環境保全センター）>

開始：平成 24 年度

対象の選定方法：広島県環境保全センターが抽出した未受検者の中から、各市町が選定した未受検者及び電話による受検勧奨ができなかった未受検者を抽出

実施主体：行政、指定検査機関

結果：訪問件数…平均 63 件/年、受検につながった件数…平均 14 件/年、訪問⇒受検…21.3%

<香川県>

開始：平成 29 年度

対象の選定方法：前年度は未受検で、直近 3 年以内に受検履歴がある 11 人槽以上の浄化槽を選定（不適正浄化槽の指導時に、指導物件の近隣や移動経路上にある浄化槽に限定される）

実施主体：行政

結果：訪問件数…平均 30 件/年、受検につながった件数…平均 10 件/年、訪問⇒受検…33.3%

参考：戸別訪問は不適正浄化槽の改善指導の合間に実施しており、保健所職員と共同で訪問している。

<宮崎県>

開始：不明

実施主体：行政

<富山県>

開始：令和 2 年度

対象の選定方法：保守点検状況報告と浄化槽台帳を照合し、保守点検も法定検査も実施していない浄化槽を選定

実施主体：行政

結果：1,600 件程度に訪問し、1,000 件程度が受検

<愛知県（(一社) 愛知県浄化槽協会）>

開始：平成 29 年度

対象の選定方法：7 条検査受検後、3 年間依頼がなかった浄化槽管理者を抽出

実施主体：指定検査機関

結果：訪問件数…平均 883 件/年、受検につながった件数…平均 24 件/年、訪問⇒受検…2.7%

<愛知県（一社）愛知県薬剤師会>

開始：平成 30 年度

対象の選定方法：県の浄化槽台帳から前年度の未受検者を抽出（現時点では市町村を限定して実施しているが、最終的には検査対象区域のすべての未受検者を対象とすることを考えている）

実施主体：指定検査機関

結果：訪問件数…平均 1,148 件/年、受検につながった件数…平均 209 件/年、訪問⇒受検…18.3%（専属の浄化槽相談員が実施）

<愛知県（一財）中部微生物研究所>

開始：平成 30 年度

対象の選定方法：県の浄化槽台帳から抽出された前年度の未受検者のうち、検査に赴いた浄化槽の近隣に設置されている浄化槽の管理者を選定（企業、一般家庭を問わず）

実施主体：指定検査機関

結果：訪問件数…平均 143 件/年、受検につながった件数…平均 64 件/年、訪問⇒受検…66.9%（浄化槽相談員（検査員の一部）の訪問実績のみ）

4) 未受検者に対する広告・宣伝を活用した周知

各指定検査機関における未受検者に対する広告・宣伝を活用した周知の詳細を表 2-9 に示す。

未受検者に対する広告・宣伝を活用した周知は受検率が向上している県で実施している事例が多く、特に市町村広報誌を活用した周知を実施している県が多く認められた。

表 2-9 未受検者に対する広告・宣伝を活用した周知

受検率	都道府県	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	その他
向上	石川県	●								
	福井県	●								
	島根県	●		●		●	●			
	広島県					●				●
	長野県	●					●			
	京都府									
	香川県	●		●	●	●	●			●
	宮崎県	●		●	●	●	●	●		
	茨城県	●	●	●		●	●		●	
	滋賀県									
低調	神奈川県									
	奈良県									
	鹿児島県	●	●				●			
	沖縄県									
	愛媛県									
	富山県			●		●	●			
	山梨県									
	大阪府									
	千葉県									
	愛知県			●	●	●	●	●	●	●

<選択肢>

- ア. 市町村広報誌
- イ. 地域の回覧板
- ウ. ラジオ CM
- エ. テレビ CM
- オ. 新聞、チラシ広告
- カ. パンフレット、啓発グッズ等の配布
- キ. 商業施設等での呼びかけ
- ク. 公共交通機関におけるポスター等の刑事

<その他の内容>

- 環境関連イベントへの出展（広島県）
- 公共情報番組への参加（香川県）
- SNS 広告（愛知県）

5) 保守点検・清掃業者による受検勧奨

保守点検・清掃業者による受検勧奨の結果が反映されると考えられる一括契約及び代行申し込みの実施状況を表 2-10 に示す。

代行申し込みを促進するため、代行申し込みの手数料（業者に支払う手数料）を設定している事例も認められる。石川県では業者による手数料を 3,000 円/件と高額に設定している

が、初回の申し込みの際のみ支払うものとなっており、継続申し込みであるため、その後の手数料は発生しない仕組みとなっている

表 2-10 一括契約及び代行申し込みの実施状況

受検率	都道府県	指定検査機関名	一括契約		代行申し込み手数料		
			無	有	無	有	手数料 (円/件)
向上	石川県	(公社)石川県浄化槽協会	●			●	3,000
	福井県	(一財)北陸公衆衛生研究所					
	島根県	(公社)島根県浄化槽普及管理センター					
	広島県	(公社)広島県環境保全センター	●		●		
	長野県	(公社)長野県浄化槽協会					
	京都府	(一社)京都微生物研究所					
		(公社)京都保健衛生協会					
	香川県	(公社)香川県浄化槽協会					
	宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会		●		●	200
	茨城県	(公社)茨城県水質保全協会		●		●	1,000
	滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会		●	●		
広島県	(公社)広島県浄化槽協会						
低調	神奈川県	(公社)神奈川県生活水保全協会					
		(一財)日本環境衛生センター	●				
		(一社)神奈川県保健協会					
		(一財)神奈川県労働衛生福祉協会					
	奈良県	(一社)奈良県環境保全協会					
	鹿児島県	(公財)鹿児島県環境保全協会					
	沖縄県	(公社)沖縄県環境整備協会		●	●		
	愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会		●		●	500
	富山県	(公社)富山県浄化槽協会		●		●	500
	山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	●			●	400
	大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	●			●	523
	千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター		●	●		
		(一社)千葉県環境財団					
	愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	●		●		
		(一社)愛知県薬剤師会		●			
(一財)中部微生物研究所		●		●			

6) 浄化槽台帳の精査による受検率の向上

受検率の算出において、分母となる検査対象件数に行政の浄化槽台帳に登録されている浄化槽件数を使用することが多いが、二重登録された情報や廃止済み浄化槽の情報が含まれていることでこの件数が実態よりも大きくなり、その結果受検率が低く算出されることがある。そのため、浄化槽台帳の精査は受検率の向上策の一つとなり得る。

各府県で実施された浄化槽台帳精査の手法を表 2-11 に示す。また、効果的と考えられる精査手法を以下に示す。

受検率が向上している府県では低調な府県と比較して台帳精査を実施している府県が多く認められた。また、「イ. 保守点検・清掃業者の顧客情報との突合・精査」及び「エ. 下水道台帳との突合・精査」が効果的との回答が多く認められた。

表 2-11 浄化槽台帳精査の手法

受検率	都道府県	指定検査機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	その他	
向上	石川県	(公社)石川県浄化槽協会	●	●					
	福井県	(一財)北陸公衆衛生研究所		●		●			
	島根県	(公社)島根県浄化槽普及管理センター		●					
	広島県	(公社)広島県環境保全センター						●	
	長野県	(公社)長野県浄化槽協会	●	●			●		
	京都府	(一社)京都微生物研究所						●	
		(公社)京都保健衛生協会	●	●	●	●	●		
	香川県	(公社)香川県浄化槽協会				●			
	宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会							
	茨城県	(公社)茨城県水質保全協会				●	●	●	
	滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会							
	広島県	(公社)広島県浄化槽協会							
低調	神奈川県	(公社)神奈川県生活水保全協会							
		(一財)日本環境衛生センター							
		(一社)神奈川県保健協会	●						
		(一財)神奈川県労働衛生福祉協会							
	奈良県	(一社)奈良県環境保全協会							
	鹿児島県	(公財)鹿児島県環境保全協会							
	沖縄県	(公社)沖縄県環境整備協会	●	●			●		
	愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会							
	富山県	(公社)富山県浄化槽協会	●				●		
	山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会		●					
	大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会							
	千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター							
		(一社)千葉県環境財団		●	●	●			
	愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会							
		(一社)愛知県薬剤師会							
(一財)中部微生物研究所									

<選択肢>

- ア. 悉皆調査による精査
- イ. 保守点検・清掃業者の顧客情報との突合・精査
- ウ. 浄化槽関係団体が保有する情報との突合・精査
- エ. 下水道台帳との突合・精査
- オ. 提出された廃止届出書情報との突合・精査

<その他の内容>

- 各市町が抽出した浄化槽の現地訪問調査（広島県）
- ハウスメーカーが設置者になっている浄化槽を対象とした住宅地図、登記簿、現地訪問等による調査（茨城県）

<特に効果的と考えられた手法>

- 未受検者に対する受検案内への廃止届依頼受付用葉書の添付（福井県）
- 業者が保有している情報による精査（島根県）

- 現地訪問調査による精査（広島県）
- 法定検査時の情報収集（長野県）
- 保守点検・清掃業者の顧客情報との突合（京都府）
- 下水道台帳との突合・精査（香川県）
- 提出された休止・廃止届出書情報との突合・精査（茨城県）
- 下水道・水道台帳との突合・精査（神奈川県）
- 保守点検・清掃業者の顧客情報との突合・精査（鹿児島県）
- 下水道台帳との突合、精査（千葉県）

（３）取り組みに係る業務量

各指定検査機関における取り組みに係る業務量を表 2-12 に示す。

宮崎県では平成 22～23 年度に緊急雇用事業を活用した悉皆調査を実施しているため、高い数値を示していたが、その他の指定検査機関の回答をみると 1～数名程度との回答が多かった。特に、文書による未受検者への通知を行う場合、主な問い合わせ先が行政になることが多く、その対応のための体制強化はあまり必要ないことがヒアリングから明らかとなった。

（４）今後の受検率向上のための課題

各指定検査機関における今後の受検率向上のための課題を表 2-13 に示す。

未受検者への指導及び台帳の整備・精査を課題と考えている府県が受検率に関わらず多く認められた。

表 2-12 取り組みに係る業務量

受検率	指定検査機関名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	平均
向上	(公社)石川県浄化槽協会	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1.6
	(一財)北陸公衆衛生研究所	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.3
	(公社)島根県浄化槽普及管理センター		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7.0
	(公社)広島県環境保全センター	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
	(公社)広島県浄化槽協会	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5.0
	(公社)長野県浄化槽協会									3	3	3.0
	(一社)京都微生物研究所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
	(公社)京都保健衛生協会	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.0
	(公社)香川県浄化槽協会		4	5	7	7	8	9	11	11	11	8.1
	(公財)宮崎県環境科学協会	54	64	16	16	9	3	3	3	3	2	17.3
	(公社)茨城県水質保全協会				1	1	1	1	1	1	1	1.0
	(公社)滋賀県生活環境事業協会											
(公社)神奈川県生活水保全協会												
(一財)日本環境衛生センター												
(一社)神奈川県保健協会	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3.1
(一財)神奈川県労働衛生福祉協会												
(一社)奈良県環境保全協会												
(公財)鹿児島県環境保全協会	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	7	4.7
(公社)沖縄県環境整備協会	6	6	6	6	6	5	7	7	7	7	7	6.3
(公社)愛媛県浄化槽協会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
(公社)富山県浄化槽協会	6	9	8	4	4	3	3	3	3	3	3	4.6
(一社)山梨県浄化槽協会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2.0
(一社)大阪府環境水質指導協会												
(公社)千葉県浄化槽検査センター										5	5	5.0
(一社)千葉県環境財団											2	2.0
(一社)愛知県浄化槽協会									1			1.0
(一社)愛知県薬剤師会										1.5	1.5	1.5
(一財)中部微生物研究所			1	1								1.0

表 2-13 今後の受検率向上のための課題

受検率	都道府県	指定検査機関	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ
向上	石川県	(公社)石川県浄化槽協会	●		●	●	●			●	●			●
	福井県	(一財)北陸公衆衛生研究所	●		●	●					●	●	●	
	島根県	(公社)島根県浄化槽普及管理センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	広島県	(公社)広島県環境保全センター	●	●	●	●	●					●	●	
		(公社)広島県浄化槽協会	●			●								
	長野県	(公社)長野県浄化槽協会	●		●	●	●							
	京都府	(一社)京都微生物研究所	●									●		
		(公社)京都保健衛生協会	●		●	●	●							●
	香川県	(公社)香川県浄化槽協会	●		●	●			●	●	●	●		
	宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	●	●	●	●			●		●			●
	茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	●			●				●		●		●
	滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	●			●						●		●
低調	神奈川県	(公社)神奈川県生活水保全協会												
		(一財)日本環境衛生センター				●	●			●	●			
		(一社)神奈川県保健協会	●	●	●	●	●	●	●			●	●	
		(一財)神奈川県労働衛生福祉協会		●								●	●	
	奈良県	(一社)奈良県環境保全協会				●								
	鹿児島県	(公財)鹿児島県環境保全協会	●	●	●	●	●			●	●			●
	沖縄県	(公社)沖縄県環境整備協会	●							●	●			●
	愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	●			●	●	●		●	●			●
	富山県	(公社)富山県浄化槽協会	●		●	●	●				●	●		
	山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	●		●	●				●				●
	大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	●			●				●	●			
	千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	●			●	●							
		(一社)千葉県環境財団	●		●	●				●		●		
	愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(一社)愛知県薬剤師会	●	●		●			●					●
(一財)中部微生物研究所		●												

<選択肢>

ア. 未受検者の指導強化、イ. 未受検者への罰則の適用、ウ. 未受検継続者への対応、エ. 台帳の整備・精査、オ. 維持管理への補助、カ. 単独処理浄化槽への対応、キ. 11条検査の説明の工夫、ク. 人員の確保、ケ. 行政との連携、コ. 自動契約及び継続契約の推進、サ. 一括契約・業者との連携の推進、シ. その他

＜その他の内容＞

- 行政担当者不足
- 市町村による管理

2.2 未受検者への行政措置に関する調査

2.2.1 調査の目的

11条検査未受検者に対する行政指導として受検勧告（法第12条の2第2項）や命令（法第12条の2第3項）を発出する等、受検率向上に積極的な取り組みを行っている自治体において発出の考え方や発出事務の詳細及び受検率向上に向けた効果等を調査し、他の自治体の参考となる情報を収集することを目的とした。

2.2.2 調査対象

環境省が公表している浄化槽の指導普及に関する調査の結果から、近年、受検勧告を多く発出している自治体を抽出し、その中から埼玉県を調査対象として選定した。

2.2.3 ヒアリング調査項目

未受検者への行政措置に関するヒアリング項目を以下に示す。

- 未受検者の把握方法
 - 浄化槽台帳の活用、保守点検・清掃業者から収集した情報の活用、近隣住民からの苦情等の未受検者の把握につながる情報の流れ
- 勧告、命令の発出の考え方、基準
 - 指導・助言/勧告/命令の対象となる未受検者の具体的条件
 - 浄化槽法第12条の2第2項の「生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき」の解釈
 - 浄化槽法第12条の2第3項の「正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたとき」の解釈
 - 参考とした他法令等の解釈・適用の事例
- 勧告、命令の発出における事務手順
 - 勧告の発出に至るまでの具体的作業（立入検査の実施、自治体内部での手続き等）
 - 行政措置を行うにあたっての留意点、ポイント
- 受検勧告及び命令による効果、未受検者の反応等
 - 勧告を発出した後の浄化槽管理者の受検状況
 - 勧告に従わなかった場合の最終的な措置
- その他、受検率向上に向けた取り組みについて

2.2.4 調査結果

(1) ヒアリング実施状況

日 時：2021年12月21日10:00～11:00

場 所：埼玉県庁第三庁舎

対応者：(埼玉県)川端、山本、田島(Web)敬称略

調査者：(教育セ)濱中、高橋

(2) ヒアリング調査結果

1) 未受検者の把握方法について

- 現在整備を進めている浄化槽台帳のデータは、勧告の対象となる未受検者の把握に活用していない。
- 10人槽以下の浄化槽については、市町村から収集した補助対象浄化槽の情報に基づき、指定検査機関による受検状況の確認を経て勧告の対象を抽出している。そのため、勧告の対象は合併処理浄化槽のみである。
- 11人槽以上の浄化槽は過去(平成28年または29年度)に保守点検業者から収集した情報に基づき、指定検査機関による受検状況の確認を経て勧告の対象を抽出している。11人槽以上の勧告の対象には単独処理浄化槽も含まれる。
- 近隣住民からの苦情等の情報は、勧告の対象となる未受検者の把握には活用していない。

2) 勧告の発出の考え方、基準について

- 2年間未受検の浄化槽管理者に対して勧告を発出している。
- 10人槽以下の補助対象浄化槽では市町村から受検指導が行われ、従わなかった場合に県から勧告を発出している。
- 11人槽以上では県が指導を行い、従わなかった場合に勧告を発出している。
- 勧告の対象となる浄化槽が限定されている(10人槽以下の浄化槽では国庫補助対象の浄化槽のみ)ことが課題として挙げられる。
- 浄化槽法第12条の2第2項の「生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき」の解釈について、平成30年に環境省浄化槽推進室に照会しており、「法第11条第1項に定める水質に関する検査を2年以上受検していないことをもって、「生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき」とするか否かについては、地域の実情を考慮し、貴県で判断されたい」との回答があったため、2年間未受検の浄化槽に対して勧告を行っている。
- 勧告の発出に際して、他法令等の解釈・適用の事例は特に参考にしていない。

3) 勧告の発出における事務手順について

- 勧告の発出における事務作業は、担当部内で勧告文の起案を行っているだけである。
- 文書は県独自のものとなり、環境管理事務所長名義で発出している。
- 勧告前に県が立入検査を行うことはない。市町村が行っているかは不明である。
- 今後、改善命令を発出する事例が出てきた場合には、立入検査が必須になると考えている。

4) 受検勧告による効果、未受検者の反応等について

- 県全体で勧告を発出したのは平成 30 年度と令和元年度の 2 年間となっており、10 人槽以下の浄化槽では、1 回目の勧告により 20%弱の浄化槽管理者が受検した。勧告に従わなかった浄化槽管理者に対して次年度も勧告を発出しており、最終的に当初の未受検者のうち 30%程度が受検に至った。
- 11 人槽以上の浄化槽では 10 人槽以下よりもやや高い効果が得られている。
- 勧告についての問い合わせについて、指定検査機関にはないようだが、保守点検業者に相談する浄化槽管理者はいる。
- 10 人槽以下の浄化槽では、国庫補助対象の浄化槽のみが勧告の対象となっているため、より強い行政措置である命令の発出は公平性の観点から行っていない。今後、浄化槽台帳が整備され、国庫補助対象外の浄化槽についても設置・維持管理状況が把握できるようになれば対象を検討する。

5) その他、受検率向上に向けた取り組みについて

- 一括契約及び保守点検業者による申し込み代行等を一部地域で行っている。
- 指定検査機関が受検案内のチラシを作成し、市町村名で DM を送付しているが、県全体ではなく、年度ごとに市町村単位で実施している。
- DM を送付することにより、下水道に接続済みの住民等から連絡があるため、台帳整備にも役立っている。
- 県全体での取り組みとしては、広報誌に 11 条検査に関する事項を掲載している。
- 未受検が経済的な理由（生活保護受給世帯）等であった場合は対応が難しい。

第3章 効率化検査に関する調査

3.1 効率化検査を活用した運営に関する調査

3.1.1 調査の目的

検査員による効率化検査を実施している指定検査機関を対象とし、効率化検査導入前後の検査の効率化の状況や運営上の課題を調査し、効率化による受検率向上への直接的要因や課題等について検討することを目的とした。

3.1.2 調査対象

第2章に示した「受検率の向上及び低調に関する調査」のアンケート調査対象として選定した指定検査機関の中から、検査員による効率化検査を実施している指定検査機関を抽出してアンケート調査を行い、そのうち、受検率の向上が顕著に認められる自治体の指定検査機関をヒアリング調査の対象とした。調査対象とした指定検査機関を表3-1に示す。

表3-1 アンケート調査及びヒアリング調査の対象指定検査機関（仕様書3.2（1））

都道府県	指定検査機関名	効率化検査	ヒアリング
長野県	(公社)長野県浄化槽協会		●
京都府	(一社)京都微生物研究所		
	(公社)京都保健衛生協会		
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	採水員(雇員)	●
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	嘱託採水員(雇員)	
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会		

3.1.3 アンケート調査項目

アンケート調査項目を以下に示す。

- 検査の申し込み及び料金徴収の形態
 - 11条検査申し込みの形態とそれぞれの検査件数の比率
 - 11条検査料金の徴収の形態とそれぞれの検査件数の比率
- 検査方法及び検査実績
 - 精度管理の一環として取り入れている確認行為の実施条件・内容
 - 令和元年度の7条及び11条検査実施件数
 - 効率化検査導入前年度の7条及び11条検査実施件数
- 水質分析の実施状況
- 検査を効率的に実施するためのその他の取り組み
- 法定検査に係る実働人数及び検査員1人当たりの日平均検査件数
 - 浄化槽法定検査(7条検査及び11条検査)に係る従業者の実働人数及び現場で検査を行った検査員の実働人数
 - 検査員1人当たりの日平均検査件数(11条検査)

- 運営上の課題

3.1.4 ヒアリング調査項目

ヒアリング調査項目を以下に示す。

- 嘱託検査員による検査の状況【長野県のみ】
- 効率化検査（採水員（雇員））導入による効率化の状況【香川県のみ】
- 効率化検査（項目削減）導入以外の取り組みの詳細
- 効率化による受検率向上への直接的要因
- 効率化検査実施における課題

3.1.5 調査結果

(1) 検査の申し込み及び料金徴収の形態

1) 11条検査申し込みの形態とそれぞれの検査件数の比率

アンケート対象機関における検査申し込み形態別の検査件数の比率を表3-2に示す。

検査員あるいは指定検査機関で雇用した採水員による効率化検査を実施している場合、保守点検・清掃業者の法定検査に対する関与の割合が増える訳ではないため、浄化槽管理者からの直接の申し込みが多い傾向が認められる。

表3-2 検査申し込み形態別の検査件数の比率

都道府県	指定検査機関名	管理者からの 直接申し込み %	一括契約 %	業者による 代行申し込み %	その他 %
長野県	(公社)長野県浄化槽協会				82.5
京都府	(一社)京都微生物研究所	●	●		
	(公社)京都保健衛生協会	50.2		10.9	38.8
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	66.0	●	●	●
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	93.9	5.8	0.3	
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	83.0	14.6	2.4	

その他：長野県浄化槽協会…7条と同時に申し込み、京都保健衛生協会…市町村管理

2) 11条検査料金の徴収の形態とそれぞれの検査件数の比率

アンケート対象機関における検査料金徴収形態別の検査件数の比率を表3-3に示す。

料金徴収についても、申し込み者と同様に浄化槽管理者からの徴収が多く、特に浄化槽管理者からの振り込みによる料金徴収が最も多い。現場での集金作業に要する時間が短縮され、検査の効率化に寄与していると考えられる。

表 3-3 検査料金徴収形態別の検査件数の比率

都道府県	指定検査機関名	現金で徴収 %	振込 (管理者から) %	振込 (業者から) %	自動 引き落とし (管理者から) %	自動 引き落とし (業者から) %	その他 %
長野県	(公社)長野県浄化槽協会	33.0	67.0				
京都府	(一社)京都微生物研究所	●	●	●			
	(公社)京都保健衛生協会	23.6	65.4	10.9			
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	31.2	65.7		3.1		
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	17.0	76.4	6.4	0.2		
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	32.0	60.0		9.0		

(2) 検査方法及び検査実績

1) 精度管理の一環として取り入れている確認行為

アンケート対象機関において、精度管理の一環として取り入れている「二次検査」、「採取試料のチェック」、「クロスチェック」、「周年検査」及び「前年度結果に応じた全項目検査」の実施の有無及び実施条件を表 3-4 に示す。

長野県では、前年度に「不適正」と判定された浄化槽について、翌年度の検査項目を全項目検査にしている。京都府では効率化検査を 5 年に 1 回とし、5 年に 4 回は全項目検査を実施している。また、指定検査機関で雇用した採水員を活用している香川県及び宮崎県では、二次検査または 5 年に 1 回の周年検査を導入することで検査の精度を確保している。

2) 検査を効率的に実施するための取り組み

アンケート対象機関において、効率化検査の導入のほか、検査を効率的に実施するためにやっている取り組み内容を表 3-5 に示す。また、採水員等を活用した効率化検査を導入している指定検査機関に対しても、検査員による検査業務の効率化のための取り組みを調査しており、それらを表 3-6 に示す。採水員等を活用した効率化検査を導入している指定検査機関における「各種電算システムの導入に関するその他の取り組み」及び「その他の取り組み」として回答された内容を以下に示す。

<各種電算システムの導入に関するその他の取り組み>

福島県浄化槽協会：保守点検及び清掃記録票を電子データで収集し、書類検査の一部として活用している。（一部の保守点検及び清掃業者）

群馬県環境検査事業団：効率化検査（採水員検査）における検査票（採水員が記入したもの）は、スキャナーで画像化した後、OCR ソフトを用いてチェック項目、日付及び数値をテキストデータに変換し、サーバーに取り込むシステムとなっている。清掃日実施日については、検査日との間隔を計算し、頻度不足の場合には、清掃頻度の不足を指摘する所見が自動入力される等の仕掛けも備えている。

埼玉県浄化槽協会：Google マップを活用し、検査員別の 1 日単位での検査場所一覧を作成

している。

埼玉県環境検査研究協会：データベース上で地図番号から抽出し、近隣の浄化槽をまとめて検査するよう予定を組んでいる。

新潟県環境衛生研究所：コンピュータ上のシステムにおいて、日程調整が効率的に出来るよう、検査対象の所在地や履歴から検索する形としている。

滋賀県生活環境事業協会：外観検査項目の良・可・不可を数値化するとともに、水質検査の数値が基準値外であることなどを判断する補助的なシステムを使用している。（FileMakerPro を使用）

<その他の取り組み>

群馬県環境検査事業団：検査手数料の徴収については一括契約に基づき、保守点検業者が管理者から徴収し、月単位で検査機関に振り込む流れとしている。

7 条検査においては、市町村の補助対象については、100%手数料の前納が図られている。補助対象以外のものについては、検査機関から案内を送付するが、これについても、振込用紙を同封し、事前の入金を促し、当日集金や検査後振込の件数の削減に努めている。

埼玉県浄化槽協会：電話、郵便による検査日程の連絡調整を行っている。当協会ホームページ経由での検査申込みを可能としている。11 条検査は不在でも実施し、保守点検・清掃記録票の郵便ポスト等へ配置を依頼する又は当協会ホームページ経由で送信を依頼している。

埼玉県環境検査研究協会：地図ソフト導入による、初回検査施設現場の特定を行っている。

千葉県浄化槽検査センター：法定検査管理システムによりタブレット端末を使用し、検査予定の変更及び追加を可能としている。また、検査員の半分が直行直帰検査を実施している。

愛知県薬剤師会：検査員の検査地域固定化を図っている。

徳島県環境技術センター：新規設置浄化槽を対象にした標準契約制度及び、既設浄化槽には「継続検査制度」に手続きを完了した施設について、センターから「訪問予定日通知」を送付し、検査を実施している。

福岡県浄化槽協会：通常検査または周年検査を実施する場合は検査の前月、二次検査（再検査）または前年度の検査結果に応じた全項目検査を実施する場合は検査の直前に、保守点検業者から、保守点検回数（頻度）、直近の清掃月、そのほか検査の参考となる情報（浄化槽の破損の状況など）の提供を受けている。

自動判定システムを導入することで、判定に要する時間を短縮できるほか判定時に生じる検査員毎の差異の軽減が期待できるとの情報が出された（長野県ヒアリング結果）。また、

検査の現場でタブレット端末やモバイル PC を使用することで、事務所における検査結果の入力作業が不要となるため、検査事務の効率化が図られることが明らかとなった（長野県、香川県ヒアリング結果）。タブレット端末の使用に慣れるまでの期間は個人差があるものの、3～6 ヶ月程度と考えられる（長野県ヒアリング結果）。

その他の取り組みとして、カーナビに座標データを取り込むことで、ルート検索を行い移動の効率化を図っている事例や地区ごとの検査実施月を決め、移動時間の短縮を図っている事例（香川県ヒアリング結果）や、移動距離を短くするよう位置情報（地図情報）を活用している事例、検査員の検査実施地域を固定している事例、直行直帰を取り入れている事例等が認められる。

表 3-4 精度管理の一環として取り入れている確認行為の実施条件

都道府県	指定検査機関名	二次検査	採取試料のチェック	クロスチェック	周年検査	前年度結果に応じた全項目検査
長野県	(公社)長野県浄化槽協会					● 不適正
京都府	(一社)京都微生物研究所					
	(公社)京都保健衛生協会				● 5年に4回	
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	● 水質「不可」				
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会					
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会			●	●	

表 3-5 検査を効率的に実施するための取り組み（検査員による効率化検査実施機関）

都道府県	指定検査機関名	各種電算システムの工夫					その他
		自動判定システムの導入	現場でノートPCを利用	現場でタブレット端末、スマートフォンを利用	GISを活用した効率的な検査ルートの実施	その他	
長野県	(公社)長野県浄化槽協会	●		●	●		
京都府	(一社)京都微生物研究所						
	(公社)京都保健衛生協会						
香川県	(公社)香川県浄化槽協会			●		●	
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会						
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	●		●	●		

その他：香川県浄化槽協会…現場へ直行（一部、直行・直帰）

表 3-6 検査を効率的に実施するための取り組み（採水員等を活用した効率化検査を導入している機関）

都道府県	指定検査機関名	各種電算システムの工夫					その他
		自動判定システムの導入	現場でノートPCを利用	現場でタブレット端末、スマートフォンを利用	GISを活用した効率的な検査ルートの実施	その他	
福島県	(公社)福島県浄化槽協会			●	●	●	
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会						
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会						
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団					●	●
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会			●		●	●
	(一社)埼玉県環境検査研究協会					●	●
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター			●			●
	(一社)千葉県環境財団						
東京都	(公財)東京都環境公社					●	
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター						
	(一財)新潟県環境分析センター						
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所						
	(一財)上越環境科学センター	●					
	(一財)新潟県環境衛生研究所					●	
富山県	(公社)富山県浄化槽協会					●	
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会						
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会			●			
	(一社)愛知県薬剤師会	●		●			●
	(一財)中部微生物研究所						
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会					●	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	●	●				
広島県	(公社)広島県浄化槽協会			●			
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	●		●			●
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	●		●	●		●

3) 検査効率

アンケート対象機関における効率化検査導入前年度及び令和元年度の検査実施件数、実働検査員数及び検査員1人当たりの日平均検査件数（11条検査）を表3-7に示す。

表3-7 効率化検査導入前年度及び令和元年度の検査実施状況

都道府県	指定検査機関名	検査実施件数					
		効率化検査導入前年度			令和元年度		
		7条検査件	11条検査件	合計件	7条検査件	11条検査件	合計件
長野県	(公社)長野県浄化槽協会	1,197	40,377	41,574	998	58,747	59,745
京都府	(一社)京都微生物研究所				42	2,551	2,593
	(公社)京都保健衛生協会	1,750	8,351	10,101	244	15,502	15,746
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	4,822	12,938	17,760	3,058	80,703	83,761
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会				2,004	62,444	64,448
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	2,962	20,996	23,958	2,554	76,213	78,767
都道府県	指定検査機関名	実働検査員数		日平均検査件数(11条)			
		効率化導入前年度	令和元年度	効率化導入前年度	令和元年度		
		人	人	件/人・日	件/人・日		
長野県	(公社)長野県浄化槽協会	28	26	5.7	9.9		
京都府	(一社)京都微生物研究所						
	(公社)京都保健衛生協会	12	11	10.7	9.5		
香川県	(公社)香川県浄化槽協会	10	30	7.0	12.5		
愛媛県	(公社)愛媛県浄化槽協会	11	29	3.6	10.6		
宮崎県	(公財)宮崎県環境科学協会	8	37	12.0	13.3		

効率化検査導入前年度と令和元年度の検査員1人当たりの日平均検査件数を比較すると、京都府の1機関を除き件数が増加している。本年度のアンケートで調査した採水員等（保守点検業者に所属）を活用した効率化検査と検査員による効率化検査を併用している府県における検査員1人当たりの日平均検査件数の変化（効率化検査導入前から令和元年度への変化）をみると、富山県が8.3件/人・日から11.2件/人・日へ、大阪府が8.0件/人・日から9.5件/人・日へ、徳島県が10.8件/人・日から11.3件/人・日へとそれぞれ増加している。

長野県や愛媛県のように、効率化検査導入前と比較して現在の検査員1人当たりの日平均検査件数が大きく増加している事例も認められるが、0.5～3件/人・日の増加となっている事例が多い。

香川県では、指定検査機関で雇用する採水員を活用した効率化検査を実施しており、水質に異常が認められた浄化槽については二次検査を行っている。二次検査の件数が11条検査実施件数の5%程度に相当している。

4) 効率化検査の導入と受検率の関係

長野県では、効率化検査の導入により、1日当たりの検査件数が増加し、毎年の検査を実施できるようになったことが受検率向上の直接の要因と考えられる。効率化検査導入以前は検査体制が整っておらず、2～3年に1回の検査となっていたが、効率化検査の導入によ

り、毎年の検査を実施できるようになり受検率が大きく向上した。

香川県では、受検率向上の直接的要因は、派遣職員による電話推進を行ったことと考えている。電話推進により検査申し込み件数が増加したことで、同一地域で検査を行う機会が増え移動等の時間が短縮されたこと、効率化検査の導入により 1 件あたりの検査時間が短縮されたことが相乗効果となり、1 人 1 日あたりの検査実施件数が増加し、検査員の増員を抑えながら受検率を向上させることができたと考えられる。

このように、効率化検査の導入は、検査申し込み件数を人員不足等により処理できていない指定検査機関では受検率向上につながる要因となる。

なお、長野県では、従来から嘱託検査員（保守点検業者に所属しており、（公財）日本環境整備教育センターで開催している検査員講習会を修了）の制度を導入している。嘱託検査員は県内の保守点検業者から派遣されており、指定検査機関と保守点検業者で 1 年毎に更新する協定を締結している。嘱託検査員の検査対象地域を、派遣元の業者が保守点検を行っている地域とは異なる地域とすることで、第三者性を確保しながら検査実施件数の増加を図っている。

受検率向上のためには検査体制の強化（検査員の増員等）が必要になるが、人員確保が困難なケースも認められることから、長野県の事例はその対応策になりうると考えられる。

（3）運営上の課題

アンケート調査及びヒアリング調査から、効率化検査の運営上の課題として以下の情報が得られた。ここでは、採水員等を活用した効率化検査と検査員による効率化検査を併用している機関が回答した課題のうち、検査員による効率化検査の運営上の課題に該当する内容を併せて示す。

- 現場における作業時間の短縮が図られると浄化槽管理者の間では手を抜いているのではないかと、時間短縮したにもかかわらず検査料金が変わらないのはおかしいのではないかとという疑念が生じることから、効率化検査（採水検査）の説明が大変である。
- 二次検査を行わない制度としているため、現場の状況から BOD 値が悪いと予想される施設では全項目に近い検査を行い水質悪化の要因を確認せざるを得ず、効率化になっていない施設も多い。
- 放流水質が「不可」の施設については二次検査を行っているため、効率化検査の件数が増えるにつれて、二次検査の件数も増える。ある程度地域を固めて二次検査を実施しても、二次検査の対象浄化槽が分散しているため効率が悪いことが課題となる。
- 効率化検査と通常検査で外観検査の指摘項目が異なることから、通常検査で指摘し改善されなくても次年度の効率化検査で指摘無しになる（その逆もある）。このため、浄化槽管理者への説明が難しくなることがある。
- 本検査と効率化検査により、結果上の所見表記が異なることにより混乱を招くことがある。

- 検査項目に該当しない内容に対する対応が課題である。

3.2 採水員等を活用した運営に関する調査

3.2.1 調査の目的

採水員等（保守点検業者に所属する採水員等）に対して検査の一部を委託する制度を導入している指定検査機関を対象とし、当該検査制度の運用状況を調査することで、採水員等を活用した検査制度の導入効果及び運営上の課題を明らかにすることを目的とした。

3.2.2 調査対象

全国の指定検査機関のうち、採水員等を活用した11条検査を実施しているすべての指定検査機関（検査員による効率化検査を併用している指定検査機関を含む）を対象としてアンケート調査を行い、そのうち、受検率の向上が認められる自治体及び受検率が低い自治体の指定検査機関をヒアリング調査の対象とした。調査対象とした指定検査機関を表3-8に示す。

表3-8 アンケート調査及びヒアリング調査の対象指定検査機関（仕様書3.2(2)）

都道府県	指定検査機関名	効率化検査	ヒアリング
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	採水員	
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	採水員	●
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会	採水員	
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団	採水員	
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会	検査員、採水員	
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	検査員、採水員	
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	採水員	●
	(一社)千葉県環境財団	採水員	●
東京都	(公財)東京都環境公社	採水員	
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター	採水員	
	(一財)新潟県環境分析センター	採水員	
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所	採水員	
	(一社)県央研究所	採水員	
	(一財)上越環境科学センター	採水員	
	(一財)新潟県環境衛生研究所	採水員	
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	検査員、採水員	
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	検査員、採水員	
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	採水員	
	(一社)愛知県薬剤師会	採水員	
	(一財)中部微生物研究所	採水員	
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	採水員	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	採水員	
兵庫県	(一社)兵庫県水質保全センター	採水員	
広島県	(公社)広島県浄化槽協会	検査補助員	●
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	検査員、採水員	
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	採水員	

3.2.3 アンケート調査項目

アンケート調査項目を以下に示す。

- 検査の申し込み及び料金徴収の形態
 - 11 条検査申し込みの形態とそれぞれの検査件数の比率
 - 11 検査料金の徴収の形態とそれぞれの検査件数の比率
- 検査方法及び検査実績
 - 精度管理の一環として取り入れている確認行為の実施条件・内容
 - 令和元年度の 7 条及び 11 条検査実施件数
 - 効率化検査導入前年度の 7 条及び 11 条検査実施件数
- 採水員等の条件及び依頼する業務の範囲等
 - 採水員等の条件（資格要件）
 - 採水員等に依頼している業務の内容
 - 試料採取の実施日の決定方法
- 水質分析の実施状況
- 精度管理の手法及び実績
 - 試料採取（及び一部の外観検査項目の確認）の妥当性を検証する手法
 - 採水員等による一次検査のみで「不適正」の判定を出すことがあるか
 - 効率化検査導入前後の総合判定結果の比率
 - 周年検査とその前年度の効率化検査で判定が異なる浄化槽の比率
- 検査を効率的に実施するためのその他の取り組み
- 法定検査に係る実働人数及び検査員 1 人当たりの日平均検査件数
 - 浄化槽法定検査（7 条検査及び 11 条検査）に係る従業者の実働人数及び現場で検査を行った検査員の実働人数
 - 検査員 1 人当たりの日平均検査件数（11 条検査）
- 運営上の課題

3.2.4 ヒアリング調査項目

ヒアリング調査項目を以下に示す。

- 2 機関体制に移行した経緯【広島県のみ】
- 検査申し込みから採水依頼への流れ（運営方法）
- 効率化検査実施における課題
- 検査業務効率化のための工夫

3.2.5 調査結果

(1) 各指定検査機関で導入している効率化検査の概要

1) 採水員等を活用した効率化検査の対象浄化槽の条件

採水員等を活用した効率化検査の対象浄化槽の条件（人槽、効率化検査の周期、合併/単独の種別）を表3-9に示す。

表3-9 採水員等を活用した効率化検査の対象

都道府県	指定検査機関名	人槽	実施時期	種類 (合併と単独)
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	10人以下	毎年	合併のみ
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会	全て	毎年	合併・単独
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団	50人以下	10年に9回	合併・単独
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	10人以下	5年に4回	合併・単独
	(一社)千葉県環境財団	10人以下	5年に4回	合併・単独
東京都	(公財)東京都環境公社	200人以下	5年に4回	合併・単独
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター	20人以下	毎年	合併・単独
	(一財)新潟県環境分析センター	20人以下	毎年	合併・単独
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所	20人以下	毎年	合併・単独
	(一社)県央研究所	20人以下	毎年	合併・単独
	(一財)上越環境科学センター	20人以下	毎年	合併・単独
	(一財)新潟県環境衛生研究所	20人以下	毎年	合併・単独
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	10人以下	5年に4回	合併のみ
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	200人以下	5年に4回	合併・単独
	(一社)愛知県薬剤師会	200人以下	5年に4回	合併・単独
	(一財)中部微生物研究所	200人以下	5年に4回	合併・単独
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	10人以下	毎年	合併・単独
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
兵庫県	(一社)兵庫県水質保全センター	20人以下	4年に3回	単独のみ
広島県	(公社)広島県浄化槽協会	10人以下	5年に4回	合併・単独
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	10人以下	毎年	合併・単独
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	50人以下	5年に4回	合併・単独

出典：令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき作成

2) 採水員等の資格要件及び依頼する業務の内容

採水員等の資格要件は、登録保守点検業者に所属する浄化槽管理士で、かつ各都道府県で行う採水員講習会等を受講した者が基本となっているが、一部の県ではその他の条件を設け、採水業務の委託を行う業者を限定している。指定検査機関や関係団体の会員業者に所属する浄化槽管理士に限定している県や、保守点検業の登録に加え、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に限定している県がある。

また、各指定検査機関において採水員等に依頼している業務の内容を表3-10に示す。

「浄化槽管理者への受検案内」や「一括契約による11条検査の契約」、「検査申し込みの代行」を採水員等が担っている機関もあれば、これらを採水員等に依頼していない機関も認められ、採水員制度の導入による受検率向上の効果に影響していると考えられる。また、採水員等に検査料金の徴収を依頼している場合とそうでない場合があり、検査事務の効率に影響していると考えられる。

表 3-10 採水員等に依頼している業務内容

都道府県	指定検査機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	その他
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	●	●		●	●		●	
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会				●				
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会		●		●	●			
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団	●	●		●			●	
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会			●		●			●
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	●	●	●		●	●		
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	●							
	(一社)千葉県環境財団					●			
東京都	(公財)東京都環境公社					●			
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター			●	●	●			
	(一財)新潟県環境分析センター	●		●	●	●			
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所				●	●		●	
	(一財)上越環境科学センター	●	●	●	●				
	(一財)新潟県環境衛生研究所			●					
富山県	(公社)富山県浄化槽協会		●	●		●			
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会								●
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会			●					
	(一社)愛知県薬剤師会				●			●	
	(一財)中部微生物研究所	●		●	●				
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会		●	●	●	●	●	●	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	●		●		●			
広島県	(公社)広島県浄化槽協会								
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター		●	●	●			●	
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	●		●	●				

その他：埼玉県浄化槽協会…現場調査、検査結果に関する助言・指導、検査手数料回収の補助（未納の場合）、山梨県浄化槽協会…採水試料の協会への持ち込み又は送付、検査料金の徴収（現場での現金払いの場合）

<選択肢>

- ア. 浄化槽管理者への受検案内
- イ. 一括契約による 11 条検査の契約
- ウ. 検査申し込みの代行
- エ. 検査料金の徴収（保守点検料金と一括等）
- オ. 計量証明事業所への採取試料の持ち込みまたは送付
- カ. 指定検査機関への水質分析結果の報告（計量証明事業者で水質分析）
- キ. 指定検査機関への保守点検記録票の提出

3) 精度管理の一環として取り入れている確認行為

精度管理の一環として取り入れている「二次検査」、「採取試料のチェック」、「クロスチェック」、「周年検査」及び「前年度結果に応じた全項目検査」の実施の有無及び実施条件を表 3-11 に示す。

表 3-11 精度管理の一環として取り入れている確認行為の実施条件

都道府県	指定検査機関名	二次検査	採取試料のチェック	クロスチェック	周年検査	前年度結果に応じた全項目検査
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	● 不適正、おおむね適正以外で透視度20cm未満かつBOD30mg/L超		● 二次検査と合わせて5%		
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	● 水質基準値超過			● 5年に1回	● 不適正または水質基準値超過
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会	● 2回連続不適正		●		
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団		● CI(単独の一部)	● 採水員毎に1年間に1基	● 10年に1回	● 不適正
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会	● 不適正の一部(内部判定会議等で決定)		● 内部判定会議で抽出(1%)	● 5年に1回	
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	● BOD「不可」等(内部判定会議で決定)		● おおむね1%	● 5年に1回	
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター			●	● 5年に1回	● 不適正
	(一社)千葉県環境財団				● 5年に1回	● 不適正
東京都	(公財)東京都環境公社			● 採水員1名に対し1基以上	● 5年に1回	● 不適正
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター		● CI	●		
	(一財)新潟県環境分析センター					
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所		● CI(単独のみ)	●		
	(一財)上越環境科学センター		● CI(単独のみ)	●		
	(一財)新潟県環境衛生研究所		● CI(単独のみ)			
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	● 不適正相当の場合	● CI	● 採水基数に応じて1~3基	● 5年に1回	
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	● BOD「不可」で、原因不明		● おおむね1%	● 5年に1回	● 不適正
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	● 不適正の場合	● CI	● 各業者1名	● 5年に1回	
	(一社)愛知県薬剤師会	● BOD基準超過	● EC	● 採水員1名に対し1基	● 5年に1回	● 不適正
	(一財)中部微生物研究所	● 重要項目に「不可」	● CI	● 採水員1名に対し1基	● 5年に1回	● 不適正
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	● BOD、透視度が基準超過で原因不明		● 指定採水員毎3%	● 5年に1回	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会			●		
広島県	(公社)広島県浄化槽協会	● 水質が基準超過で原因不明な場合		● 二次検査と合わせて3%	※ 5年に1回(他機関)	
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	●		● 1%以上		
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	● BODまたは残留塩素「不可」	● CI	● CIが異常な浄化槽のうち、原因不明	● 5年に1回	● 検査員による検査で「不可」があり、それにより不適正

4) 11条検査申し込みの形態とそれぞれの検査件数の比率

検査申し込み形態別の検査件数の比率を表3-12に示す。

保守点検・清掃業者を経由した検査申し込み形態となる一括契約や代行申し込みの比率が極めて高い県は、福島県、栃木県、群馬県、新潟県及び福岡県であり、このうち、福島県を除く4県については、浄化槽法制定以前から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくし尿浄化槽の検査の一環としてBOD検査を実施していた県であり、業者による検査の申し込みが定着している県と考えられる。

なお、効率化検査対象分について回答している機関と効率化検査以外も含めて回答している機関が混在していると考えられる。

表3-12 検査申し込み形態別の検査件数の比率

都道府県	指定検査機関名	管理者からの 直接申し込み %	一括契約 %	業者による 代行申し込み %	その他 %
福島県	(公社)福島県浄化槽協会		100.0		
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	71.3	28.7		
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会	0.1	99.9		
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団	1.1	98.9		
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会	91.3	7.3	1.4	
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	90.4	2.6	7.0	●
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	73.1	20.2	6.7	
	(一社)千葉県環境財団	●	●	●	
東京都	(公財)東京都環境公社	100.0			
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター			100.0	
	(一財)新潟県環境分析センター			100.0	
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所	10.0		90.0	
	(一財)上越環境科学センター			100.0	
	(一財)新潟県環境衛生研究所	0.0		99.9	
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	91.0	5.0	4.0	
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	ほぼ100		ほぼ0	
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	●		●	
	(一社)愛知県薬剤師会	89.0	9.0	2.0	
	(一財)中部微生物研究所	93.7		6.3	
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会		●	●	
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	●	●		●
広島県	(公社)広島県浄化槽協会	100.0			
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	82.2	1.7	0.7	15.4
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	0.0		100.0	

その他:徳島県環境技術センター…標準契約

5) 水質分析の実施状況

BOD 測定的外部委託の状況を表 3-13 に示す。

福島県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都及び滋賀県は BOD 測定のすべてまたは大部分を外部委託しており、その他の府県については BOD 測定のすべてまたは大部分を指定検査機関で行っている。

表 3-13 BOD 測定的外部委託の状況

都道府県	指定検査機関名	すべて外部委託	一部外部委託	外部委託の比率 %	外部委託なし
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	●			
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会				●
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会		●	97.9	
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団		●	86.1	
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会		●	7.2	
	(一社)埼玉県環境検査研究協会				●
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	●			
	(一社)千葉県環境財団	●			
東京都	(公財)東京都環境公社	●			
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター				●
	(一財)新潟県環境分析センター				●
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所				●
	(一財)上越環境科学センター				●
	(一財)新潟県環境衛生研究所				●
富山県	(公社)富山県浄化槽協会		●	8.2	
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会				●
	(一社)愛知県浄化槽協会				●
愛知県	(一社)愛知県薬剤師会				●
	(一財)中部微生物研究所				●
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	●			
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会		●	0.1	
広島県	(公社)広島県浄化槽協会				●
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター				●
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会				●

7) 11 条検査実施件数の内訳

令和元年度の 11 条検査実施件数の内訳を表 3-14 に示す。

指定検査機関ごとに効率化検査の対象浄化槽の条件（人槽、効率化検査の周期、合併/単独の種別）や保守点検業者の協力の程度が異なるため、採水員等が実施した検査件数の比率に大きなばらつきが認められる。

表 3-14 11 条検査実施件数の内訳（令和元年度実績）

都道府県	指定検査機関名	①	②	③		④		⑤		⑥	
		11条検査 実施件数	検査員 対象検査	採水員等が採水 を実施した検査		周年検査、前年度結果 に応じた全項目		二次検査、 クロスチェック		検査員による 現場での検査	
		件	件	件数	比率 ③/①	件数	比率 ④/(③+④)	件数	比率 ⑤/③	件数	比率 ⑥/①
福島県	(公社)福島県浄化槽協会	81,664	36,571	45,093	55.2%	0	0.0%	1,013	2.2%	37,584	46.0%
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	100,506	35,728	53,331	53.1%	11,447	17.7%	1,352	2.5%	48,527	48.3%
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会	111,971	14	111,957	100.0%	0	0.0%	197	0.2%	211	0.2%
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団	225,867	4,498	197,841	87.6%	23,528	10.6%	417	0.2%	28,443	12.6%
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会	53,316	33,391	4,092	7.7%	15,833	79.5%	43	1.1%	49,267	92.4%
	(一社)埼玉県環境検査研究協会	35,758	26,246	6,212	17.4%	3,300	34.7%	67	1.1%	29,613	82.8%
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	51,929	32,309	15,519	29.9%	4,101	20.9%	10	0.1%	36,420	70.1%
	(一社)千葉県環境財団	19,544	9,840	9,704	49.7%	0	0.0%	0	0.0%	9,840	50.3%
東京都	(公財)東京都環境公社	4,775	3,519	701	14.7%	555	44.2%	10	1.4%	4,084	85.5%
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター	20,709	1,327	19,382	93.6%	0	0.0%	8	0.0%	1,335	6.4%
	(一財)新潟県環境分析センター	23,568	2,330	21,238	90.1%	0	0.0%	0	0.0%	2,330	9.9%
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所	6,329	579	5,750	90.9%	0	0.0%	10	0.2%	589	9.3%
	(一財)上越環境科学センター	19,867	1,463	18,404	92.6%	0	0.0%	281	1.5%	1,744	8.8%
	(一財)新潟県環境衛生研究所	54,824	3,957	50,867	92.8%	0	0.0%	121	0.2%	4,078	7.4%
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	14,011	12,619	1,166	8.3%	226	16.2%	30	2.6%	12,875	91.9%
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会	19,099	18,644	378	2.0%	77	16.9%	3	0.8%	18,724	98.0%
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会	70,272	67,679	1,416	2.0%	1,177	45.4%	0	0.0%	68,856	98.0%
	(一社)愛知県薬剤師会	15,147	14,664	403	2.7%	80	16.6%	7	1.7%	14,751	97.4%
	(一財)中部微生物研究所	35,678	26,726	6,742	18.9%	2,210	24.7%	72	1.1%	29,008	81.3%
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会	14,479	7,034	5,720	39.5%	1,725	23.2%	350	6.1%	9,109	62.9%
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会	13,612	13,602	10	0.1%	0	0.0%	3	30.0%	13,605	99.9%
広島県	(公社)広島県浄化槽協会	56,123	0	56,123	100.0%	0	0.0%	1,814	3.2%	1,814	3.2%
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター	87,631	86,882	749	0.9%	0	0.0%	38	5.1%	86,920	99.2%
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	116,573	4,288	86,388	74.1%	25,897	23.1%	6,579	7.6%	36,764	31.5%

(2) 採水員等を活用した効率化検査の導入と受検率の関係

採水員等を活用した効率化検査を導入している都府県において受検率を向上させるための条件の一つとして、検査実施数における採水員等活用検査の実施比率を高めることが考えられることから、検査実施件数に対する採水員等活用検査の件数の比率と受検率の関係を確認した(図3-1)。図中の横軸に示した「採水員活用検査を実施できる浄化槽の件数の比率」は、令和元年度に採水員が採水を実施した件数(表3-14中の③)と周年検査及び前年度結果に応じた全項目検査の件数(表3-14中の④)の合計値の11条検査実施件数(表3-14中の①)に対する比率としており、効率化検査の対象浄化槽の条件を満たしておりかつ採水員等に採水依頼を行うことが可能な(業者の協力が得られている)浄化槽の比率を表している。

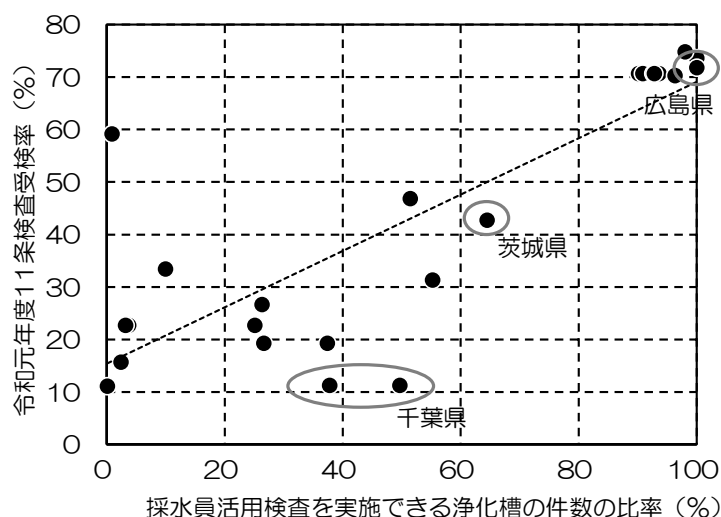


図3-1 検査実施件数に対する採水員等活用検査の件数の比率と受検率の関係

受検率データ出典：令和2年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

採水員等活用検査の件数の比率が高いほど受検率が高い傾向が認められるが、この比率がある程度高いものの受検率が低調な事例も一部認められる。この結果を元に、ヒアリング調査を行った広島県(広島県浄化槽協会)、茨城県及び千葉県の状況の違いから、採水員等を活用した効率化検査の導入により受検率を向上させるために必要な条件を検討した。

<広島県の状況>

- 広島県では、県内を5ブロックに分割し、1ブロックは検査員による全項目検査を環境保全センターが実施し、他の4ブロックは検査補助員による効率化検査を浄化槽協会が実施するため、5年に1回全項目検査を実施することとなっている。
- 県の廃棄物処理計画に受検率の目標値が記載されていることから、目標が明確に示さ

れている。

- 浄化槽協会設立当初は、3～5年で受検率を50%まで引き上げることを約束事としており、保守点検・清掃業者の協力を得ながら受検勧奨を行った。
- 検査補助業務は、検査補助員が所属している業者と契約し委託している。検査補助員は250名程度いるが、そのうち常時検査を実施しているのは100名程度（40社程度）となっている。第三者による検査を実施する目的で、検査補助員は自社の維持管理地域とは別の地域の浄化槽を検査している。
- 11条検査を継続して受検してもらうため、解約の意思表示がない場合は自動更新される検査契約を浄化槽管理者と締結している。
- 未受検者に対する受検案内は県の台帳に基づき送付しており、未契約の浄化槽管理者すべてに通知文書を送付している。
- 検査契約を締結しているが受検を拒否した浄化槽管理者に対しては市町からの指導文書に加え、受検承諾書及び市町宛の返信用封筒を送付しており、また、一部の市町では、行政担当者立ち合いの下、受検拒否者に対する戸別訪問を実施している。

<茨城県の状況>

- 受検率の向上と体制確保に関する5か年計画を立てて運営しており、次期5か年計画では受検率60%を目標とする予定である。
- 検査の申し込みは、7条検査及び11条検査の申込書が同時に提出される仕組みとなっている。
- 未受検者に対する受検案内の送付については、地域を分けて3年で県内全域を一巡するよう実施しており、対象地域において過去2年間未受検の浄化槽管理者を送付対象としている。
- 未受検者に対する受検案内は行政の名義で発出されており、住民からの問い合わせ先は主に県の出先機関（県民センター等）及び水戸市となっている。
- 指定検査機関では受検拒否された物件をリスト化して行政に提出しているが、行政指導は設置補助を受けた浄化槽から優先して行われており、設置補助を受けていない拒否物件は受検案内文書の送付による対応となっている。

<千葉県の状況>

- 指定検査機関の指定に際して、検査実施件数や検査員数に関する計画を県に提出しており、指定の更新（5年更新であり、次回の更新は令和4年度）に向けた次期計画を作成している。
- 登録保守点検業者は300社程度あり、そのうち採水業者は100社程度である。効率化検査を増やすためには採水業者を増やさなければならないと考えており、現在2機関で今後の取組みについて協議を進めている。

- 未受検者に対する受検案内は平成 30 年度から県主導で行われている。受検案内の送付対象は、過去に受検歴がありかつ直近 2 年のうちに検査を受検していない浄化槽管理者としている。
- 受検案内を送付しても浄化槽管理者から反応がない場合は、文書を再送付することとしている。
- 検査履歴がない浄化槽でも保守点検業者からの依頼により検査を行うケースはあるが、実績は少ない。
- 全項目検査の対象浄化槽については、検査料金を前納している浄化槽及び一括契約を行っている浄化槽を除いて、検査申込書を毎年送付している。

3 県の状況を比較すると、採水員等活用検査の件数の比率を高めるだけでなく、保守点検・清掃業者による受検勧奨が行われること、未受検者に対する受検案内（通知）が十分に行われることが、採水員等を活用した効率化検査を導入することで受検率を向上させるために必要な条件と考えられる。

参考として、採水員を活用した効率化検査を導入により受検率が大幅に上昇した事例を図 3-2 に示す。

栃木県及び群馬県では、効率化検査導入後 1~2 年で受検率が 40~50 ポイント上昇しているが、これは、浄化槽法制定前から BOD 検査が実施されており、その検査が採水員を活用した効率化検査（11 条検査）に移行したことで起こった現象と考えられる。これらの一部の県以外においては、採水員等を活用した効率化検査を導入するだけでは受検率が向上せず、保守点検・清掃業者による受検勧奨や未受検者に対する受検案内等の未受検者に対する個別のアプローチと組み合わせることではじめて受検率が向上すると考えられる。

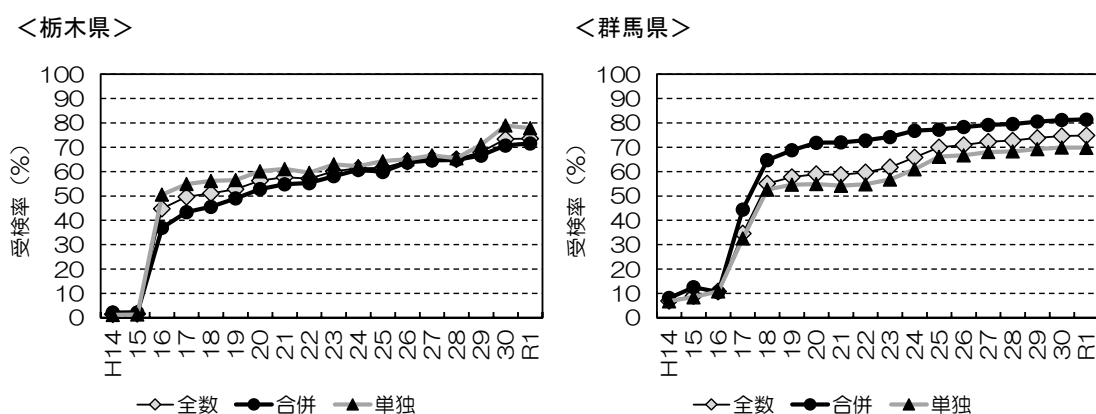


図 3-2 採水員を活用した効率化検査を導入により受検率が大幅に上昇した事例

データ出典：環境省公表データ（浄化槽の指導普及に関する調査結果等）

(3) 採水員等を活用した効率化検査の導入と検査効率の関係

実働検査員 1 人あたりの検査実施件数を図 3-3 に、実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数を図 3-4 にそれぞれ示す。

「実働検査員 1 人あたりの検査実施件数」は、令和元年度の 7 条検査実施件数、11 条検査の検査員対象検査の件数（表 3-14 中の②）、周年検査・前年度結果に応じた全項目検査の件数（表 3-14 中の④）及び二次検査・クロスチェックの件数（表 3-14 中の⑤）の合計値を実働検査員数で除した値である。すなわち、検査員が現場に赴いた件数を検査員数で除した実質の検査実施状況を表している。

一方、「実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数」は、令和元年度の 7 条検査実施件数及び 11 条検査実施件数（表 3-14 中の①）の合計値を実働検査員数で除した値であり、一般に公表されている検査実施件数から算出した検査効率を表している。

採水員等活用検査の件数の比率が高いほど実働検査員 1 人あたりの検査実施件数が少ない傾向が認められる。また、周年検査を実施しておらず、採水員等活用検査の件数の比率が高い指定検査機関では実働検査員 1 人あたりの検査実施件数が少ない傾向が顕著に表れており、余力が生まれていると考えられる。

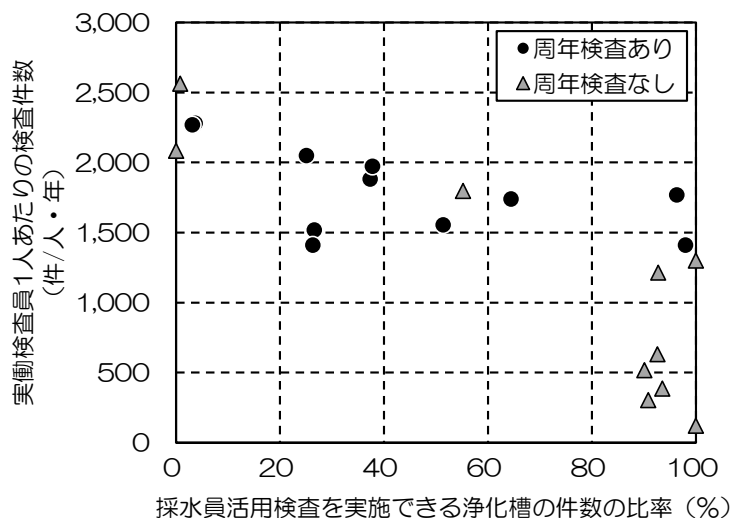


図 3-3 実働検査員 1 人あたりの検査実施件数

図 3-4 に示すように採水員等活用検査の件数の比率が高いほど実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数が多い傾向が認められる。採水員等活用検査の件数の比率が 10% 未満の指定検査機関では実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数が 2,000 件/人・年程度であるが、福岡県浄化槽協会のように採水員等活用検査の件数の比率が高い場合（96.3%）、二次検査、クロスチェック、5 年に 1 回の周年検査等の確認行為をすべて行ったとしても、実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数 5,200 件/人・年程度まで引き

上げることができる。周年検査を実施していない機関の中には実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数がさらに多い機関もあり（図には示されていない）、10,000 件/人・年を大きく上回る機関も認められた。

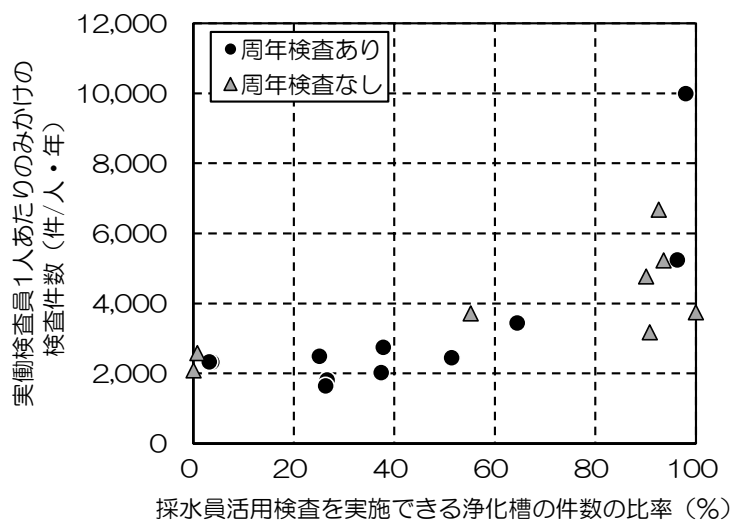


図 3-4 実働検査員 1 人あたりのみかけの検査実施件数

(4) 採水員等を活用した効率化検査における精度管理

1) 採水員等による一次検査のみで「不適正」と判定するケース

前述の表 3-11 に示すように、多くの機関で二次検査を実施しており、採水員等が実施した一次検査で異常が認められる場合に二次検査を実施しているが、異常の種類や程度によっては二次検査を実施せずに「不適正」と判定するケースも認められる。

採水員等による一次検査のみで「不適正」と判定するケースの有無とその条件を表 3-15 に示す。

表 3-15 採水員等による一次検査のみで「不適正」と判定するケースの有無と条件

都道府県	指定検査機関名	採水員等による一次検査のみで「不適正」と判定するケース			
		ない	ある		
			BOD	清掃の回数	その他
福島県	(公社)福島県浄化槽協会			「不可」	●
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会				●
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会		「不可」		●
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団				●
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会				●
	(一社)埼玉県環境検査研究協会				●
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	●			
	(一社)千葉県環境財団				●
東京都	(公財)東京都環境公社		「不可」	「不可」	
新潟県	(一財)下越総合健康開発センター	●			
	(一財)新潟県環境分析センター	●			
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所				●
	(一財)上越環境科学センター	●			
	(一財)新潟県環境衛生研究所				●
富山県	(公社)富山県浄化槽協会		「不可」の2倍超		
山梨県	(一社)山梨県浄化槽協会		90mg/L超(合併)		
	(一社)愛知県浄化槽協会	●			
愛知県	(一社)愛知県薬剤師会			「不可」	
	(一財)中部微生物研究所			「不可」	
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会				●
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会				●
広島県	(公社)広島県浄化槽協会			「不可」	●
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター				●
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会	●			

<その他の内容>

- ・福島県浄化槽協会
 - …①漏水、著しい水平の狂い・浮上沈下、残留塩素が未検出かつ消毒剤の残留量が0%
 - ②浄化槽上部の状況、雨水の流入、内部設備の固定状況、設置に係るその他の状況、送風機の稼働状況、堆積汚泥状況およびスカムの生成状況、流入に係るその他の状況、消毒の実施状況について、連続3回以上改善が必要と判断されたもの
 - ③②の項目について、2回以内改善が必要と判断されBOD値が30mg/Lを超えているもの
 - ④保守点検回数が不足
- ・茨城県水質保全協会
 - …二次検査を浄化槽管理者が拒否した場合や次検査の前に浄化槽の使用を休廃止した場合等
- ・栃木県浄化槽協会…残留塩素が未検出の場合
- ・群馬県環境検査事業団
 - …①BOD値が「不可」の範囲であり、かつ外観検査項目のいずれかが「不可」である

場合

- ②BOD 値が「不可」の範囲であり、書類検査の結果及び指定採水員用検査票から原因が明らかな場合
- ③消毒装置その他構造的欠陥等により薬剤との接触状況が不良であることが書類検査の結果及び指定採水員用検査票から明らかな場合
- ④書類検査の結果及び指定採水員用検査票から、重大な構造的欠陥を有している、あるいは他の原因により処理機能を維持することが極めて困難であることが明らかな場合
- ⑤書類検査の結果、保守点検の記録が保存されていない、かつ指定採水員用検査票から保守点検が行われていることが確認できない場合
- ⑥書類検査の結果及び指定採水員用検査票から、保守点検の回数が法令で定められた回数より少ない場合であって、検査時から過去一年以内に保守点検が一回以上行われていることが確認できない場合
- ⑦書類検査の結果、清掃記録が保存されていない、かつ清掃が行われていることが確認できない場合であって、指定採水員用検査票又は保守点検記録から清掃時期に達していることが明らかな場合
- ⑧書類検査の結果、清掃の回数が法令で定められた回数より少ない場合であって、指定採水員用検査票又は保守点検記録から清掃時期に達していることが明らかな場合

・埼玉県浄化槽協会

…BOD が「不可」で清掃未実施に起因する場合、汚水が漏水している場合（内部判定会議で決定）

・埼玉県環境検査研究協会…主には漏水のケース

・千葉県環境財団…漏水、ブローア停止等

・新潟県環境衛生中央研究所

…浄化槽本体からの漏水や送風機の故障・停止等、浄化槽の処理機能に影響があると考えられる機器の破損・故障

・新潟県環境衛生研究所

…検査員が実施する法定検査の判定基準と同一（判定ガイドラインに準拠）

・滋賀県生活環境事業協会…前年度に不適正で改善できていないもの

・広島県浄化槽協会…保守点検回数が「不可」、ばっ気停止、消毒状況が「不可」、漏水等

・徳島県環境技術センター…漏水、送風機故障

2) 効率化検査導入前後の総合判定結果の比率

採水員等を活用した効率化検査の導入に伴い、総合判定結果の比率が極端に変化した機関は少なく、おおむねガイドライン検査と同様の判定が行われていると考えられるが、以下

に示すように、一部の機関では効率化検査の導入によって総合判定結果の比率が変化している。

- 効率化検査は一括契約（保守点検・清掃・検査）に基づき実施しているため、保守点検及び清掃の未実施による不適正が大幅に減少した。（福島県）
- 効率化検査（採水員検査）においては、流入管渠・放流管渠等の外観検査項目が大幅に省略されたため、「不適正」の比率が低下した。（群馬県）

また、効率化検査導入後に一部の検査項目の変更や総合判定への反映方法の変更を行ったことにより総合判定結果の比率が変化している事例も認められるが、それらを除くと各機関における総合判定結果の比率は安定しているといえる。

3) 周年検査とその前年度の効率化検査で判定が異なる浄化槽の比率

周年検査を実施している指定検査機関において、周年検査での判定とその前年度に実施した効率化検査での判定が異なる浄化槽がどの程度存在するか調査した結果を図3-5に示す。

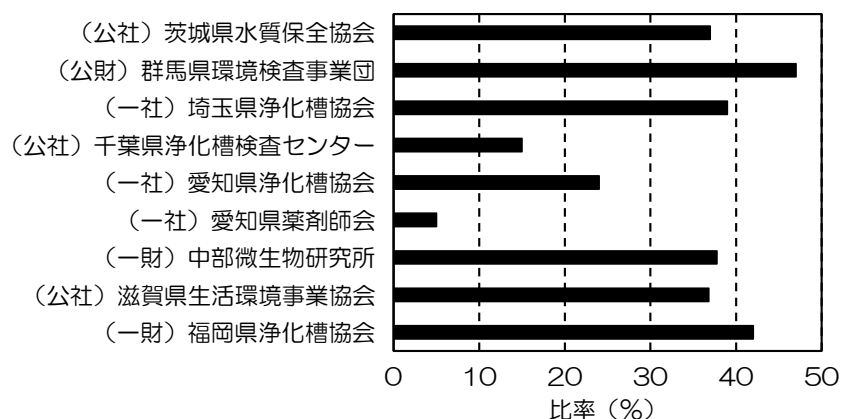


図3-5 周年検査とその前年度の効率化検査で判定が異なる浄化槽の比率

周年検査での判定とその前年度の効率化検査での判定が異なる浄化槽の比率は、機関によるばらつきが大きく、5～47%であった。周年検査の結果とその1年前の結果を比較しているため、検査結果が異なることは問題ではないと考えられるが、検査結果がどのように変化したのか、「おおむね適正」や「不適正」となった主な原因は何なのか、結果が異なる浄化槽の比率は妥当なのか等について調査・検討する余地がある。

また、周年検査を実施していない機関についても、現在実施されている精度管理の妥当性について検証する方法を検討する必要があると考えられる。

(5) 運営上の課題

アンケート調査から、採水員等を活用した効率化検査の運営上の課題として以下の情報が得られた。

<浄化槽管理者からの反応に関する課題>

- 検査員が一度も顔を出さずに検査が完了する事に対して批判的な意見をいただくことがある。
- 採水員が保守点検と一緒に採水する場合、再度全項目検査を実施することがある（浄化槽管理者が法定検査を実施したと理解されない場合がある）。
- 採水業者には自社で保守点検を行っている浄化槽の採水を依頼しているため、浄化槽管理者が検査と点検を混同し、5年に1回の検査員検査に伺った際、知らない業者が訪問したと誤解し、拒否されるケースがある。
- 外観・水質クロスチェックを行っているが、外観クロスチェックにおいて浄化槽管理者から断られるケースが時々ある。

<その他の課題>

- 今後、効率化検査の割合を高めることが求められている。
- 採水員の所属する保守点検業者の事情により効率化検査に移行できない物件が多く残っている等、協力業者確保が頭打ちとなっている。
- 効率化検査の肝は、精度をいかに保つかであり、これら採水員のスキルを研修会等でどれだけ維持できるかが課題。
- 本県では、登録業者であって、効率化検査の対象となる規模の浄化槽の保守点検を請け負っている場合には、その業者は原則として採水員を養成し、自ら管理する浄化槽の効率化11条検査を実施することが強く求められる制度設計となっている。したがって、検査機関には採水を委託する保守点検業者を選ぶ自由度は無く、資質が疑われる業者とも賢く連携を図りながら、検査の精度を維持していかなければならず、そのための労力は多大なものとなっている。業者、管理士の資質の向上と精度管理が効率化検査の運営上、大きな課題となっている。
- 指定採水員の効率化検査については、浄化槽管理者と保守点検業者との契約が必要となる。このため、浄化槽管理者が指定採水員による効率化検査を十分に理解していただかないと契約件数（検査基数）が増加しない。
- 周年検査は、管内の市町村毎に順次実施しており、また通常検査は検査員が行うことから、通常検査年度のみ指定採水員の検査（保守点検業者の業務）がなくなり、検査員の業務が増加する。年度ごとに効率化検査件数にばらつきが出ることになるため、周年検査業務の検査基数の平準化が課題となっている。
- 検査員が直接外観検査を行っていないので、判定の際、自信を持って判断出来ない部分がある。また、管理者から質問があったときに正しい返答が出来ていない可能性がある。

る。これらの状況を改善するには不具合箇所の画像データが必要と思われる。

- 同じ施設に採水員、検査員、検査員と 3 回訪問するケースがあるため非効率の場合もある。年間検査基数の大部分を検査員検査で行っていることから、効率化にはなっていない。

これらの課題が挙げられた一方で、採水員等を活用した効率化検査を導入したことによる副次的効果として以下の情報が得られた。

- 一括契約の推進により、個別の契約より維持管理費用が廉価になること、窓口が保守点検業者のみとなり煩雑さが解消されたことなどから、浄化槽管理者からの反応はよい。
- 検査員検査の場合は、「日常の保守点検とは別の機関から別の人間が来て、保守点検と同じ様なことをやって料金をとられる」というイメージが強いが、採水員検査の場合は、「普段頼んでいる保守点検の人が年 1 回 BOD 検査という水質検査をやってくれて、それが行政にも報告されている。その水質検査に料金が発生している。」という合理的理解がされ易いと考えられる。検査手数料の支払い先に関しても、一括契約により保守点検業者に一本化されることで、管理者にとっては簡便で分かり易い仕組みであるといえる。したがって、効率化検査（採水員検査）導入前に比べると、検査そのものに対する問合せや苦情は大幅に少なくなった。

第4章 受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査

4.1 受検率向上に資する手法に関する文献調査

4.1.1 調査の目的

各都道府県及び指定検査機関で実施されている11条検査受検率向上に向けた取り組みのうち、特に有効と考えられる取り組みは他の都道府県及び指定検査機関においても有効な取り組みとなり得るため、本調査ではそれらの取り組みを明らかにし、「11条検査の受検率向上の取り組み事例」に反映させる事例を抽出することを目的とした。

4.1.2 調査方法

文献調査や過年度調査結果から、受検率向上に資する取り組み事例について情報収集した。文献調査の対象を以下に示す。

<調査対象>

- 過年度に環境省が実施した法定検査関連の調査検討業務報告書
- 月刊浄化槽
- 全国浄化槽技術研究集会要旨集等
- 指導普及調査

4.1.3 調査結果

(1) 受検率向上に向けた取り組みに関する網羅的調査結果

受検率向上に向けた各都道府県の取り組みの状況は、平成17年度から19年度の3ヵ年間にかけて「浄化槽行政に関する調査等結果（環境省資料）」に示されており、その内容は「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例（環境省）」でも紹介されている。

また、「平成29年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務」では、全国の指定検査機関に対するアンケート調査が実施されており、取り組みの実施状況と受検率の関係について分析されている。

【浄化槽法第11条検査に関する調査】

■未受検者に対する受検案内

受検案内開始時期と案内の頻度から平成27年までの累積案内回数を算出し、受検率との関係を確認したが、明確な傾向は認められなかった。毎年実施することで徐々にその効果が薄れてくることに起因するものと考えられた。

■広告・宣伝を活用した周知

広告・宣伝の回数と受検率の間には明確な相関は認められなかった。

■一括契約

一括契約率（全検査対象基数に占める一括契約による検査基数の比率）の高い県ほど受検率が高い傾向が認められ、一括契約の実施基数を増加させることで受検率が向上することが明らかになった。

■保守点検および清掃業者による受検勧奨

実施率の低い取り組みであるが、受検率の高い都道府県には古くから取り組んでいる指定検査機関が認められ、業者による受検勧奨は受検率の上昇に寄与していると考えられる。受検率が平均的な都道府県および低い都道府県には平成 20 年前後から取り組みはじめた指定検査機関が多く、これらの地域では今後の受検率の上昇が期待される。

■浄化槽台帳の精査

受検率の高い都道府県および平均的な都道府県でより多く実施されていることから、受検率の向上に寄与する取り組みであるといえる。効果的な精査方法としては、「保守点検および清掃業者の保有する管理台帳との突合」が挙げられる。

■継続受検を促進するための工夫

「第 7 条検査受検者に、次年度から第 11 条検査を受検もらうための工夫」や「第 11 条検査受検者に、継続して検査を受検してもらうための工夫」としては、以下の取り組みが挙げられた。

- 第 7 条検査と同時契約を行う。
- 一括契約を行う。
- 検査員の説明の工夫をする。
- 自動更新や口座振替を推奨する。
- 保守点検業者による検査代行依頼を行う。

令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する報告書 p.17（2017）より抜粋

（2）受検率向上に向けた取り組みに関する各種報告

文献調査や過年度調査結果から得られた受検率向上に資する取り組み事例を以下に示す。

1) 広島県の事例

平成 18 年度時点において、広島県環境保全センターでは県及び各市町が保有する浄化槽台帳データを収集して検査台帳の整備・精査を実施している。行政が保有する浄化槽台帳データの授受に際して個人情報保護を目的とした「浄化槽台帳データの相互提供に関する覚書」を県及び各市町と締結した。平成 19 年度には、県及び各市町から収集した浄化槽台

帳と検査台帳の突合を実施しているが、地番表記の情報や市町村合併前の情報も含まれていたため、ゼンリン地図及び電子電話帳を活用した住居表示への変換や法務局登記情報サービスを活用した所有者の調査を行っている。精査後の情報に基づき、市町等から交付された行政指導文書の発送や電話、訪問、再度の文書送付による受検案内を実施してきた。

平成 24 年度においては、11 条検査受検率の向上及び検査基数の増加に伴い、長期未集金となっている浄化槽も増加したため、法的措置による未収金の回収も開始した。

平成 25 年度においては、県において「未受検者等に対する指導事務の取り扱い方針」を定め、各市町へ通知している。この方針では未受検者や受検拒否者に対する各種指導文例が

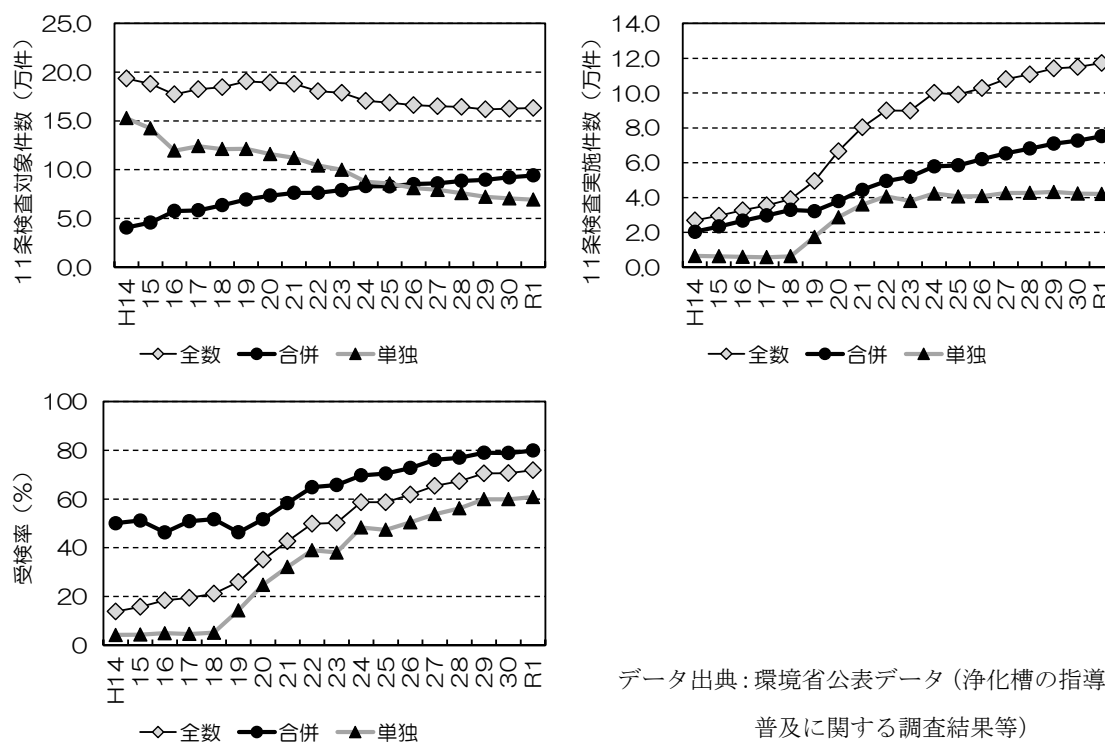
【取り組み内容（広島県）】

- 各自治体から浄化槽台帳データを収集：平成 18 年度
- 浄化槽台帳と検査台帳の突合・精査：平成 19 年度
- 市町等から交付された行政指導文書の発送：平成 20 年度
- 新検査体制の構築（効率化検査）：平成 19 年度
- 使用開始報告への 11 条検査受検契約書の添付：平成 28 年度
- 法的措置による長期未収金の回収：平成 24 年度

第 25 回全国浄化槽技術研究集会要旨集 p.117-122（2011）、

月刊浄化槽 2019 年 3 月号 p.12-15（2019）より抜粋

【11 条検査対象件数、実施件数、受検率の推移（広島県）】



示されており、各市町の指導文書作成業務が簡略化されるため、指導文書の送付依頼に対し協力を得られている。また、平成 28 年度より浄化槽使用開始報告書への 11 条検査受検契約書の写しの添付を標準的な扱いとし、受検率の向上に努めている。

広島県では体制の変更、指導文書や受検契約書の送付など様々な取り組みがなされており、その成果が受検率の向上に現れていると考えられる。

2) 香川県の事例

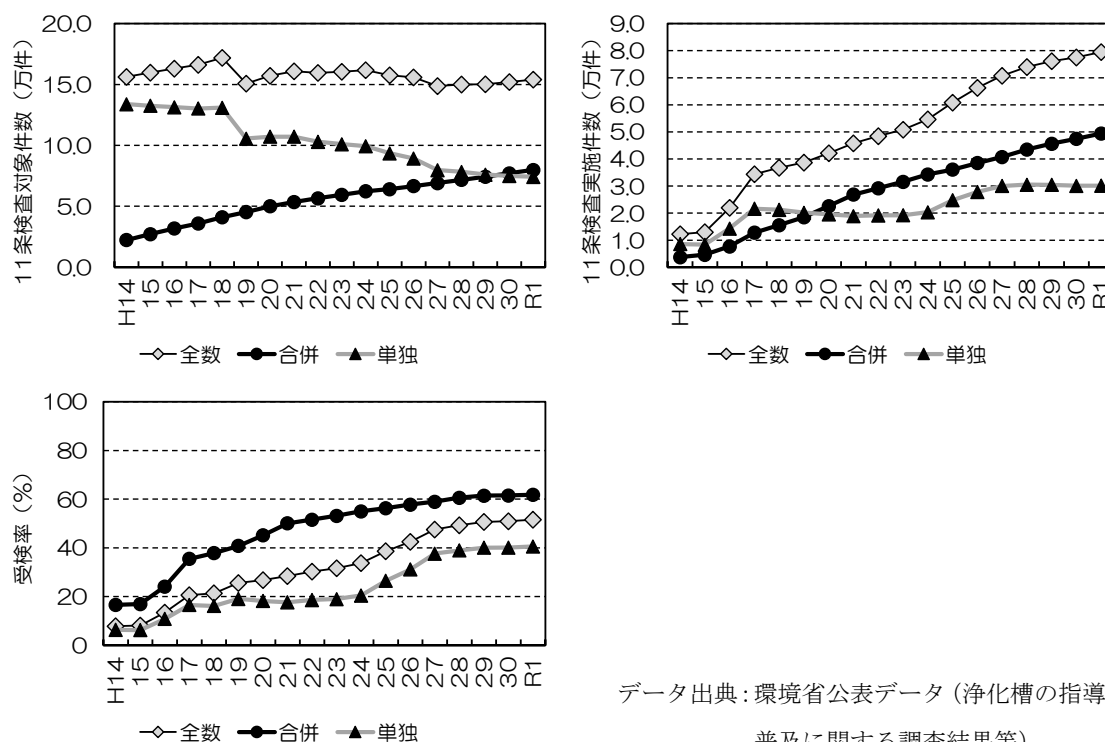
平成 14 年度時点では、(社)香川県浄化槽センター(現在の(公社)香川県浄化槽協会)では受検率向上に向けた取り組みを実施しておらず、10 人槽以下の浄化槽管理者(県内約 80%)へは受検案内を送付していなかったため、受検率は 8%程度であった。この実態を踏まえ、県と高松市との協議の結果、県内の浄化槽設置基数の把握に向けた生活排水実態調査(香川県：H15～16、高松市：H14～15)を開始した。

【取り組み内容(香川県)】

- 実態調査：平成 14～15 年度(高松市)、平成 15～16 年度(香川県)
- 検査体制の構築：平成 16 年度
- 受検案内の発送：平成 16 年度

第 22 回全国浄化槽技術研究集会要旨集 p.89-94 (2008) より抜粋

【11 条検査対象件数、実施件数、受検率の推移(香川県)】



平成 16 年度においては、浄化槽設置基数の増加に伴う検査対象の拡大により検査員不足が課題となったため、新たな検査体制として従来の全項目検査に加え BOD 検査主体の採水員検査を導入した。また、同年度のその他の取り組みとして、10 人槽以下の浄化槽の管理者に対する受検案内の送付も開始した。

このような①実態把握、②採水員検査の導入、③受検案内の送付等の取り組みの結果、平成 15 年度を境目として受検率は上昇し、令和元年度では合併及び単独処理浄化槽の 11 条検査受検率は 50%程度に達した。

3) 岩手県の事例

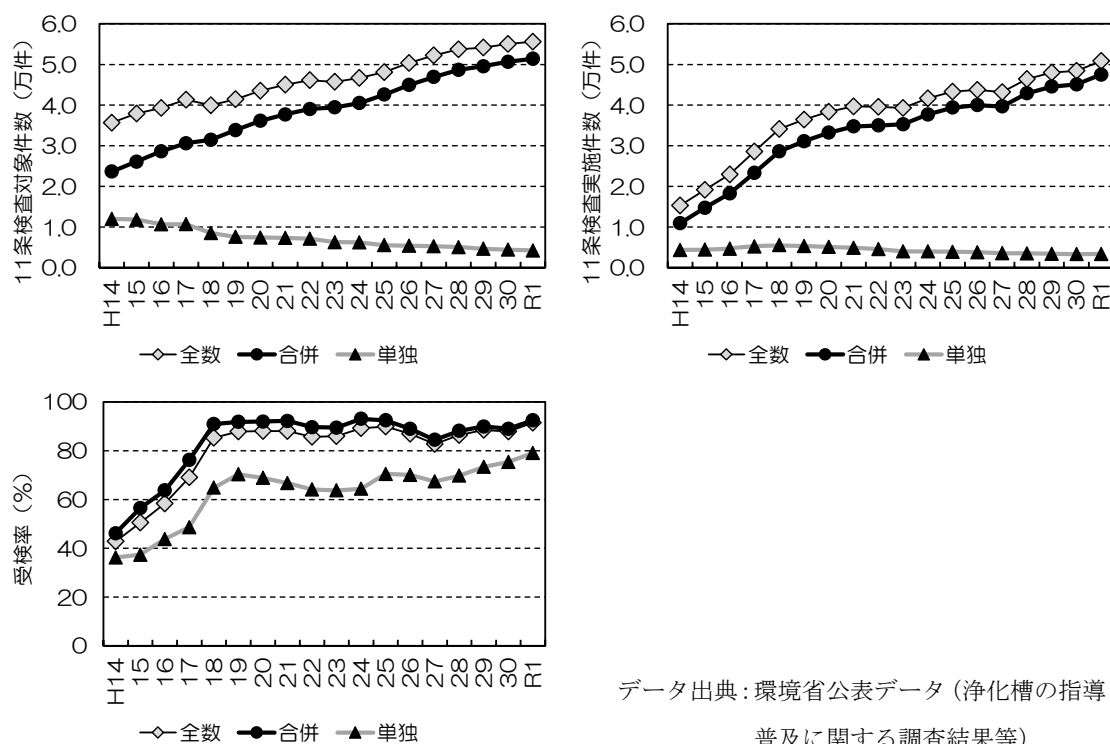
岩手県では、未受検者に対する行政指導（保健所長名の文書送付）を行うとともに、平成 17 年度から効率化検査を導入しているが、それに伴い、PDA（携帯情報端末）を活用した 11 条検査結果書自動作成システムを構築している。これは、現場での検査結果と測定 5 日

【取り組み内容（岩手県）】

- 未受検者に対する行政指導
- 効率化検査の導入：平成 17 年度
- 現場で使用する PDA の導入

第 20 回全国浄化槽技術研究会要旨集 p.66-72（2006）より抜粋

【11 条検査対象件数、実施件数、受検率の推移（岩手県）】



データ出典：環境省公表データ（浄化槽の指導普及に関する調査結果等）

後に判明する BOD 値を PC 上でリンクさせるシステムとなっているため、事務作業の効率化に繋がっている。また、現場での検査結果の入力は PDA に組み込んだ所見を選択するシステムとなっているため、検査員間の個人差の縮小にも寄与しているといえる。

効率化検査を導入することで検査実施基数が増加すると、それに併せて事務作業も増加するため、事務作業の効率化も重要な課題となることが伺える。

4) 静岡県の事例

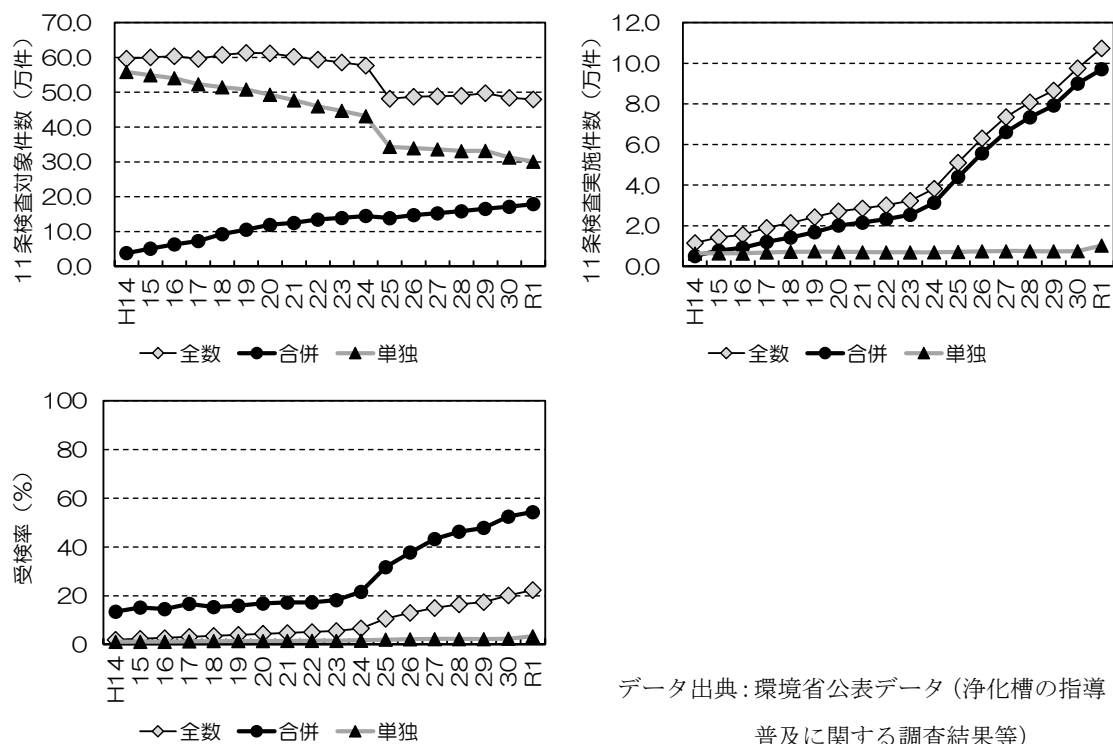
静岡県では、平成 25 年度から静岡県くらし・環境部主導による「浄化槽法定検査周知強化事業（以下、周知強化事業）」がスタートした。翌年からは（一財）静岡県生活科学検査センターが当事業を引き継ぎ、県及び浄化槽関係団体との共働作業により取り組みがなされている。周知強化事業の実施においては、受検推進のみに特化した部門である「検査推進

【取り組み内容（静岡県）】

- 浄化槽法定検査周知強化事業：平成 25 年度～
- 大型浄化槽に対する DM 発送による受検推進：平成 27 年度～
- 県の台帳データを活用した浄化槽設置情報の収集と DM 発送：平成 29 年度～
- 周知強化事業開始：平成 25 年度

第 32 回全国浄化槽技術研究集講演要旨集 p.263-267 より抜粋

【11 条検査対象件数、実施件数、受検率の推移（静岡県）】



課」を創設し、受検歴より作成した当該検査センターの台帳を基に検査依頼がない施設へダイレクトメール（DM）発送（平成 25～29 年度の 5 年間で約 10 万通）及び電話（平成 25～29 年度の 5 年間で約 20 万回）による推進を行っている。その結果、平成 24 年度と比較して平成 28 年度の 11 条検査の受検率は約 2.5 倍向上（6.6%→16.5%）し、周知強化事業の取り組みによって受検率が改善された。

平成 27 年度より県管内の 201 人槽以上の大型浄化槽を対象に、当該検査センターが廃止・休止等の現状を調査し、未受検施設には DM 発送による受検推進を行った。

平成 29 年度には、県が作成した平成 14 年度以降の「新規設置台帳」に収載されている約 10 万基の浄化槽から当該検査センターの台帳に収載されていない約 11,000 基の浄化槽を特定し、その施設を対象に DM 発送による受検推進を行った。その結果、1,300 件の受検依頼が得られた。

当該検査センターでは、原則、「継続・契約申込書」により継続して検査しているが、管理者の要望により「単年度申込み」の場合には検査案内を送付している。その後、依頼がない施設には電話による検査推進を行い、電話推進でも依頼がない施設には行政名の通知を発送している。

5) 埼玉県の事例

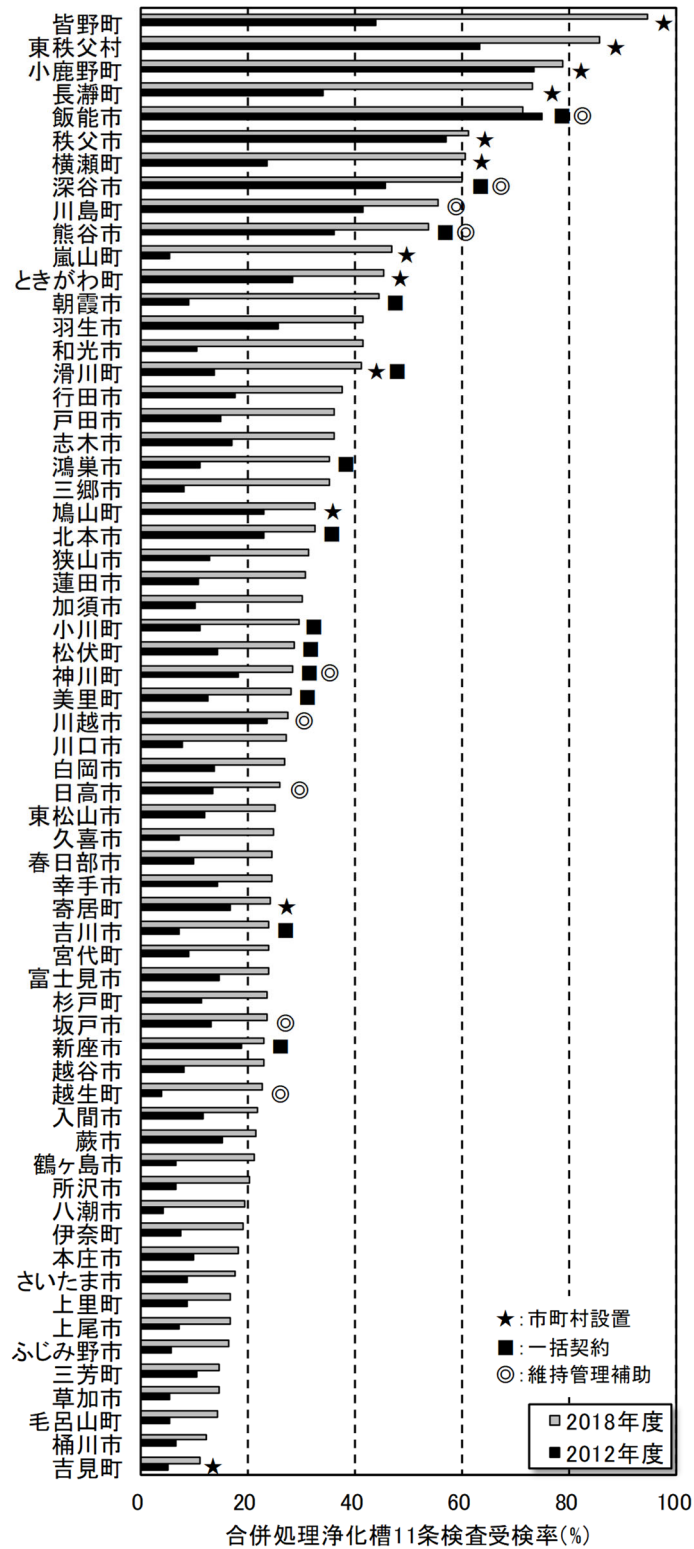
埼玉県では、浄化槽整備促進に関する取り組みを行っている市町村が多く、特に市町村設置型事業、一括契約、維持管理補助のいずれかの取り組みを行っている市町村では受検率が向上している。市町村設置型事業を実施している市町村では、当該事業での汚水処理人口が高いほど受検率が高い傾向がある。一方、埼玉県全体で見ると、平成 30 年度時点で 4 分の 3 程度の市町村が受検率 40%を下回っているため、県全体の受検率底上げのための取り組みとして、保守点検業の登録条例において、保守点検業者が法定検査未受検者に対する通知を行うことが定められた。

【取り組み内容（埼玉県）】

- 市町村設置型事業
- 一括契約
- 維持管理補助
- 業者による受検手続き代行
- 台帳整備
- 条例改正

令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する報告書 p.17（2020）より抜粋

【埼玉縣市町村別の11条検査受検率（合併処理浄化槽）】



令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する報告書 p.19 (2020) より抜粋

6) 愛知県の事例

愛知県では、県全体の受検率の底上げが図られており、8割以上の市町村において受検率が40%を超過している(2018年度時点)。なお、7条検査手数料の支払いを前納制とした平成18年度以降は7条検査受検率がほぼ100%となっており、併せて法定検査の継続申し込み制度を導入したことで、11条検査受検率の向上が顕著になった。県独自の取り組みとして、令和元年度に浄化槽保守点検業者の登録条例を改正し、優良浄化槽保守点検業者の制度を創設した。優良浄化槽保守点検業者の認定基準には「受託する浄化槽管理者のうち、一定の割合以上の者が、法に定める回数以上、法定検査、保守点検、清掃を行っていること」が盛り込まれており、保守点検業者による受検勧奨の促進が期待されている。

【取り組み内容(愛知県)】

- 採水員検査
- 継続受検
- 一括契約
- 維持管理補助
- 条例改正(優良浄化槽保守点検業者): 令和元年度

令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する報告書 p.17 (2020) より抜粋

4.2 指定検査機関と関連業者の情報共有に関する文献調査

4.2.1 調査の目的

各都道府県及び指定検査機関で実施されている、法定検査の効率的かつ効果的な実施において、浄化槽工事業、保守点検業及び清掃業の各事業所との情報連携に関する事例は、他の都道府県及び指定検査機関においても有効な事例となり得るため、本調査ではそれらの事例を明らかにし、「11条検査の受検率向上の取り組み事例」に反映させる事例を抽出することを目的とした。

4.2.2 調査方法

文献調査や過年度調査結果から、指定検査機関と浄化槽工事業、保守点検業及び清掃業の各事業所との情報共有に関する事例について情報収集した。文献調査の対象を以下に示す。

<調査対象>

- 過年度に環境省が実施した法定検査関連の調査検討業務報告書

4.2.3 調査結果

(1) 基本検査試験運用の事例

指定検査機関と保守点検及び清掃業者との情報連携に関する事例として「基本検査(図4

ー1)」の実施事例が挙げられる。平成17年の浄化槽法改正を契機に、検査方法の見直し検討が行われ、新たな検査方法として基本検査が提案され複数の自治体において試験運用が行われた。

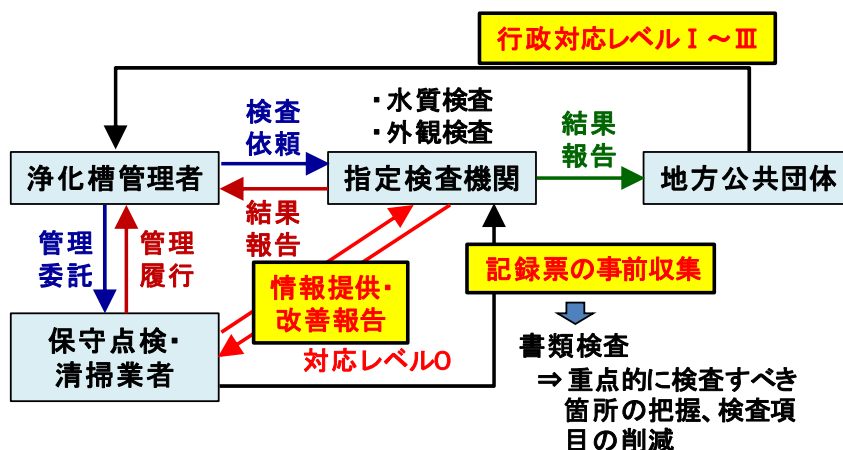


図4-1 基本検査のイメージ

基本検査試験運用の実施状況を表4-1に示す。

試験運用を実施した4自治体に対する調査から得られた基本検査の導入効果及び課題、基本検査導入時の留意点に関する情報を以下に示す。

■記録票の事前収集

<導入効果>

- 浄化槽管理者が記録票を準備する手間の削減
- 現場での書類検査時間の短縮
- 清掃実施日等の事前把握で、検査計画の無駄が削減
- 浄化槽の状況を時系列で把握でき、重点的に検査すべき事項が事前に分かる

<課題>

- オンラインシステムでの収集でない場合、指定検査機関内での事務負担が増加
- 記録票及びその記入方法が統一されていないと検査での見落としが発生する可能性がある

表 4-1 基本検査試験運用の実施状況

	山形県	岐阜県	愛媛県	鹿児島県
試験運用の対象地域等	一部の地域 (最上地域)	県内全域	一部の地域 (伊予郡松前町)	県内全域 (業者を限定)
事前収集している維持管理の記録票	保守点検記録 (業者⇒行政⇒指定検査機関)	保守点検記録 清掃記録	保守点検記録 清掃記録	保守点検記録 清掃記録
記録票の収集方法	ディスクまたは紙	オンラインシステム	電子メール	オンラインシステム
外観検査項目	簡易な外観検査 (従来からの効率化検査)	全項目検査	簡易な外観検査 (従来からの効率化検査)	全項目または簡易な外観検査 (書類検査で振り分け)
対応レベル0の情報提供 (指定検査機関⇒業者)	一部の「不適正」 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> BOD200mg/L 超 送風機停止 消毒剤無し 汚泥の流出 </div>	行政対応レベルⅢおよびⅡ以外の「不適正」	行政対応レベルⅢおよびⅡ以外の「不適正」	行政対応レベルⅢおよびⅡ以外の「不適正」
対応レベル0の改善報告 (業者⇒指定検査機関)	—	実施	実施	実施
改善報告後の総合判定結果の変更	— (改善報告があれば「改善済み」の所見をつける)	— (「改善済み」または「改善予定」の所見をつける)	— (改善報告があれば「改善済み」の所見をつける)	実施
行政対応レベルⅡおよびⅢ	実施	実施	実施	実施

表中の塗りつぶしは「基本検査運用の手引き（案）」への対応状況を表している。

- : 「基本検査運用の手引き（案）」の内容と合致もしくはきわめて近い
- : 「基本検査運用の手引き（案）」の内容と一部合致

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

■対応レベル0

<導入効果>

- 浄化槽管理者の手を煩わせることなく、異常が速やかに改善される（浄化槽に対する信頼性、住民サービスの向上）
- 保守点検・清掃業者に対して改善方法を提案することで、業者の技術力の向上が図られる

<課題>

- 異常の改善方法に関する技術的知見の集積
- 改善状況の確認方法が確立されていない
- 改善報告後に総合判定結果を変更する場合、行政報告が遅れる可能性がある

■基本検査導入時の留意点

- 個人情報保護対応（本人同意、セキュリティ対策等）が必要
- 業者における記録の電子化、記録票の統一、指定検査機関と業者の連携が必要

（2）基本検査に類似した検査に関する実態調査

検査で認められた異常に関する情報を保守点検・清掃業者に提供する仕組み及び業者からの改善報告の仕組みの構築状況について調査した事例を以下に示す。

■情報提供の仕組みの構築状況

「平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務」で実施されたアンケート調査結果のうち、情報提供の仕組みの構築状況を表 4-2 に示す。

情報提供の仕組みを構築している指定検査機関は 38 機関、構築していない指定検査機関は 22 機関であった（平成 29 年度時点）。構築している指定検査機関のうち、14 機関は情報提供を行う業者を限定しており、23 機関は限定せず行っていた。また、21 機関は情報提供を行う異常な状況を限定せず、すべての保守点検や清掃業者に情報提供を行っていた。

■情報提供、改善報告の仕組みを構築することによる効果

「平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務」で実施されたアンケート調査結果のうち、業者に対する情報提供や、業者からの改善報告の仕組みを構築したことによる効果について図 4-2 に示す。

最も回答数が多かったのは、保守点検および清掃業者の対応の変化であり、情報提供を行うことにより、業者の意識向上に寄与していることが伺える。

また、一部の指定検査機関では、指定検査機関が発足した当時から情報提供の仕組みを構築しており、その効果は不明であるとの回答があった。

表 4-2 各指定検査機関における情報提供の仕組みの構築状況

都道府県	指定検査機関	構築していない	構築している	情報提供を行う範囲および業者	情報提供を行う異常の内容						
					限定していない	限定している	限定している場合の異常の内容				「その他」の詳細
							汚濁削減	プロフ停止	放流水質	その他	
北海道	(公社)北海道浄化槽協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	法定検査ガイドラインのA項目が不可、その他検査時に特に気になった異常
青森県	(一社)青森県浄化槽検査センター		●	検査手数料徴収と法定検査に協力的な業者	●	●	●	●	●	●	汚泥流出、水位上昇、逆流等
岩手県	(公社)岩手県浄化槽協会		●	事前調査・改善報告の実施にも同意している業者	●	●	●	●	●	●	
宮城県	(公社)宮城県生活環境事業協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
秋田県	(公社)秋田県総合保健事業団		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
福島県	(公社)福島県浄化槽協会		●	情報提供依頼の要望があった業者 当協会会員かつ情報提供を希望した業者 採水員制度の実施に際して業務委託をしている業者	●	●	●	●	●	●	内部設備の破損や機器類の稼働不良
茨城県	(公社)茨城県水質保全協会	●									
栃木県	(一社)栃木県浄化槽協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
群馬県	(公財)群馬県環境検査事業団		●	結果書は保守点検業者経由で管理者に交付する	●	●	●	●	●	●	
埼玉県	(一社)埼玉県浄化槽協会		●	依頼代行事業所、その他浄化槽管理者の了解を得られている施設の業者	●	●	●	●	●	●	
	(一社)埼玉県環境検査研究協会		●	依頼代行事業所、その他浄化槽管理者の了解を得られている施設の業者	●	●	●	●	●	●	
千葉県	(公社)千葉県浄化槽検査センター	●									
東京都	(公財)東京都環境公社	●									
神奈川県	(公社)神奈川県生活水保全協会	●									
	(一財)日本環境衛生センター	●									
	(一社)神奈川県保健協会	●									
	(一財)神奈川県労働衛生福祉協会	●									
	(一財)下総総合健康開発センター	●	●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
新潟県	(一財)新潟県環境分析センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(一社)新潟県環境衛生中央研究所		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(一社)県央研究所		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	プロフの停止や漏水等の緊急性の高い異常
	(一財)上越環境科学センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(一財)新潟県環境衛生研究所		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	総合判定が「不適正」かつ「設置に関する留意事項」に指摘があるものおよび新規の指摘
富山県	(公社)富山県浄化槽協会	●									
石川県	(公社)石川県浄化槽協会		●	協会会員業者及び会員外業者(一部を除く)	●	●	●	●	●	●	
福井県	(一財)北陸公衆衛生研究所	●									
山梨県	(公社)山梨県浄化槽協会	●									
長野県	(公社)長野県浄化槽協会		●	浄化槽管理者の承諾が得られた場合	●	●	●	●	●	●	
静岡県	(一財)静岡県生活科学検査センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	保守点検で対応が可能な異常 保守点検業者が記録簿に記載している異常(担体浮上等)と処理機能に影響を与える恐れのない異常を除いた異常
愛知県	(一社)愛知県浄化槽協会		●		●	●	●	●	●	●	異常な状態を限定しておらず、管理者とのコミュニケーションによる。
	(一財)中部微生物研究所		●	一括契約を行っている業者	●	●	●	●	●	●	浄化槽設備の故障、破損がある場合(水質に影響しているもしくは影響が出そうとき、安全上支障があるとき)、水位の異常
三重県	(一財)三重県水質検査センター	●		全ての業者	●	●	●	●	●	●	
滋賀県	(公社)滋賀県生活環境事業協会		●	効率化検査結果書は、保守点検業者を通じて交付する。その他一部業者	●	●	●	●	●	●	
京都府	(一社)京都微生物研究所		●	一括契約を行っている業者	●	●	●	●	●	●	漏水、水位異常
	(公社)京都保健衛生協会	●									
大阪府	(一社)大阪府環境水質指導協会		●	大阪府衛生管理協同組合会員と当協会会員	●	●	●	●	●	●	保守点検業者に関わる指摘で、かつ総合判定が不適正となる原因の異常
兵庫県	(一社)兵庫県水質保全センター	●									
奈良県	(一社)奈良県環境保全協会	●									
和歌山県	(公社)和歌山県水質保全センター		●	手続き代行を行った業者	●	●	●	●	●	●	
鳥取県	(公財)鳥取県保健事業団		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	漏水、普段の点検状況と著しく異なる稼働状況および水質悪化
島根県	(公社)島根県浄化槽普及管理センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
岡山県	(公財)岡山県健康づくり財団		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(一社)岡山環境検査センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(公社)倉敷環境検査センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
広島県	(公社)広島県環境保全センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	放流水質悪化の原因となる事が明らか異なる異常や使用に支障が生じる恐れが大きい異常
	(公社)広島県浄化槽協会	●									
山口県	(一社)山口県浄化槽協会	●									
徳島県	(公社)徳島県環境技術センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	維持管理上の異常で直ちに改善の必要があるもの
香川県	(公社)香川県浄化槽協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	前年度と同じ指摘であった場合、状況によっては情報提供しないことがある
高知県	(一財)高知県環境検査センター		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
福岡県	(一財)福岡県浄化槽協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(公財)北九州市環境整備協会	●									
佐賀県	(一財)有明環境整備公社		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
	(一財)佐賀県環境科学検査協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
長崎県	(一財)長崎県浄化槽協会	●									
熊本県	(公社)熊本県浄化槽協会		●	全ての業者	●	●	●	●	●	●	
大分県	(公財)大分県環境管理協会	●									
宮崎県	(公社)宮崎県環境科学協会	●									
沖縄県	(公社)沖縄県環境整備協会	●									
	合計	22	38		21	17	11	14	1	14	

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

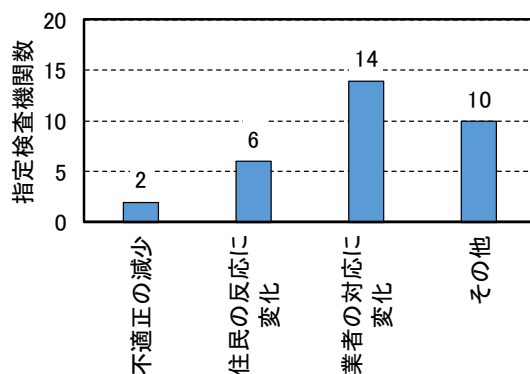


図 4-2 情報提供の仕組みを構築したことによる効果

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

都道府県ごとの情報提供の仕組みの構築状況と不適正率の関係を図 4-3 及び図 4-4 に示す。

情報提供の仕組みを構築している都道府県は不適正率が比較的低い範囲に分布しており、一方構築していない都道府県の分布範囲は広く、きわめて不適正率が高い都道府県も認められる。単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽において、情報提供の仕組みを構築している都道府県の不適正率の平均値は 3.5%（算術平均値）となっており、構築していない都道府県の不適正率の平均値は 8.4%（算術平均値）であった。なお、構築している都道府県では、不適正率が 15%を超えている都道府県はなかった。合併処理浄化槽に限定してみると、構築している都道府県の不適正率の平均値は 2.2%（算術平均値）、構築していない都道府県の平均値は 6.9%（算術平均値）であった。

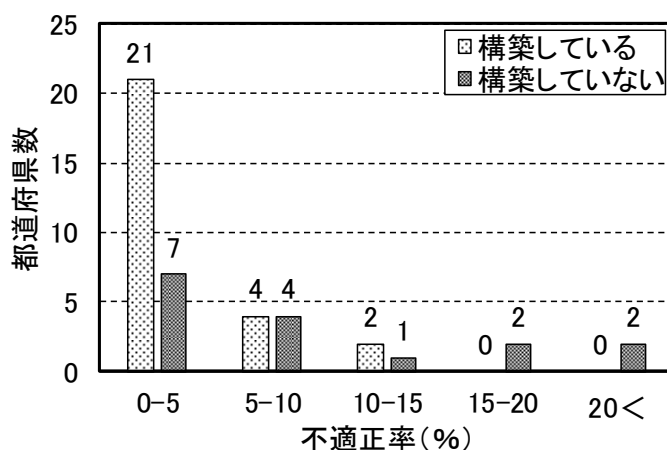


図 4-3 情報提供の仕組みと不適正率の関係（合併・単独）

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

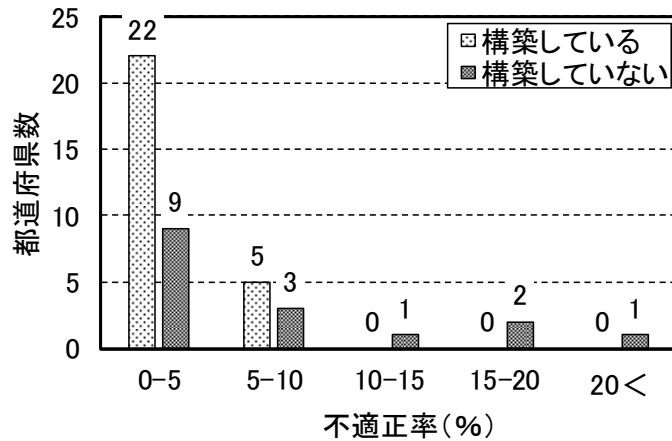


図 4-4 情報提供の仕組みと不適正率の関係（合併のみ）

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

環境省が発表している「浄化槽の指導普及に関する調査結果」によると、11 条検査の不適正の理由として、「消毒剤切れ」や「ブロワ停止」等が多く挙げられており、これらは保守点検作業において早急に改善できる事項である。情報提供を行うことにより、保守点検業者の意識向上により、保守点検作業で容易に解決できる消毒剤切れ等の異常が減少し不適正率が低下することが期待できる。

図 4-5 及び図 4-6 に情報提供の仕組みの構築状況と 11 条検査受検率の関係を示す。

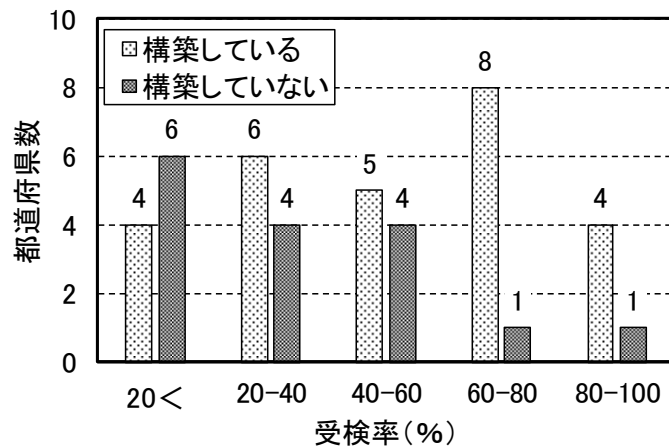


図 4-5 情報提供の仕組みの構築状況と第 11 条検査受検率（単独・合併）

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

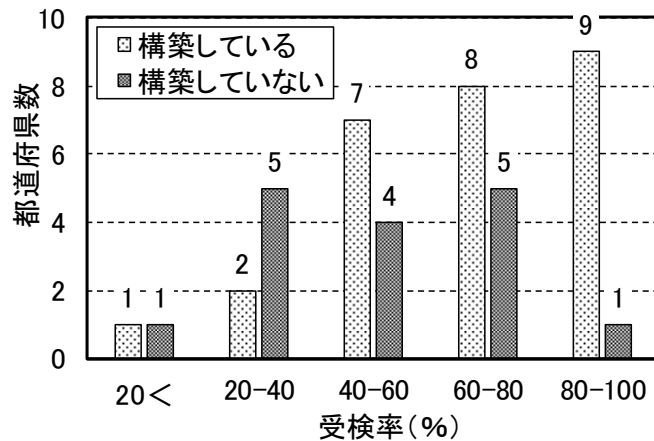


図 4-6 情報提供の仕組みの構築状況と第 11 条検査受検率（合併のみ）

出典：平成 29 年度浄化槽の法定検査に関する調査検討業務報告書

情報提供の仕組みを構築している都道府県において 11 条検査の受検率が高い傾向を示した。また、浄化槽管理者（住民）の反応の変化として「検査への理解が向上していると考えられる」、「検査の意義を見つけてもらえた」、「検査に対して懐疑的であった方の態度に変化があった」など意見があり、住民の検査への理解の向上が受検率の向上に反映されていると考えられる。さらに、情報提供の仕組みを構築することにより、指定検査機関と保守点検及び清掃業者の連携が深まることも受検率の向上に寄与すると考えられる。情報提供の仕組みは業者へのサービスとなることから、業者と指定検査機関の関係が深まり、法定検査へ協力的な業者による受検勧奨が行われるなど、中長期的な受検率向上にもつながると思われる。

4.3 「11 条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」改訂に向けた検討

「11 条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂前後の目次（改訂後は目次案）を表 4-3 及び表 4-4 に示す。

表 4-3 改訂前後の事例の目次（1）

現在の目次	改訂後の目次案
<p>1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯</p> <p>1-1 法制定時に示された法定検査の趣旨</p> <p>1-2 法定検査の充実・強化の取り組み</p> <p>1-3 平成 17 年法改正時に示された法定検査の位置付けの趣旨</p> <p>1-4 法定検査に対する国民の信頼性を得るための要件</p>	<p>1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯</p> <p>1-1 法制定時に示された法定検査の趣旨</p> <p>1-2 法定検査の充実・強化の取り組み</p> <p>1-3 平成 17 年法改正時に示された法定検査の位置付けの趣旨</p> <p>1-4 環境大臣の責務</p> <p>1-5 効果的・効率的な法定検査の条件</p>
<p>2. 平成 17 年法改正以後の法定検査実施率向上の取り組みと受検率の推移</p> <p>2-1 全国の受検率の推移</p> <p>2-2 高い受検率や上昇度を示す都道府県の特徴</p>	<p>2. 平成 17 年法改正以後の法定検査実施率向上の取り組みと受検率の推移</p> <p>2-1 全国の受検率の推移</p> <p>2-2 高い受検率や上昇度を示す都道府県の特徴</p>
<p>3. 受検率の高い県の取り組み事例</p> <p>3-1 受検率が 80%を超える県</p> <p>3-2 受検率が 50%を超える県</p>	<p>3. 受検率の高い都道府県の取り組み事例</p> <p>3-1 受検率が 80%を超える都道府県</p> <p>3-2 受検率の大幅な上昇が認められる都道府県</p>
<p>4. 受検率上昇策の考え方</p>	<p>4. 受検率向上策の考え方</p>
<p>5. 検査依頼数の上昇策</p> <p>5-1 未受検者対策の段階的対応</p> <p>5-2 浄化槽管理者への説明と対応事例</p> <p>5-3 行政の維持管理費用に対する補助の事例</p>	<p>5. 検査依頼数の上昇策</p> <p>5-1 未受検者対策の段階的対応</p> <p>5-2 浄化槽管理者への説明と対応事例</p> <p>5-3 行政の維持管理費用に対する補助の事例</p> <p>5-4 行政の取り組み事例</p>

表 4-4 改訂前後の事例の目次（2）

現在の目次	改訂後の目次案
6. 検査実施基数上昇策としての効率化検査の状況 6-1 効率化検査を行う目的 6-2 第11条検査の効率化の実施状況 6-3 法定検査の実施基数及び実施率の現状	6. 検査実施基数上昇策としての効率化検査の状況 6-1 効率化検査を行う目的 6-2 11条検査の効率化の実施状況 6-3 法定検査の実施基数及び実施率の現状
7. 受検率の低い県の現状と課題 7-1 都道府県別の受検率の推移 7-2 都道府県別の浄化槽設置基数と受検率の関係	7. 受検率の低い都道府県の現状と課題 7-1 都道府県別の受検率の推移 7-2 都道府県別の浄化槽設置基数と受検率の関係
参考資料：都道府県の受検率向上に向けた取り組みと受検率の推移	参考資料：都道府県の受検率向上に向けた取り組みと受検率の推移

「11 条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の項目ごとの改訂内容の案を以下に示す。

1. 浄化槽法定検査の趣旨とこれまでの経緯

1-1 法制定時に示された法定検査の趣旨

1-2 法定検査の充実・強化の取り組み

1-3 平成 17 年法改正時に示された法定検査の位置付けの趣旨

1-4 環境大臣の責務

<改訂内容案>

- 令和元年度浄化槽法改正で創設された「環境大臣の責務」に関する規定（浄化槽法第 12 条の 3）の内容を記載する。

1-5 効果的・効率的な法定検査の条件

<改訂内容案>

- 「平成 27 年度浄化槽の法定検査の見直しに関する調査検討業務」で整理された「効果的・効率的な法定検査の条件」を記載する。

2. 平成 17 年法改正以後の法定検査実施率向上の取り組みと受検率の推移

2-1 全国の受検率の推移

<改訂内容案>

- 令和元年度までの受検率の推移を図示し、特徴を解説する。

2-2 高い受検率や上昇度を示す都道府県の特徴

<改訂内容案>

- 例示する都道府県の分類を以下のように修正する。
 - ①令和元年度において 11 条検査の実施率が 80%を超えている道県
 - ②平成 22 年度から令和元年度にかけて受検率の高い上昇が認められる府県
 - ③大きな上昇は認められないが 50%を超えている県
- 各分類に該当する道府県の受検率の推移の図を更新する。

3. 受検率の高い都道府県の取り組み事例

3-1 受検率が 80%を超える都道府県

3-2 受検率の大幅な上昇が認められる都道府県

<改訂内容案>

- 本年度調査結果（アンケート、ヒアリング）で得られた情報に差し替える。
- 未受検者に対する文書通知、電話、戸別訪問等の個別のアプローチが重要であることを強調する。

4. 受検率向上策の考え方

<改訂内容案>

- 継続受検を促進する方法を追記する。

5. 検査依頼数の上昇策

5-1 未受検者対策の段階的対応

<改訂内容案>

- 未受検者の把握方法、台帳整備の具体的手法例を追加する。

5-2 浄化槽管理者への説明と対応事例

5-3 行政の維持管理費用に対する補助の事例

<改訂内容案>

- 浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき、維持管理費用に対する補助の事例を更新する。

5-4 行政の取り組み事例

<改訂内容案>

- 未受検者に対する受検勧告の発出事例、保守点検業者による受検勧奨を促すための保守点検業登録条例の規定、受検率に関する数値目標の設定事例について記載する。

6. 検査実施基数上昇策としての効率化検査の状況

6-1 効率化検査を行う目的

<改訂内容案>

- 「4. 受検率向上策の考え方」の内容と整合するよう修正する。

6-2 11条検査の効率化の実施状況

<改訂内容案>

- 浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき効率化検査導入状況の情報を更新する。

6-3 法定検査の実施基数及び実施率の現状

<改訂内容案>

- 浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき情報を更新する。
- 採水員等を活用した効率化検査を実施している都道府県について、採水員等を活用した検査基数の比率と受検率、検査員1人あたりの検査実施件数との関係を追記する。

7. 受検率の低い都道府県の現状と課題

7-1 都道府県別の受検率の推移

<改訂内容案>

- 浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき情報を更新する。

7-2 都道府県別の浄化槽設置基数と受検率の関係

<改訂内容案>

- 浄化槽の指導普及に関する調査結果に基づき情報を更新する。

参考資料：都道府県の受検率向上に向けた取り組みと受検率の推移

「11条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂にあたって、内容の充実を図るため、更なる調査を必要とすると考えられる事項を以下に示す。

■自治体における受検率の向上に関する調査

- 受検率向上に向けた行政の取り組み（指定検査機関との連携、受検勧告の実施等）
- 協議会の活用、浄化槽台帳データの活用

■指定検査機関における受検率の向上に関する調査

- 運営上の工夫（受検勧奨、検査申込、料金回収、検査等）等
- 受検率向上に関する取り組みの効果を定量的に示すための事例調査
- 検査精度の管理手法の事例

■効率化検査（採水員含む）を活用した運営に関する調査

- 効率化検査の運営形態（受検勧奨、検査申込、料金回収、検査等）を定量的に示すための事例調査
- クロスチェック等の検査精度に関する管理手法の事例

また、事例集の案を作成したうえで、その実用性、実効性の担保のため、関係者から意見を収集することも必要と考えられる。

第5章 浄化槽の法定検査に関する全国会議の開催

5.1 はじめに

環境省で実施する法定検査関連の調査検討状況を指定検査機関に伝達するとともに、法定検査に関する情報収集、意見交換を行うことを目的として全国会議を開催した。「環境省浄化槽推進室からの情報提供」、「特定既存単独処理浄化槽について」、「浄化槽整備促進について」、「11条検査の受検率向上について」及び「全国浄化槽推進市町村協議会からの情報提供について」の各議題に関する報告を行い、その後、意見交換が行われた。

5.2 全国会議の開催

5.2.1 開催状況

会議は以下の日程、会場及び出席状況で開催した。

開催日時：令和4年2月22日（火）14：00～16：30

開催場所：Web開催（Zoom ウェビナー）

（事務局：公益財団法人 日本環境整備教育センター 4F 大会議室）

出席状況：出席…50 指定検査機関（59名）

欠席…16 指定検査機関

5.2.2 議事及び配布資料

会議における議事及び配布資料は以下のとおりである。

(1) 環境省浄化槽推進室からの情報提供

資料1 浄化槽台帳システムの導入について

(2) 特定既存単独処理浄化槽について

資料2 特定既存単独処理浄化槽について

参考資料 令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務報告書（抜粋）

(3) 浄化槽整備促進について

資料3 浄化槽整備促進について

(4) 11条検査の受検率向上について

資料4 11条検査の受検率向上について

(5) 全国浄化槽推進市町村協議会からの情報提供

資料 5-1 全国浄化槽推進市町村協議会について

資料 5-2 特定既存単独処理浄化槽に対する措置を進めるために

以下に、全国会議で使用された資料を示す。

【資料 1 浄化槽台帳システムの導入について】

資料 1


浄化槽台帳システムの導入について

令和4年2月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

浄化槽推進室HP: <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

目次

1. 浄化槽台帳整備の必要性
2. 台帳システム導入
3. 環境省版浄化槽台帳システム
4. マニュアル・事例集



1. 浄化槽台帳整備の必要性

(1) 浄化槽法改正の背景

合併処理浄化槽への転換促進

- ・全円で790万基のうち、約400万基が単独処理浄化槽を使用。生活排水の適正な処理を行うために、合併処理浄化槽への転換が必要。
- ・既存単独処理浄化槽の中で、生活環境及び公共衛生に重大な支障を及ぼしている場合には、転換を含めた措置が必要。

維持管理体制の強化

- ・維持管理情報や水質検査の結果を踏まえ、必要に応じて適切な指導等を行う必要がある。
- ・水質に関する定期検査の受検率は約40%程度で推移しており、受検率向上が課題。

災害発生時への対応等

- ・地震や風水害による浄化槽被害に対して、GIS等の情報に基づく被害情報を活用することで、迅速な実態把握と早期復旧への対応が可能となる。

1. 浄化槽台帳整備の必要性

(2) 現状と問題点

- 過去に整備した情報（設置・経営管理等）がデータベース化の完了ファイルに分散し併存。
- データの集約が不十分で設置状況、管理状況が把握しきれない。
- 台帳整備、且つ既存浄化槽が1か月程度で更新されていない。
- 関係者からの情報の受け渡し、共有が適切に行われていない。

浄化槽の実数把握・情報の有効活用が困難

浄化槽の台帳整備の状況	市町村の台帳整備の状況	浄化槽台帳システムのイメージ
約17%が台帳未整備。システムによる台帳管理は約97%	約37%が台帳未整備。システムによる台帳管理は約11%	台帳整備 ・設置 ・水質検査 ・11次検査
約17%が台帳未整備。システムによる台帳管理は約97%	約37%が台帳未整備。システムによる台帳管理は約11%	台帳整備 ・設置 ・水質検査 ・11次検査

維持管理状況等の的確な把握により、細かい管理・指図が可能。浄化槽管理の更なる適正化を推進！

浄化槽の単独転換対策、適正な維持管理の確立および災害対応力の強化に向けた情報整理・更新・共有が効果的に行える行政による浄化槽台帳システムが必要

1. 浄化槽台帳整備の必要性

(3) 浄化槽台帳・浄化槽台帳システムとは

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、その他浄化槽関係者からの情報を整理した台帳

行政において、浄化槽管理者からの届出による情報、指定検査機関からの報告、その他浄化槽関係者からの情報を整理した台帳

浄化槽台帳システム

上記の項目を電子データ化したデータベースとそれを管理するシステムで構成されたもの「浄化槽法の一部を改正する法律案について（通知）」（昭23.5）において、改正法施行（昭24.4）から3年を目途に浄化槽台帳のシステム化努めることがされている。

浄化槽台帳システムのイメージ

2. 台帳システム導入

(1) 台帳システム整備の流れ

1. 浄化槽台帳システムを整備する目的の設定
・浄化槽台帳システムを整備する目的を設定
2. 現状の把握及び分析（基礎調査）
・1. で設定した目的と現状との相違的な点を念頭に、現状の基礎フロー・管理項目を確認、課題の分析
3. 浄化槽台帳システムの運用方法及び情報の相違
・2. の課題を踏まえて、浄化槽台帳システムの運用方法・情報の相違点を検討し、必要に応じて設備等との連携を図りながら相違の洗い出しを行う。
・必要に応じて法改正を推進
4. 浄化槽台帳システムの基本的な機能の設定
・3. の検討を踏まえて、標準又は共通の浄化槽台帳システムに準じる基本的な機能・項目を設定
・浄化槽台帳システム運用に必要なルールを設定
5. 浄化槽台帳システムの構築
・4. の基本仕様を踏まえて詳細仕様を決定し、実際にシステムの構築・検証を行う。

浄化槽台帳システムの構築に関するマニュアル（昭24）P24
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/index/pdf/taisei-intro-01-01-manual03.pdf>

3. 環境省版浄化槽台帳システムのよくある質問

(6)よくある質問④

No	質問	回答
9	県が整備している既存の台帳システムを環境省システムに平仄が図られるシステムに改修するにあたり、既存システムにおけるデータを交換して改修する新たなシステムに移行する必要があるが、これらのデータ変換やシステム移行に要する費用についても、システムの改修に要する費用として償還交付金の補助対象となるでしょうか。	ご質問のデータ変換やシステム移行に要する費用についても、システム改修に要する費用として補助対象となります。

15

4. マニュアル・事例集

浄化槽台帳に関するマニュアル・事例集

- 浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版 (R3.4)
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/ledger-introduction-manual03.pdf>
- 浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例 (H28.3)
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf
- 浄化槽整備台帳GIS用事例集 (H23.3)
http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/gis_case.pdf
- 環境省版浄化槽台帳システムについて (R3.4)
<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/daichosys.htm>



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

【資料2 特定既存単独処理浄化槽について】

資料2

令和3年度法定検査に関する全国会議
「特定既存単独処理浄化槽について」

令和4年2月22日
(公財)日本環境整備教育センター



①

はじめに

背景

<令和元年度浄化槽法改正>
令和元年度の浄化槽法改正で、**特定既存単独処理浄化槽に対する措置**に関する規定が追加された

<特定既存単独処理浄化槽とは>
既存単独処理浄化槽であって、**そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの**(法附則第 11条第1項)

②

はじめに

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

<特定既存単独処理浄化槽の措置の概要>
都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、**除却**その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう**助言又は指導(法附則第 11 条第1項)**、**勧告(同条第2項)**及び**命令(同条第3項)**することができる

<特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断>
特定既存単独処理浄化槽として法附則第 11 条に定める措置を実施するためには、**立入検査を実施**して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要がある

措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、**自主的な転換を進めることが重要**

③

はじめに

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

<特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報>

- 11 条検査を受検している浄化槽については、**その結果**の報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握したうえで、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行う
- 11 条検査を受検していない浄化槽については、**浄化槽台帳に集積された情報**(設置情報(設置年、処理方式等)や管理情報(保守点検、清掃))、協議会や報告徴収制度を通じた**保守点検業者や清掃業者から得た情報**等から浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、指定検査機関と連携して法第 53 条に基づく立入検査を行う

④

はじめに

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針


<スクリーニングの際の留意事項>

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める**旧構造基準**の方式(全ばっ気型、腐敗タンク型等)の既存単独処理浄化槽について着目すること
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の**放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるもの、内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなものや劣化が著しいもの**について着目すること
- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく**水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報**の情報等にも着目すること

⑨

はじめに

特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き



<目次>

- 第1章 汚水処理施設の整備計画の見直しと単独処理浄化槽の取り扱い
- 第2章 特定既存単独処理浄化槽に関する定義と対応
- 第3章 浄化槽の法定検査と特定既存単独処理浄化槽の立入検査
- 第4章 指針における特定既存単独処理浄化槽の判定と措置の考え方
- 第5章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施
- 第6章 特定既存単独処理浄化槽の判定から対応までの事例

・R2年度調査と並行して手引きを作成

⑩

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

調査の概要

<調査の目的>

- ・行政担当者が立入検査を実施し、特定既存単独処理浄化槽の判定を行う際の判断材料となる技術資料(視覚的に判断できる資料)を作成
- ・法定検査結果を活用して立入検査対象浄化槽を抽出する際の考え方を整理

<調査内容>

- これまでの単独処理浄化槽の検査時に撮影された異常な状態の写真データに基づき、特定既存単独浄化槽の判定に資する技術資料を作成
- 法定検査結果を活用した立入検査対象浄化槽の抽出手法を検討

⑨

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

判定に資する技術資料の作成

<写真データの収集>

各指定検査機関が保有する**単独処理浄化槽の異常と見受けられる写真**を収集するためのアンケート調査を実施し、44機関から回答が得られた

<収集した写真データの分類・整理>

「特定既存単独処理浄化槽の判定と合併転換の手法に関する手引き」の「**4.3 特定既存単独処理浄化槽の判定(例示)**」に示された「判定方法の例」を参照し、各項目に該当する写真データを分類・整理した

⑩

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

判定に資する技術資料の作成

<特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項>

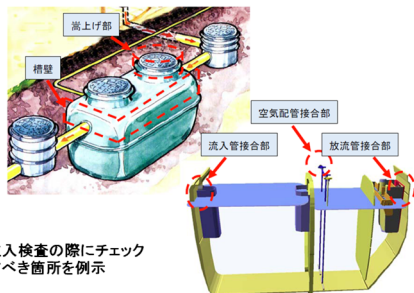
- 重要項目
 - > 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水
 - > 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下
- その他の項目
 - > 浄化槽の内部設備の異常⇒**隔壁、仕切板、接触材、ろ材**の破損、変形、浮上、脱落、欠落
 - > **平面酸化床、散水ろ床**の異常⇒破損、傾き、剥離生物膜が特定の箇所に堆積
 - > **ばっ気装置(散気式、機械式)**の異常⇒水流の異常
 - > **消毒装置**の異常⇒破損、脱落、欠落、薬剤筒の固定不良
 - > **流入管渠、放流管渠**の異常⇒勾配不良、閉塞、逆流、溢流、破損、漏水
- 周辺環境への影響
 - > 著しい**悪臭、害虫、騒音**の発生
 - > **放流水の透視度**が4度(4cm)未満
 - > 単独処理浄化槽に対する**規制**、生活排水の排出に対する**規制**等
 - > 浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している**井戸**がある
- 参考となる情報
 - > 過去の**補修**等の実績
 - > 浄化槽の構造基準⇒**旧構造基準**

⑩

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

判定に資する技術資料

<立入検査におけるチェックポイント(例)>



立入検査の際にチェックすべき箇所を例示

⑩

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

判定に資する技術資料

<重要項目>


隔壁、仕切板の変形



上部からの荷重で破損



隔壁、仕切板の破損



上部からの荷重で破損



⑩

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

判定に資する技術資料

<その他の項目>

回転接触酸化床未稼働



平面酸化床の破損



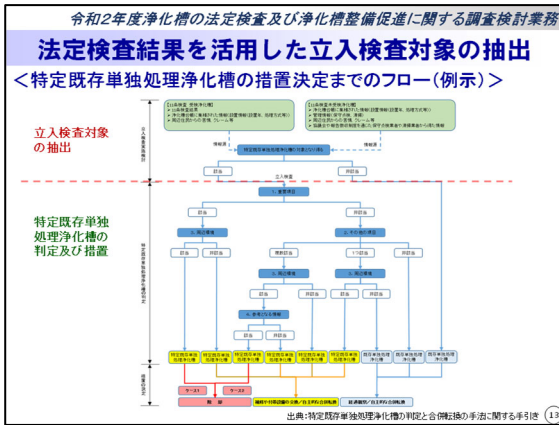
接触材浮上



散水口の破損



⑩



令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

外観検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
01 水平の状況	○		△	
02 浮上または沈下の状況	○		△	
03 破損または変形の状況	○		△	
04 漏水の状況	○	○	△	
06 溢流の状況		○	△	
07 上部スラブの打設の有無				△
08 浄化槽上層及び周辺の利用状況は構造の状況				△
09 雨水の流入状況		○	△	
10 土砂の流入状況		△	△	
11 その他の特殊な排水の流入状況		△	△	
12 スクリーン設置の判定状況				△
13 ポンプ設置の判定状況			○	△
14 接続材、ろ材、箱体等の判定及び保持状況			○	△
15 ばっ気装置の判定状況				△

○：直接的に該当、△：間接的に該当、□：該当しない ⑭

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

外観検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
16 攪拌装置の判定状況				△
17 汚泥運送装置及び汚泥移送装置の判定状況				△
18 管理装置の判定状況				△
19 逆洗装置及び洗浄装置の判定状況		○	△	
20 膜モジュールの判定状況				△
21 消毒装置の判定状況		○	△	
22 脱臭せき装置の判定状況		○	△	
23 腐座、仕切板及び浮遊管(口)の判定状況		○	△	
24 その他の内部装置の判定状況		○	△	
25 設置場所の状況		○	△	
26 流入管線及び放流管線の設置状況		○	△	
27 通風機の設置状況		○	△	
28 増味機等の設置状況		○	△	
29 ポンプの稼働状況		△	△	
30 通風機の稼働状況		△	△	
31 駆動装置の稼働状況		○	△	

⑮

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

外観検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
32 ばっ気装置の稼働状況			△	△
33 攪拌装置の稼働状況				△
34 汚泥運送装置及び汚泥移送装置の稼働状況				△
36 管理装置の稼働状況				△
38 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況		△		△
37 膜モジュールの稼働状況				△
39 倒脚装置の稼働状況				△
38 駆動装置の稼働状況				△
40 生物膜の状況		△		△
41 活性汚泥の状況		△		△
42 その他の装置の稼働状況		△		△
43 流入管線(側)の水流の状況		△		△
44 放流管線(側)の水流の状況		△		△
45 各水位管理の水流の状況		△		△
46 脱臭せきにおける脱臭状況		△		△
47 雨水ポンプ及び放流ポンプの水位の状況		△		△

⑯

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

外観検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
48 流量調整槽の水位及び水流の状況				△
49 曝気装置の水位の状況				△
50 ばっ気槽の水位及び水流の状況		△	△	
51 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況		△	△	
52 生物ろ過槽、ろ過装置の水位及び水流の状況				△
53 平面酸化床及び散水床の水流の状況		○	△	
54 放流槽の水位及び水流の状況		△	△	
55 その他の単位装置の水位及び水流の状況		△	△	
56 雨水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				△
57 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				△
58 脱臭、脱臭分離槽及び脱臭床槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		△	△	
59 ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		△	△	
60 生物ろ過槽及びろ過装置の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				△
61 放流槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		△	△	
62 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		△	○	

⑰

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

外観検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
63 汚泥ポンプ槽及び水中プロフ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				△
64 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況		△		○
65 汚泥無阻脱臭槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況				△
66 汚泥の流出状況		△		○
67 油断層の流入状況				△
68 処理対象以外の排水の流入状況				△
69 汚物の流入状況				△
70 流入汚水量、洗浄水等の使用の状況				△
71 悪臭の発生状況				○
72 悪臭防止措置の実施状況				△
73 消毒剤の有無		△		○
74 処理水と汚泥の接触状況		○		○
75 か、はえ等の発生状況				○

⑱

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜特定既存単独処理浄化槽の判定項目に該当する法定検査項目＞

水質検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
01 水素イオン濃度				○
02 濁り濃度				○
03 透明度				○
04 臭気濃度				○
05 生物化学的酸素要求量				○

音響検査チェック項目	特定既存単独処理浄化槽の参考事項			
	外形的状況や性能状況 重要項目	その他の項目	周辺環境への影響	参考となる情報
01 (保守点検)記録の有無				△
02 (保守点検)記録の内容				△
03 (保守点検)保守点検の回数				△
04 (清掃)記録の有無				△
05 (清掃)記録の内容				△
06 (清掃)清掃の回数				△

⑲

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

＜考え方＞

- 「重要項目」または「その他の項目」に異常が認められる場合は特定既存単独処理浄化槽の可能性あり
- 立入検査対象の条件を絞り込みすぎると、特定既存単独処理浄化槽に該当するはずが指導の対象外となる浄化槽が発生

【抽出手法①】

「外形的状況や性能状況」(重要項目及びその他の項目)の欄に、**○(直接的)または△(間接的)が表示されている項目**のうち、いずれかが「不可」と判断された浄化槽を立入検査の対象とする

【抽出手法②】

「外形的状況や性能状況」(重要項目及びその他の項目)の欄に、**○(直接的)が表示されている項目**のうちいずれかが「不可」と判断された浄化槽を立入検査の対象とする

⑳

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

法定検査結果を活用した立入検査対象の抽出

【抽出手法③】

指定検査機関がコード化している所見と特定既存単独処理浄化槽判定の参考事項を関連付けし、**特定既存単独処理浄化槽判定の参考事項と関係のある所見が使用された浄化槽**を立入検査の対象とする

抽出の精度向上と立入検査の省力化

検査台帳システムで、コード化している所見と特定既存単独処理浄化槽判定時の参考事項を関連付け

21

【資料3 浄化槽整備促進について】

資料3

令和3年度法定検査に関する全国会議 「浄化槽整備促進について」

令和4年2月22日
(公財)日本環境整備教育センター

1

はじめに

背景

汚水処理未普及地域の解消

- ▶ 既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換が必要
- ▶ さらに、設置された浄化槽の維持管理の適正化が必要

従来より市町村設置型事業が実施されている

市町村設置型事業の更なる推進のため、浄化槽改正において公共浄化槽制度が創設され、法的に位置づけられた

今後より多くの市町村が市町村設置型手法を選択し、公共浄化槽の整備を促進するには、先行している導入事例の収集を行うことが必要

「令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務」(環境省)で、浄化槽市町村整備推進事業の導入及び運営における市町村担当者の業務内容について情報収集を行い、公共浄化槽事業の効率的な導入及び実施フローについて検討

2

はじめに

市町村設置型事業実施による維持管理の適正化

<市町村設置型事業の導入状況と11条検査受検率の関係>

【埼玉県の事例】

市町村設置型事業を実施している市町村の11条検査受検率が高い

公共浄化槽事業の導入が受検率向上に寄与

公共浄化槽事業の導入支援が受検率向上策になり得る

令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務報告書より

3

はじめに

効果的・効率的な法定検査の条件

- ① 法定検査の目的達成
 - ・検査結果の活用(不適正の改善対応など)
 - ・行政の監督・監視体制の確立
 - ・指定検査機関による行政及び業者の支援(中核的役割の醸成など) etc...
- ② 該当者全員が受検する体制の確保
 - ・効率的な情報管理体制(浄化槽台帳システムなど)
 - ・地域条件に応じた検査体制の確保
 - ・浄化槽の信頼性を高める取り組み(行政、指定検査機関および業者連携など)
 - ・管理者の手続きのしやすさ(ワンストップサービスなど) etc...
- ③ 検査の信頼性の確保
 - ・検査方法の信頼性確保(第三者性の確保、クロスチェックの導入など)
 - ・指定検査機関の信頼性確保(外部評価の実施など) etc...

平成27年度 浄化槽の法定検査の見直しに関する調査検討業務報告書より

4

市町村設置型事業の特徴

<概要>

市町村(一部事務組合を含む)が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業(寄贈、寄託により市町村管理に移行することも可能)

<個人設置型事業との比較>

	個人設置型	市町村設置型(公共浄化槽)
長所	市町村視点: 公費負担小 (施設費・少額、維持管理費: 無し)	市町村視点: 経済的・独自の・計画的な汚水処理設備の実施 個人視点: 費用負担小(対個人設置型)
短所	市町村視点: 汚水処理整備進捗の鈍化 (行政調与なし) 個人数: 費用負担大(対下水道、対市町村型)	市町村視点: 公費負担大 (個人設置型に対して)

公共浄化槽事業の推進に向けて、事業の導入・運営における民間活用が求められる

浄化槽整備に関する各種計画

- 個別処理・集合処理の区域設定
- 生活排水処理形態ごとの人口及び区域を定め、処理施設設備に係る事項等を整理
- 【浄化槽整備計画】
- 浄化槽整備に向けた具体的な内容を定める計画
- 市町村は、個別処理とした区域における浄化槽の整備について、市町村設置型と個人設置型のどちらにするか、国庫助成要件を満たすか単独事業とするか等を検討

市町村設置型による事業計画

浄化槽整備基礎の設定(4.2)

- ①事業対象地域の現況確認
- ②浄化槽設置スペースと接続先の確保
- ③既存浄化槽の取扱いの検討
- ④住居設置意向、将来人口・世帯数、高齢化等の調査検討
- ⑤人口規模別整備基礎の検討

採用浄化槽の選定(4.3)

- ①浄化槽の人口規模の選定
- ②浄化槽の地理的選定

各種調査が必要

事業費・財政収支の検討(4.5)

- ①年次別整備基礎の検討
- ②事業費の算出
- ③財政収支の検討

整備費、維持管理費
…当該地域の実績値を参考にして算定

実施体制の検討(4.6)

- ①工事実施体制の検討
- ②維持管理体制の検討

台帳システムの整備
…対象浄化槽の設置、使用、維持管理、指導情報を管理

条例の検討(4.8)

普及啓発・広報(4.9)
…住民説明会やパンフレットの作成及び配布、広報誌への掲載

事業計画書の作成(4.10)

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

調査の概要

<調査の目的>

- 今後より多くの市町村が市町村設置型手法を選択し、公共浄化槽の整備が促進されるよう、先行している導入事例を収集

<調査内容>

- 浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村を対象としたヒアリング
- 公共浄化槽事業の効率的な導入及び実施フローの検討

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査方法

<ヒアリング対象自治体>

自治体	人口	市町村設置型人口比率	下水道人口比率
長柄町(千葉県)	7,000人	28.6%	0.0%
睦沢町(千葉県)	7,025人	30.2%	0.0%
嵐山町(埼玉県)→PFI事業	17,951人	10.2%	67.0%
相模原市(神奈川県)	717,414人	0.3%	96.8%
常陸太田市(茨城県)	51,751人	5.5%	42.4%

<ヒアリング調査項目>

- 事業実施の業務フロー(想定される公共浄化槽事業業務フロー図を提示)
- 各事務作業に要する時間(人工)
- 提示した業務フロー図に含まれない作業内容及び要する時間
- 職員の事務作業を効率化するための工夫
- 個人設置型との整合をとる手段
- 高齢者・空き家に対する対策
- 事業導入時のきっかけ、意思決定の過程、調整の相手方・方法等

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

想定される公共浄化槽事業の業務フロー

<事業実施の業務フロー(概要)>

- 浄化槽処理促進区域の指定
→ 浄化槽法第12条の4第1項に基づく浄化槽処理促進区域の指定
- 公共浄化槽設置前の業務
→ 設置計画作成(浄化槽法第12条の5第1項、第4項)
→ 排水設備の承認(浄化槽法第12条の10)
→ 地方公共団体以外が所有する浄化槽の浄化槽管理者の設定(個人から市町村へ移管)
- 公共浄化槽設置時の業務
→ 浄化槽設置工事・建築基準法第7条に基づく完了検査
→ 排水設備の設置等(浄化槽法第12条の7に基づく設置の完了の通知等)
→ 排水設備の検査(浄化槽法第12条の12に基づく排水設備等の検査に関する承認)
→ 使用開始の届け出・補助金受取
→ 保守点検(契約と使用開始後の報告含む)
→ 清掃(契約と使用開始後の報告含む)
- 公共浄化槽設置後の業務
→ 浄化槽法第7条関係・保守点検(業者変更の場合)・清掃(業者変更の場合)
→ 浄化槽法第11条関係・使用料金徴収

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

想定される公共浄化槽事業の業務フロー

<事業実施の業務フロー(一部抜粋)>

指定検査機関が市町村に代わり現地確認→負担軽減

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

想定される公共浄化槽事業の業務フロー

<事業実施の業務フロー(一部抜粋)>

指定検査機関による竣工検査を実施することで、設置工事に由来する臭気等を早期に解消→適正な汚水処理の推進

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査結果

<事業実施の業務フロー>

- ・今回提示した事務作業フローは、PFI事業を除き、各自治体ともおおむねフローのとおりであった。
- ・PFI事業では、自治体のうち設置計画作成、工事業者選定までの現地調査、保証登録申請、7条検査申込み及び浄化槽工事の申請書類作成等の業務が自治体作業から除かれている。
- ・事務作業フローに示したいくつかの作業はタイミングが異なる場合がある。例えば工事業者選定のなかにある分担金の事務フローは設置後になる場合がある。
- ・工事計画のなかの設計業務については、陸沢町以外は入札業者とは異なるコンサル等へ委託しており、多くの自治体は設計業務委託を経費に組み込んでいると考えられた。

13

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査結果

<各事務作業に要する時間(人工)>

- ・各事務作業の作業時間については日々の他業務のなかでの業務であることから区別することは困難であるが、現地調査は1時間程度という意見があったが、移動時間を含めると半日から1日は要すると考えられた。
- ・常陸太田市では担当者が1人であるため、設置時の業務から問い合わせ、清掃指示等の業務を専属でしている状況がある。

<提示した業務フロー図に含まれない作業内容及び要する時間>

- ・苦情処理や修繕業務は各自治体とも程度の差はあるものの発生している。
- ・PFI事業では苦情処理はPFI事業者が行っている。

<職員の事務作業を効率化するための工夫>

- ・現地調査が重なる時に日時を調整(長柄町)
- ・町と業者双方で同じシステムを有しており、システム上で電子入札(陸沢町)
- ・下水道台帳に浄化槽情報も入れており、浄化槽も町で情報管理(嵐山町)
- ・事業者が営業して契約まで行う工事店制度を導入(相模原市)
- ・優先順位をつけた事務作業(常陸太田市)

14

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査結果

<個人設置型との整合をとる手段>

- ・各自治体とも条例に寄付採納の条件を定め、一定数の寄付がある。

<高齢者・空き家の対策>

- ・長柄町では企画部門で「空き家バンク」という売りたい人と住みたい人の仲介する制度を設けている。以前、入居する人が汲み取りから市町村設置型へ移行するケースがあった。
- ・そのほかの自治体では特に対策はないものの課題として以下の意見があった。
 - > 住宅の売主が市町村設置型の情報を不動産仲介業者に伝達していなかったため、買い主とのトラブルになったことがある。
 - > 家屋の売却のほか引越等空き家になることの届け出がないことがある。保守点検業者からの情報提供がある。

15

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査結果

<事業導入のきっかけ、意思決定の過程、調整の相手方・方法等>

- ・長柄町・陸沢町では、町全域を農業集落排水施設あるいは下水道整備をする計画があった。
- ・嵐山町では、下水道計画区域外の整備に市町村設置型を導入する検討を始め、PFI事業を実施することとなった。
- ・相模原市では、下水道整備区域の見直しが発端となり、湖の水質保全に向けて水源税を使用できたことから県が主導となって市町村整備推進事業を導入した。
- ・常陸太田市では、旧里美村が当時集落排水地区以外の住民との公平性を保つために市町村整備事業が始まった。そして、市町村合併をきっかけにH20年から旧常陸太田市、旧金砂町、旧水府村で市町村整備事業を始めた。

16

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

ヒアリング調査結果

<その他>

- ・長柄町では市町村設置型事業が広がらない要因は事業導入による職員負担の増加のほか、財政的な問題があるが、財政負担の軽減のために使用料を上げられない。今後、ろ材の修繕等が増えていった場合、一般財源の繰出金をどうするかという懸念がある。
- ・工事歩掛について、土木の歩掛では費用負担が大きすぎるため、建築機械の歩掛を流用しているが、国で浄化槽工事の歩掛を策定して欲しい。

17

令和2年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

まとめ

- ・公共浄化槽事業の推進により、既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換及び設置された浄化槽の維持管理の適正化が期待される ⇒ 11条検査受検率の向上にもつながる
- ・公共浄化槽事業の導入・運営において民間活用が求められる

<指定検査機関の関与・支援が期待される内容>

- ・浄化槽整備計画、事業計画の策定に係る各種調査
- ・台帳システム(設置、使用、維持管理、指導情報を管理)の整備
- ・普及啓発・広報(住民との合意形成)
- ・浄化槽設置予定場所の現地確認
- ・竣工検査
- ・浄化槽に関する専門知識を有する立場で市町村及び関連業者からの相談に対応
etc.

18

【資料4 11条検査の受検率向上について】

資料4

令和3年度法定検査に関する全国会議
「11条検査の受検率向上について」

令和4年2月22日
(公財)日本環境整備教育センター

はじめに

11検査受検率の推移

- 令和元年度末時点の受検率が43.8%と低い
- 過去5年間で年平均1.2%ずつ上昇

受検率向上が大きな課題

はじめに

都道府県別の11条検査受検率

- 都道府県ごとの受検率にかなりのばらつき
- 受検率上昇の程度も都道府県ごとに異なる

受検率が低調な都道府県において取り組みを強化する必要がある
 ➡ 近年、受検率が大きく上昇した都道府県の事例が参考になる

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

調査の概要

<調査の目的>

- 「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂に向けた事例収集

<調査内容>

- 受検率向上のための取り組みに関する調査 (アンケート調査、ヒアリング調査、文献調査)
- 効率化検査の運営に関する調査 (アンケート調査、ヒアリング調査)

<アンケート、ヒアリングの対象>

- 受検率が大きく向上した指定検査機関
- 受検率が低調な指定検査機関
- 採水員制度を導入している指定検査機関
- 未受検者に対して受検勧告及び命令を発出している自治体

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

受検率向上のための取り組みに関する調査

<アンケート調査項目>

- これまで行われてきた取り組み内容
 - 11条検査の申し込み件数を増やすための取り組み
 - 7条検査の受検者に、次年度から11条検査を受検してもらうために行っている工夫
 - 11条検査の受検者に、次年度以降も継続して11条検査を受検してもらうために行っている工夫
 - 未受検者の把握方法
 - 浄化槽台帳(行政の保有する台帳)の精査方法
- 各取り組み内容の詳細
- 取り組みに係る指定検査機関の業務量
- 継続受検の状況
- 検査対象件数に対する申し込み件数の比率
- 今後の受検率向上のための課題
- 市町村ごとの受検率

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

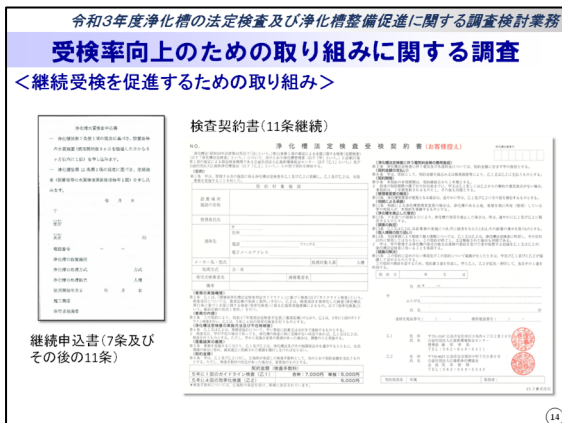
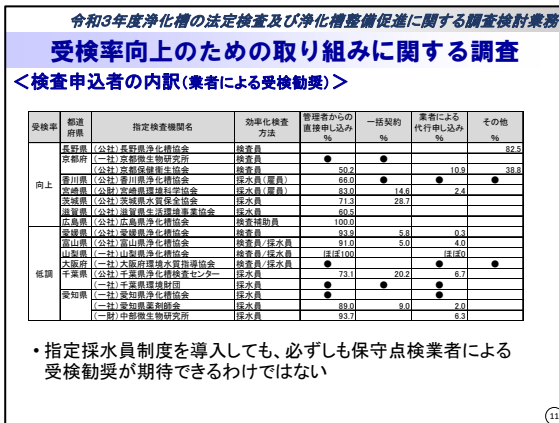
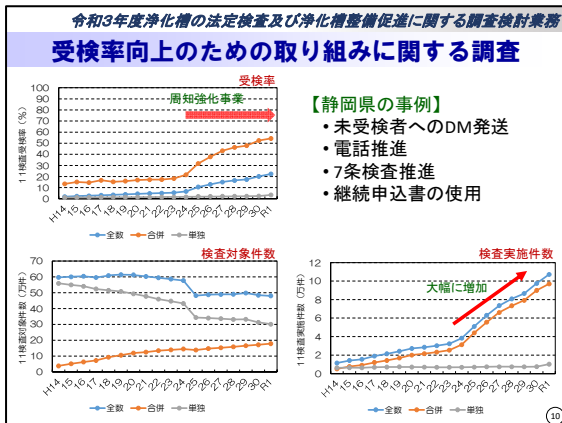
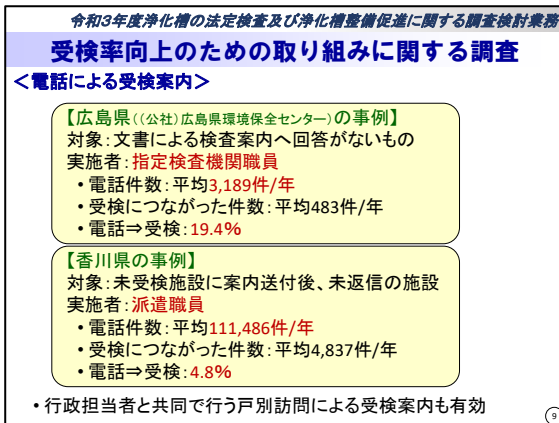
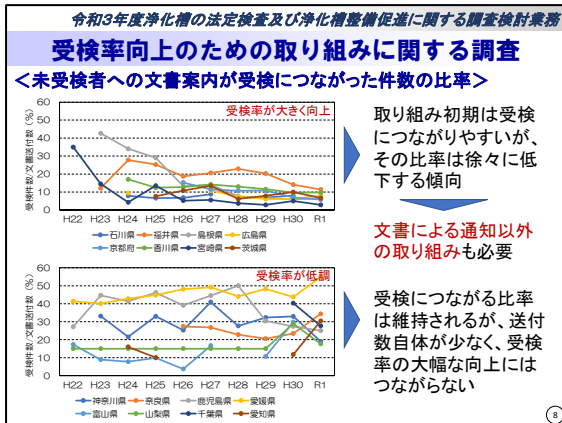
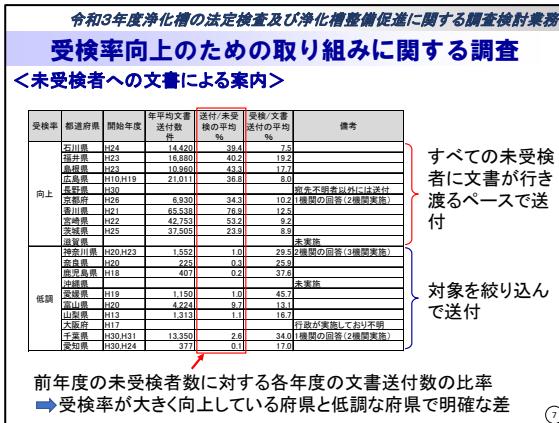
受検率向上のための取り組みに関する調査

<11条検査の申し込み件数を増やすための取り組み>

ア. 未受検者に対する受検案内の送付
 イ. 未受検者に対する電話による受検案内
 ウ. 未受検者に対する戸別訪問による受検案内
 エ. 広告・宣伝を活用した周知
 オ. 保守点検・清掃業者による受検勧奨

受検率	都道府県	ア	イ	ウ	エ	オ	その他
向上	石川県	●					
	福井県	●					
	富山県	●					
	岐阜県	●					
	長野県	●					
	山梨県	●					
低調	徳島県	●					
	香川県	●					
	愛媛県	●					
	高知県	●					
	福岡県	●					
	佐賀県	●					
	大分県	●					
	熊本県	●					
	鹿児島県	●					
	沖縄県	●					

- 受検率が向上している府県と低調な府県で行われている取り組みの種類が大きく異なるわけではない



令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

受検率向上のための取り組みに関する調査

<浄化槽台帳の精査方法>

ア. 把握していない
イ. 提出された届出書の情報に基づく修正
ウ. 指定検査機関から提出された情報に基づく修正
エ. 台帳精査の業務(事業)に基づく修正

実施率	調査対象	ア	イ	ウ	エ	その他
向上	白川町					
	津島町					
	高瀬町					
	高島町					
	長野町					
	安曇町					
低頭	美濃町					
	神奈川町					
	高島町					
	津島町					
	高瀬町					
	山梨県					
	山梨県					
	山梨県					
	山梨県					
	山梨県					

指定検査機関で浄化槽台帳情報の精査方法を把握しており、行政との連携がある程度図られていると推察される

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

受検率向上のための取り組みに関する調査

<今後の受検率向上のための課題>

ア. 未受検者の指導強化
イ. 未受検者への罰則の適用
ウ. 未受検者に対する対応
エ. 台帳の整備・精査
オ. 維持管理への補助
カ. 単独処理浄化槽への対応

キ. 11条検査の説明の工夫
ク. 人員の確保
ケ. 行政との連携
コ. 自動契約および継続契約の推進
サ. 一括契約・業者との連携の推進

実施率	調査対象	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	その他
向上	白川町												
	津島町												
	高瀬町												
	高島町												
	長野町												
	安曇町												
低頭	美濃町												
	神奈川町												
	高島町												
	津島町												
	高瀬町												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

受検率向上のための取り組みに関する調査

<今後の受検率向上のための課題>

ア. 未受検者の指導強化
イ. 未受検者への罰則の適用
ウ. 未受検者に対する対応
エ. 台帳の整備・精査
オ. 維持管理への補助
カ. 単独処理浄化槽への対応

キ. 11条検査の説明の工夫
ク. 人員の確保
ケ. 行政との連携
コ. 自動契約および継続契約の推進
サ. 一括契約・業者との連携の推進

実施率	調査対象	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	その他
向上	白川町												
	津島町												
	高瀬町												
	高島町												
	長野町												
	安曇町												
低頭	美濃町												
	神奈川町												
	高島町												
	津島町												
	高瀬町												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												
	山梨県												

・未受検者への指導強化、台帳の整備・精査を課題として挙げている機関が多い

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

受検率向上のための取り組みに関する調査

<行政による取り組み事例>

【埼玉県の事例】
・保守点検登録条例で、保守点検業者が未受検者に対して当該検査が行われていない旨を通知するよう規定(様式は施行規則)

【愛知県の事例】
・保守点検登録条例で、保守点検業者が未受検者に対して法定検査を受けるべき時期を通知するよう規定(様式は施行規則)
・「優良浄化槽保守点検業者認定制度」の導入
➢(認定基準の一部)保守点検を行った合併処理浄化槽のうち、法定検査(7条、11条)、保守点検及び清掃が全て実施されている浄化槽の割合が51%(R3年度申請分)以上であること

・行政の名義で未受検者に対する通知文書を发出
・未受検者に対して催告(浄化槽法第12条の2第2項)を发出している事例もある

令和3年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務

効率化検査に関する調査

<採水員等を活用した検査における精度管理>

都道府県	指定検査機関名	二次検査	採取剤の種類	クロスチェック	周年検査	前年度結果に比した検査件数
埼玉県	(公)埼玉県浄化槽センター	不適用、おたけ検査 おたけ検査(おたけ検査)	◎	◎二次検査と合わせて%	◎	◎
茨城県	(公)茨城県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
群馬県	(公)群馬県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
栃木県	(公)栃木県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
千葉県	(公)千葉県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
東京都	(公)東京都浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
神奈川県	(公)神奈川県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
新潟県	(公)新潟県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
富山県	(公)富山県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
石川県	(公)石川県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
福井県	(公)福井県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
山梨県	(公)山梨県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
長野県	(公)長野県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
静岡県	(公)静岡県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
愛知県	(公)愛知県浄化槽センター	◎	◎	◎	◎	◎
岐阜県	(公)岐阜					

事務局（（公財）日本環境整備教育センター）より資料3に基づき説明が行われた。

（４）11条検査の受検率向上について

事務局（（公財）日本環境整備教育センター）より資料4に基づき説明が行われ、以下の質問があった。

- 11条検査受検率の算出に当たり、休止浄化槽を分母から除くことはできるか。（島根県浄化槽普及管理センター）
⇒環境省では、各都道府県にお願いしている指導普及調査において、検査対象基数より法定の休止基数については除いているが、集計は都道府県の作業となるため、その取り扱いについては都道府県とご相談いただきたい。（環境省）
- 今回の調査結果は各自治体へどのように発信するのか。（栃木県浄化槽協会）
⇒「（仮名）11条検査受検率向上に向けた取り組み事例」として環境省ホームページに掲載する予定である。その他の発信方法については環境省と協議の上決定する。（事務局）
- 廃止届の提出率が低く、浄化槽の正確な設置基数が把握できないため、行政の浄化槽台帳と検査機関の検査台帳に乖離が生じている。廃止届が提出されていないが、廃止が認められた浄化槽の情報は、行政の権限で台帳から削除することはできないか。（兵庫県水質保全センター）
⇒施行通知には職権による廃止等は可能と明示されているため、各都道府県においてルールを決めて運用していただくこととなると考えられる。（事務局）
- 維持管理補助は受検率の向上に寄与しているのか。また、国による維持管理補助への支援について何か考えているのか。（兵庫県水質保全センター）
⇒維持管理補助を行っている自治体があることは承知している。浄化槽の維持管理は法に基づき浄化槽管理者が行う義務があるものであり、国としては維持管理補助を実施することは考えていないが、一方で浄化槽の長寿命化やライフサイクルコスト縮減の観点から、長寿命化計画に基づく改修・改築に対する補助について令和3年度補正予算より実施しておりご活用いただきたい。（環境省）

（５）全国浄化槽推進市町村協議会からの情報提供について

久川事務局長（全国浄化槽推進市町村協議会）より資料5-1及び5-2に基づき説明が行われ、以下の質問があった。

- 議会の場で単独処理浄化槽の合併転換を要望しているが、公共施設に設置されている単独処理浄化槽が多数残存していることについて質問を受けた場合、どのように答えればよいか。（兵庫県水質保全センター）
⇒単独処理浄化槽の合併転換促進のためには、台帳整備により公共施設に設置されている正確な基数を明らかにし、対象施設の管理者へ合併転換を促す必要がある。公共施設の管理者へも合併転換に向けた取り組みを実施していると回答するとよいのではな

いか。(久川事務局長)

5. その他の意見交換

全国会議の議題全般及び法定検査業務全般に関して意見交換が行われ、以下の質問があった。

- 明らかな破損が認められる単独処理浄化槽について、敷地が狭小かつ隣家の協力が得られないために転換工事が進められない場合、対象浄化槽をどのように扱えばよいか。(沖縄県環境整備協会)

⇒会議終了後、事務局で個別に回答することとなった。

第6章 浄化槽設置費用調査

6.1 調査の目的及び内容

(1) 調査の目的

浄化槽設置に係る国庫助成の基準額を検討する際に参考となる金額を把握することを目的に、全国の市町村から浄化槽整備事業における各種費用の情報を収集し、以下の内容について調査した。

- 浄化槽が設置される地域（豪雪地帯、特別豪雪地帯あるいは豪雪地帯・特別豪雪地帯以外）における本体費用、設置工事費の総額と基準額との比較。
- 浄化槽の設置の種類（新設等、汲み取り便槽からの転換、単独処理浄化槽からの転換）ごとの設置工事費。
- 積雪工事・凍結防止対策工事費、単独転換の際の撤去費用および宅内配管工事費。
- 上記3項目について、前回調査（令和元年度実施）との比較。

(2) 調査フロー

浄化槽設置費用調査は図6-1に示す手順で実施した。

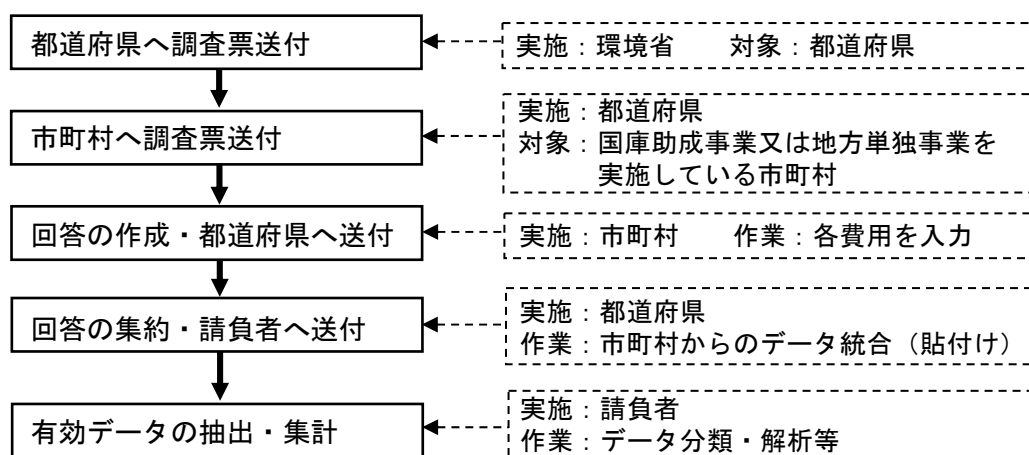


図6-1 設置費用調査フロー

(3) 実施時期

都道府県への調査票（調査要領、回答様式）の送付：令和3年11月30日

回答期日：令和4年1月31日

回収完了：令和4年2月1日

(4) 調査対象市町村

令和3年度上半期(2021年4月1日～9月30日)に、国庫助成事業(浄化槽設置整備事業又は公共浄化槽等整備推進事業、若しくはその両方。)又は地方単独事業(個別排水処理施設整備事業、その他国庫助成を受けずに実施する市町村設置型による事業。)を実施した市町村を対象とした。

(5) 調査対象浄化槽

(4)の市町村において、令和3年度上半期(2021年4月1日～9月30日)に、国庫助成事業又は地方単独事業で設置された5～200人槽の浄化槽(当該期間内に設置が完了した浄化槽、及び交付金実績報告書が提出された浄化槽)を対象とした。

調査対象浄化槽の分類は以下①～⑤のとおりである。それぞれの浄化槽の処理性能を表6-1に示す。

- ①通常型の浄化槽
- ②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ③高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ④窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ⑤BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽

表6-1 調査対象浄化槽の分類と処理性能

番号	助成の区分	処理性能(最低限要求される性能)			
		BOD 除去率	BOD 濃度	総窒素 濃度	総磷 濃度
①	通常型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下		
②	窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下	20mg/L 以下	1mg/L 以下
③	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	95% 以上	10mg/L 以下	10mg/L 以下	
④	窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	90% 以上	20mg/L 以下	20mg/L 以下	1mg/L 以下
⑤	BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	97% 以上	5mg/L 以下		

(6) 調査項目

調査項目を表 6-2、各市町村に配布した回答様式を表 6-3 に示す。調査項目の詳細と調査の留意点を以下に示す。

1) 調査項目の内容

ア. 本体費用

浄化槽の本体費用（浄化槽の運搬に係る費用や、ポンプ槽一体型の浄化槽の場合のポンプ槽の費用も本体費用に含める）。

イ. 設置工事費

浄化槽本体の設置に必要な工事費（ただし、流入又は放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費、仮設費、現場管理費等の間接費を含める）。

- ・うち積雪荷重対策・凍結防止対策工事費

イ. で記載した設置工事費のうち、浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策として実施された工事費。

ウ. 撤去費用

単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（掘り出し作業から最終処分まで（掘り出し、洗浄、分解、運搬、最終処分等）に係る費用）。

本項目は、「設置の種類」において「単独処理浄化槽から転換」を選択した場合のみ回答する。

表 6-2 調査項目

調査項目	
設置された浄化槽	メーカー名
	型式名
	人槽規模
設置の種類	新設等
	汲み取り便槽から転換
	単独処理浄化槽から転換
豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯に該当するか否か	
ア. 本体費用(円)	
イ. 設置工事費	
	うち積雪荷重・凍結防止対策工事費(円)
ウ. 撤去費用(円)	
エ. 宅内配管工事費(円)	

表 6-3 浄化槽設置費用に係る市町村の回答様式

① 通常型の浄化槽

市町村名	No.	設置された浄化槽			設置の種類 (以下3つから、ひとつだけ選択し●を入力)			豪雪地帯*	特別豪雪地帯*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	ウ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)
		メーカー名	型式名	人槽規模	新設等	汲み取り便槽から 転換	単独処理浄化槽から 転換						
	1-1												
	1-2												
	1-3												
	1-4												
	1-5												

* 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯

② 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	設置された浄化槽			設置の種類 (以下3つから、ひとつだけ選択し●を入力)			豪雪地帯*	特別豪雪地帯*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	ウ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)
		メーカー名	型式名	人槽規模	新設等	汲み取り便槽から 転換	単独処理浄化槽から 転換						
	2-1												
	2-2												
	2-3												
	2-4												
	2-5												

* 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯

③ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	設置された浄化槽			設置の種類 (以下3つから、ひとつだけ選択し●を入力)			豪雪地帯*	特別豪雪地帯*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	ウ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)
		メーカー名	型式名	人槽規模	新設等	汲み取り便槽から 転換	単独処理浄化槽から 転換						
	3-1												
	3-2												
	3-3												
	3-4												
	3-5												

* 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯

④ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	設置された浄化槽			設置の種類 (以下3つから、ひとつだけ選択し●を入力)			豪雪地帯*	特別豪雪地帯*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	ウ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)
		メーカー名	型式名	人槽規模	新設等	汲み取り便槽から 転換	単独処理浄化槽から 転換						
	4-1												
	4-2												
	4-3												
	4-4												
	4-5												

* 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯

⑤ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽

市町村名	No.	設置された浄化槽			設置の種類 (以下3つから、ひとつだけ選択し●を入力)			豪雪地帯*	特別豪雪地帯*	ア. 本体費用 (円)	イ. 設置工事費 (円)	ウ. 撤去費用 (円)	エ. 宅内配管工事費 (円)
		メーカー名	型式名	人槽規模	新設等	汲み取り便槽から 転換	単独処理浄化槽から 転換						
	5-1												
	5-2												
	5-3												
	5-4												
	5-5												

* 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯

エ. 宅内配管工事

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）。

本項目は、「設置の種類」において「単独処理浄化槽から転換」を選択した場合のみ回答する。

2) 調査項目の留意点

- 消費税込み（10%）の金額を回答する。
- 設置の種類については、「新設等」、「汲み取り便槽から転換」、「単独処理浄化槽から転換」から該当するものを選択する。建築物の新築に伴い浄化槽を設置する場合等が「新設等」に含まれる。
- 浄化槽を設置した場所が豪雪地帯対策特別措置法第 2 条の規定に基づき指定された豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯に該当する場合は、その旨回答する。

(7) データの取り扱いについて

令和元年度の調査結果のデータ整理においては、以下の対応がなされていた。

- 各種費用が極端に変動することを避けるために一定の考え方の下で外れ値を設定し、外れ値に該当するデータを削除して集計を行った（令和元年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務報告書 第 4 章浄化槽整備促進に関する検討 4.3 浄化槽設置費用調査 4.3.2 解析方法（2）を参照）。
- 工事費用（令和 3 年度調査における設置工事費に相当）については、特殊工事費用を差し引いた金額を解析に用いた（上記報告書 4.3.2 解析方法（1）を参照）。

今回の調査においては、令和元年度及び令和 3 年度の調査で得られたデータに対し、以下の対応を行った。

- 外れ値に該当するデータについても、地域の実情を表す浄化槽設置に係る各種費用のデータである可能性があるため、当該データの削除は行わず、全データを解析に活用の上両調査の金額を比較した。
- 令和元年度調査は税抜き価格のデータであるため、消費税 10%を計上して解析した。
- 令和 3 年度の調査では特殊工事費用に係る調査を実施していないことから、令和元年度の工事費用は「イ. 工事費用」として回答された金額（特殊工事費用を差し引かない金額）を解析に活用し、令和 3 年度調査の「設置工事費」と同義として比較した。
- 令和 3 年度調査の「撤去費用」と、令和元年度調査の「うち撤去費用（「単独処理浄化槽から転換」のデータのみ抽出）」を比較した。
- 令和 3 年度調査の「宅内配管工事費」と、令和元年度調査の「管渠設置費用（「単独処

理浄化槽から転換」のデータのみ抽出)」を比較した。

6.2 解析方法

市町村より回収したデータは、全データを統合（全国データとする）のうえ、助成区分や人槽（5人槽、7人槽、10人槽、11人槽以上）に基づき、本体費用、設置工事費、うち積雪荷重・凍結防止対策工事費、撤去費用、宅内配管工事費の平均値を求めた。その平均金額に基づき、令和元年度と3年度調査での各種費用の比較や補助基準額との比較を行った。なお、令和元年度の調査においては、助成区分において「②窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「③高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の区分は設けられておらず、それらに相当する「窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」が設けられていた。そこで本調査においては、令和元年度調査の「窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽」に分類されたデータについて、「窒素除去型浄化槽（T-N20mg/L以下の性能）」、「窒素除去型浄化槽（T-N10mg/L以下の性能）」に分類し、それぞれ上記②、③と同義として比較することとした。また、令和元年度調査では豪雪地帯と特別豪雪地帯別に集計を行っていないため、両地帯の合算データとして解析を行った。なお、「⑤BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽」に該当するデータは得られなかったため、以降に示す各種の表内には記載しなかった。

本調査においては外れ値に該当するデータの削除は行わないが、前述の令和元年度の報告書4.3.2解析方法（2）と同一の手法を用いて外れ値に該当するデータを本体費用、設置工事費ごとに求め、外れ値に該当するデータが多い都道府県を整理した。

6.3 集計結果

（1）データ数

令和元年度及び令和3年度調査における全国データと各解析対象におけるデータ数を表6-4に示す。全国データは令和元年度は16,163件、令和3年度は14,226件であり、令和3年度のほうが少ないが、ほぼ同程度のデータを収集できたと考えられた。

（2）外れ値に該当するデータ件数と地域特性

令和元年度調査において、本体費用及び設置工事費について外れ値に該当するデータはそれぞれ98件（令和元年度全国データのうち0.60%）、2,047件（同12.7%）であった。令和3年度調査において、本体費用及び設置工事費について外れ値に該当するデータはそれぞれ170件（令和3年度全国データのうち1.2%）、837件（同5.9%）であった。本体費用に比べて設置工事費の方が外れ値に該当するデータが多いのは、特殊工事等の実施により工事費が高額になる場合があることに起因すると考えられた。

令和3年度調査において、本体費用及び設置工事費について外れ値に該当するデータが多かった上位5都道府県を表6-5(1)、(2)に示す。結果として、茨城県、岩手県、熊本県、

表 6-4 令和元年度及び令和3年度における全国データと各解析対象におけるデータ数

全国データと解析対象の分類			令和元年度	令和3年度	備考	
全国データ	本体費用		16,163	14,226	市町村のデータを全て統合したもの (設置の種類複数選択又は選択無し、設置の区域両方選択、本体・設置工事費のいずれかが未記入等の不適切な回答は削除)	
	設置工事費		16,163	14,226		
解析対象	基準額との比較	本体費用	16,163	14,226	「全国データ」と同じ	
		設置工事費	16,163	14,226		
	積雪荷重・凍結防止対策の工事費		設置工事費	未実施	143	
	単独転換の際の撤去費用		設置工事費	2,616	3,469	
	単独転換の際の宅内配管工事費		設置工事費	1,947	3,668	
	設置の種類(新築、汲み取り・単独転換)		設置工事費	16,045	14,226	令和元年度で「その他」と回答した118データを全国データから除外
	設置区域	豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯	本体費用	1,797	1,701	
			設置工事費	1,797	1,701	
豪雪・特別豪雪地帯以外		本体費用	14,366	12,525		
		設置工事費	14,366	12,525		

表 6-5 外れ値に該当するデータ件数の多い都道府県

(1)本体費用

順位	都道府県	外れ値に該当するデータ件数	内訳		
			豪雪地帯	特別豪雪地帯	豪雪・特別豪雪地帯以外
1	茨城県	27	0	0	27
2	岩手県	26	26	0	0
3	熊本県	22	0	0	22
4	北海道	17	15	2	0
5	福岡県	12	0	0	12

(2)設置工事費

順位	都道府県	外れ値に該当するデータ件数	内訳		
			豪雪地帯	特別豪雪地帯	豪雪・特別豪雪地帯以外
1	北海道	109	75	34	0
2	静岡県	85	0	0	85
3	岩手県	75	75	0	0
4	茨城県	67	0	0	67
5	熊本県	58	0	0	58

北海道は本体費用及び設置工事費いずれも上位 5 以内であった。外れ値に該当するデータは豪雪地帯あるいは特別豪雪地帯に該当する地域に多いのではないかと（積雪対策等による費用増）と想定していたところ、北海道等の豪雪地帯に該当する地域が含まれてはいるものの、それ以外の地域も含まれており、本結果からは特別な地域特性は見られなかった。

（3）本体費用・設置工事費の総額と基準額との比較

豪雪・特別豪雪地帯（表 6-6）、豪雪・特別豪雪地帯以外（表 6-7）、全国データ（表 6-8）において、令和元年度及び令和 3 年度調査における本体費用・設置工事費の総額と基準額を示す。また、表 6-9(1)、(2)に令和 3 年度と令和元年度における人槽ごとの本体費用、設置工事費及びデータ数（n）を示す。表 6-6～6-8 の本体費用・設置工事費の総額は、表 6-9 のデータに基づき算出した。

豪雪・特別豪雪地帯（表 6-6）では、「通常型の浄化槽」は令和元年度及び令和 3 年度いずれも基準額に比べて総額が 1 万～50 万円程度高い傾向にあった。「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は令和元年度及び令和 3 年度いずれも基準額に比べて総額が 6 万～130 万円程度高い傾向にあった。「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」はデータが少ない（1～50 件程度、表 6-9(1)、(2)参照）ことからばらつきが大きいと考えられるが、基準額に比べて 10 万～170 万円程度高くなる事例もあり、高額となる傾向にあった。

豪雪・特別豪雪地帯以外（表 6-7）では、「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、令和元年度と令和 3 年度における総額はいずれも基準額とほぼ同程度であった。ただし、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の 7 人槽において令和 3 年度の総額が基準額より 30 万円程度低かった。「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、令和 3 年度の総額はいずれの人槽においても令和元年度よりも高く、かつ基準額よりも 50～90 万円程度高かった。

令和元年度及び令和 3 年度調査の全国データ（表 6-8）を比較すると、「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、いずれの人槽においてもほぼ同等の総額あるいは令和 3 年度の方が総額が低い傾向にあった。一方、「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、令和元年度に比べて令和 3 年度の方がいずれの人槽においても総額が 10 万～40 万円程度高くなった。

表 6-6 豪雪・特別豪雪地帯の本体費用・設置工事費の総額と基準額

助成区分	調査年度と基準額	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)
通常型の浄化槽	R3調査結果(豪雪)	974,614	1,113,571	1,712,637
	R3調査結果(特豪)	1,100,983	1,391,862	1,884,795
	R3調査結果(豪雪・特豪合算)	1,008,997	1,191,940	1,734,157
	R1調査結果*1	1,156,227	1,359,330	1,951,088
	基準額	882,000	1,104,000	1,495,000
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果(豪雪)	1,076,495	1,285,464	1,750,804
	R3調査結果(特豪)	1,104,497	1,204,880	2,873,175
	R3調査結果(豪雪・特豪合算)	1,082,627	1,273,358	1,872,141
	R1調査結果*1	1,061,744	1,269,641	1,888,296
	基準額	930,000	1,143,000	1,527,000
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果(豪雪)	1,653,785	2,597,529	3,121,667
	R3調査結果(特豪)	1,223,189	1,479,692	-
	R3調査結果(豪雪・特豪合算)	1,597,127	2,411,223	3,121,667
	R1調査結果*1	1,301,516	1,736,370	2,598,057
	基準額	1,152,000	1,521,000	1,884,000
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果(豪雪)	1,630,302	2,917,725	-
	R3調査結果(特豪)	-	1,755,842	-
	R3調査結果(豪雪・特豪合算)	1,630,302	2,627,254	-
	R1調査結果*1	1,646,590	2,247,043	3,759,800
	基準額	1,200,000	1,527,000	2,075,000

-: データなし

*1: 豪雪地帯(豪雪)・特別豪雪地帯(特豪)の合算データ

表 6-7 豪雪・特別豪雪地帯以外の本体費用・設置工事費の総額と基準額

助成区分	調査年度と基準額	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)
通常型の浄化槽	R3調査結果	843,872	1,076,576	1,419,401
	R1調査結果	980,547	1,176,751	1,522,934
	基準額	837,000	1,043,000	1,375,000
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	811,391	1,009,344	1,363,375
	R1調査結果	908,388	1,120,862	1,405,201
	基準額	882,000	1,080,000	1,404,000
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	982,790	1,101,299	1,747,171
	R1調査結果	1,168,737	1,574,256	1,887,065
	基準額	1,092,000	1,437,000	1,734,000
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	1,782,023	1,919,096	2,874,945
	R1調査結果	1,518,836	1,878,098	2,297,442
	基準額	1,137,000	1,431,000	1,932,000

表 6-8 全国データに基づく本体費用・設置工事費の総額

助成区分	調査年度	5人槽 (円)	7人槽 (円)	10人槽 (円)
通常型の浄化槽	R3調査結果	866,892	1,107,176	1,483,149
	R1調査結果	977,557	1,206,049	1,643,668
窒素又は磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	837,011	1,045,392	1,420,942
	R1調査結果	920,525	1,139,942	1,455,793
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	1,039,728	1,204,038	1,934,602
	R1調査結果	1,180,425	1,606,147	2,113,291
窒素及び磷除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	R3調査結果	1,778,989	2,028,044	2,874,945
	R1調査結果	1,468,718	1,890,573	2,419,305

表 6-9 令和元年度及び令和3年度における本体費用と設置工事費の平均値とデータ数 (n)

(1)令和3年度データ

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
豪雪地帯	通常型の浄化槽	394,933	206	579,681	206	452,063	125	661,508	125	835,101	14	877,537	14	1,956,106	7	1,892,242	7
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理浄化槽	507,402	535	569,093	535	613,652	362	671,812	362	815,422	33	935,381	33	2,122,647	12	1,614,262	12
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	475,173	33	1,178,612	33	844,886	10	1,752,643	10	909,667	3	2,212,000	3	-	-	-	-
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理浄化槽	608,885	1	1,021,417	1	1,012,134	3	1,905,591	3	-	-	-	-	-	-	-	-
特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	430,416	77	670,567	77	586,264	49	805,598	49	752,400	2	1,132,395	2	1,950,000	1	1,302,465	1
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理浄化槽	493,139	150	611,358	150	526,030	64	678,850	64	1,130,500	4	1,742,675	4	1,023,000	1	2,915,000	1
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	393,744	5	829,445	5	653,546	2	826,147	2	-	-	-	-	-	-	-	-
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理浄化槽	-	-	-	-	1,100,000	1	655,842	1	-	-	-	-	6,050,000	1	5,534,683	1
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	406,904	1,747	436,968	1,747	538,794	482	537,782	482	749,886	63	669,515	63	2,509,206	21	2,115,124	21
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理浄化槽	400,462	6,567	410,929	6,567	531,094	2,694	478,250	2,694	735,806	290	627,569	290	1,379,013	48	1,682,328	48
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	490,685	372	492,105	372	581,817	141	519,482	141	787,682	19	959,489	19	1,690,714	7	2,100,575	7
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理浄化槽	1,223,891	49	558,132	49	1,376,546	22	542,551	22	2,071,504	3	803,442	3	-	-	-	-

-: データなし

(2)令和元年度データ

地帯	助成区分	5人槽				7人槽				10人槽				11人槽以上			
		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費		本体費用		設置工事費	
		平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
豪雪・特別豪雪地帯	通常型の浄化槽	470,385	253	685,843	253	578,686	185	780,644	185	784,123	21	1,166,965	21	1,947,000	5	3,580,610	5
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理浄化槽	493,811	669	567,933	669	582,578	499	687,063	499	918,639	51	969,658	51	2,208,690	13	2,779,448	13
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	431,125	50	870,390	50	722,686	36	1,013,684	36	1,017,138	7	1,580,919	7	3,036,000	1	6,094,000	1
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理浄化槽	902,000	1	744,590	1	1,152,433	3	1,094,610	3	1,804,000	1	1,955,800	1	3,806,000	1	3,445,200	1
豪雪・特別豪雪地帯以外	通常型の浄化槽	436,462	1,292	506,108	1,292	535,718	457	608,280	457	790,896	63	750,299	63	2,041,914	28	1,896,187	28
	窒素又は燐除去能力を有する高度処理浄化槽*	436,607	7,784	471,781	7,784	571,326	3,392	549,536	3,392	772,773	436	632,427	436	1,812,551	119	1,375,980	119
	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽*	510,401	518	658,336	518	665,656	147	908,600	147	829,923	15	1,057,143	15	2,849,294	3	2,069,526	3
	窒素及び燐除去能力を有する高度処理浄化槽	900,113	70	566,063	70	1,192,232	23	651,845	23	1,656,674	11	640,768	11	-	-	-	-

-: データなし

(4) 設置の種類ごとの設置工事費

令和3年度及び令和元年度調査における助成区分ごと、人槽ごとの「新設等」、「汲み取り便槽からの転換」、「単独処理浄化槽からの転換」での設置工事費を表6-10(1)、(2)に示す。令和3年度においては、いずれの助成区分、人槽においても全般的に「単独処理浄化槽からの転換」の設置工事費が最も費用が低く、「汲み取り便槽からの転換」の設置工事費が高くなる傾向にあった。一方、令和元年度においてはいずれの助成区分、人槽においても「新設等」の設置工事費が最も低く、「単独処理浄化槽からの転換」の設置工事費が最も高くなる傾向があるなど、調査年度によって傾向の相違があった。

表6-10 設置の種類における設置工事費

(1)令和3年度データ

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
通常型の浄化槽	新設等	481,655	992	674,530	248	768,569	42
	汲み取り便槽からの転換	489,974	567	631,000	198	792,340	16
	単独処理浄化槽からの転換	379,649	471	424,534	210	560,592	21
窒素又は燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	446,153	3,652	527,451	808	678,273	136
	汲み取り便槽からの転換	445,922	1,557	549,731	860	680,476	52
	単独処理浄化槽からの転換	377,429	2,043	465,632	1,452	663,334	139
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	520,311	291	648,847	71	1,218,549	12
	汲み取り便槽からの転換	750,168	64	833,151	25	1,143,300	4
	単独処理浄化槽からの転換	485,153	55	447,874	57	945,083	6
窒素及び燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	600,435	26	572,000	1	1,373,575	1
	汲み取り便槽からの転換	592,500	1	2,058,425	2	-	-
	単独処理浄化槽からの転換	528,960	23	592,169	23	518,375	2

-: データなし

(2)令和元年度データ

助成区分	設置の種類	5人槽		7人槽		10人槽	
		平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
通常型の浄化槽	新設等	485,377	1,005	611,798	321	819,939	51
	汲み取り便槽からの転換	651,099	336	724,307	176	843,952	9
	単独処理浄化槽からの転換	599,165	190	691,132	136	957,032	23
窒素又は燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	454,563	4,934	526,580	1,458	641,399	274
	汲み取り便槽からの転換	503,450	1,818	576,602	1,042	674,185	62
	単独処理浄化槽からの転換	528,074	1,670	600,498	1,343	720,939	142
高度窒素除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	645,294	371	1,058,191	73	1,305,488	8
	汲み取り便槽からの転換	848,460	71	909,981	45	1,404,832	8
	単独処理浄化槽からの転換	674,691	123	794,994	64	873,505	6
窒素及び燐除去能力を有する 高度処理型の浄化槽	新設等	542,758	62	714,319	17	559,064	7
	汲み取り便槽からの転換	1,382,307	2	638,715	2	1,955,800	1
	単独処理浄化槽からの転換	564,771	7	693,629	7	783,750	4

(5) 積雪荷重・凍結防止対策工事費

令和3年度調査で得られた設置工事費のうち、豪雪地帯及び特別豪雪地帯における人槽ごとの積雪荷重・凍結防止対策の工事費を表6-11に示す。全体的に得られたデータは少ないが、豪雪地帯に比べ特別豪雪地帯の方が当該工事費が高くなる傾向にあった。また、いずれの人槽においても当該工事費は総じて7~11万円程度であった。

なお令和元年度調査では「積雪荷重・凍結防止対策の工事費」に相当する調査は実施していないため、解析及び令和3年度調査との比較は実施しなかった。

表6-11 豪雪地帯及び特別豪雪地帯における積雪荷重・凍結防止対策の工事費

地帯	5人槽		7人槽		10人槽	
	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
豪雪地帯	72,427	61	88,953	46	84,171	8
特別豪雪地帯	104,617	17	113,140	8	-	-
豪雪地帯・特別豪雪地帯全体	79,443	78	92,536	54	84,171	8

-: データなし

(6) 単独転換の際の撤去費用及び宅内配管工事費

令和元年度及び令和3年度調査における、設置の種類で「単独処理浄化槽から転換」に該当するデータの撤去費用及び宅内配管工事費(令和元年度調査においては「管渠設置費用」を宅内配管工事費と同義とした)を表6-12(1)、(2)に示す。

撤去費用についてはいずれの人槽においても両年度調査でほぼ同額であり、人槽が大きくなるにつれて費用も高くなる傾向にあった。宅内配管工事費についてはいずれの人槽においても令和元年度に比べ令和3年度の方が10万円程度高く、かつ人槽が大きくなるにつれて費用も高くなる傾向にあった。

表6-12 単独転換の際の撤去費用及び宅内配管工事費

(1) 撤去費用

調査年度	5人槽		7人槽		10人槽		5~10人槽	
	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
令和3年度	143,344	2,030	153,056	1,299	157,358	122	147,495	3,451
令和元年度	147,266	1,493	150,587	1,011	157,869	112	149,003	2,616

(2) 宅内配管工事費

調査年度	5人槽		7人槽		10人槽		5~10人槽	
	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n	平均値 (円)	n
令和3年度	342,872	2,161	397,919	1,377	467,214	130	367,944	3,668
令和元年度	227,253	1,128	298,669	731	353,650	88	259,779	1,947

6.4 総括と今後の課題

(1) 調査方法

市町村に配布した調査要領に示した「調査対象浄化槽」について、市町村担当者より「国庫助成事業又は地方単独事業で設置された5～200人槽の浄化槽（当該期間内に設置が完了した浄化槽、及び交付金実績報告書が提出された浄化槽）」の判断が困難であるとの複数の問い合わせがあった。今後の調査においては「当該期間内に設置された5～200人槽の浄化槽のうち、国庫助成事業において交付金実績報告書の提出がされた浄化槽あるいは地方単独事業において市町村が完了検査を終了した浄化槽」等に変更することにより、調査対象を明確に示すことができると考えられた。

(2) 集計結果

助成区分でみると、令和元年度及び令和3年度調査いずれも最もデータが多いのは「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」であり、次いで多いのは「通常型の浄化槽」である（表6-9(1)、(2)参照）。これらの助成区分において、豪雪地帯・特別豪雪地帯以外では両年度調査いずれも本体費用・設置工事費の総額が5、7、10人槽いずれにおいても基準額とほぼ同額であると考えられた（表6-7参照）。一方、豪雪地帯及び特別豪雪地帯においてはそれらの総額は、いずれの人槽においても基準額より高くなる傾向にあった（表6-6参照）。今後も同様の調査を継続して実施し、実態の把握に努めることが重要であると考えられた。「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」及び「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」は、設置数が少ないことから両年度調査において得られるデータが少なく、解析により示される総額も極端な金額になりやすい。これらの助成区分においては今後も同様の調査を継続して行い、数回分の調査データに基づいた評価と判断が重要であると考えられた。

設置の種類（表6-10(1)、(2)参照）で比較すると、データの多い「通常型の浄化槽」、「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」で見ると令和元年度に比べて令和3年度の設置工事費はいずれの人槽においても同等あるいは低い傾向にあると考えられる。一方で、令和3年度調査においては「新設等」、「汲み取り便槽から転換」に比べて「単独処理浄化槽から転換」の設置工事費が低い傾向にあるが、令和元年度調査では「単独処理浄化槽から転換」の設置工事費が高くなる傾向にあるなど、調査年度により相違があった。今後も調査を継続して行い、傾向について評価、判断することが重要となる。

積雪荷重・凍結防止対策の工事費（表6-11参照）においては豪雪地帯に比べ特別豪雪地帯の方が工事費が高くなる傾向にあったが、この結果は積雪の多い地域ほど対策に更なる費用を要する実態を反映したものであると考えられる。単独転換の際の撤去費用と宅内配管工事費（表6-12(1)、(2)参照）については、撤去費用は両年度調査の工事費はいずれの人槽においてもほぼ同等であるが、宅内配管工事費については令和元年度に比べ令和3年度調査の方が高額になった。今後も同様の調査を行い、費用の大幅な変動等が見られる場合は調査時の設問を増やし実態解明に努める等の対応が求められる。

第7章 業務のまとめと今後の課題

7.1 本年度業務のまとめ

本業務は、「11条検査の受検率向上に関する調査」、「効率化検査に関する調査」、「受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査」、「浄化槽の法定検査に関する全国会議」及び「浄化槽設置費用調査」からなる。各項目の成果の概要を以下に示す。

(1) 11条検査の受検率向上に関する調査

1) 受検率の向上及び低調に関する調査

11条検査の受検率が大きく向上した都道府県及び低調な都道府県の指定検査機関を対象として、「未受検者に対する受検案内」、「継続受検の促進」、「未受検者の把握方法」、「浄化槽台帳の精査手法」等の受検率向上と関連する事項を調査し、未受検者に対する文書による通知、電話による受検案内、戸別訪問による受検案内等の個別のアプローチの実施状況の差が受検率の推移に大きく影響していることが明らかとなった。

2) 未受検者への行政措置に関する調査

11条検査未受検者に対する行政指導として受検勧告（法第12条の2第2項）を发出している自治体を対象として、发出の考え方や发出事務の詳細及び受検率向上の効果等を調査した。

(2) 効率化検査に関する調査

1) 効率化検査を活用した運営に関する調査

検査員による効率化検査を実施している指定検査機関を対象として、効率化検査導入前後の検査の効率化の状況や運営上の課題を調査し、効率化検査の導入と受検率の関係や運営上の課題を整理した。

2) 採水員等を活用した運営に関する調査

採水員等を活用した11条検査を実施している指定検査機関を対象として調査を行い、採水員等を活用した効率化検査を導入することで受検率を向上させるためには、採水員等活用検査の件数の比率を高めるだけでなく、保守点検・清掃業者による受検勧奨が行われること、未受検者に対する受検案内（通知）が十分に行われることが必要であることを明らかとした。また、採水員等を活用した効率化検査の導入による検査効率の向上の程度を定量化した。

(3) 受検率向上及び指定検査機関と業者との情報連携に関する文献調査

過年度の調査報告書や各種文献から、「受検率向上に資する手法」及び「指定検査機関と

関連業者の情報共有」に関する報告を抽出し、「11条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂に際して追加する情報を整理した。また、事例集の改訂内容を検討した。

（４）浄化槽の法定検査に関する全国会議

全国の指定検査機関を対象とした全国会議を開催し、前年度調査（令和２年度浄化槽の法定検査及び浄化槽整備促進に関する調査検討業務）及び本年度業務で明らかになった事項について情報提供を行い、意見交換が行われた。

（５）浄化槽設置費用調査

全国の市町村から収集した浄化槽設置費用の情報に基づき、以下の事項を確認し、浄化槽設置に係る補助基準額の検討に資する基礎情報を整理した。

- 本体費用・設置工事費の総額と基準額との関係
- 設置の種類ごとの設置工事費
- 積雪荷重・凍結防止対策工事費
- 単独転換の際の撤去費用及び宅内配管工事費

7.2 今後の課題

（１）11条検査の受検率向上

1) 「11条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂

本年度業務で得られた情報を活用し、「11条検査の受検率向上に向けた取り組み事例」の改訂を行う必要がある。その際、内容の充実を図るため、更なる調査を必要とすると考えられる事項を以下に示す。

■自治体における受検率の向上に関する調査

- 受検率向上に向けた行政の取り組み（指定検査機関との連携、受検勧告の実施等）
- 協議会の活用、浄化槽台帳データの活用

■指定検査機関における受検率の向上に関する調査

- 運営上の工夫（受検勧奨、検査申込、料金回収、検査等）等
- 受検率向上に関する取り組みの効果を定量的に示すための事例調査
- 検査精度の管理手法の事例

■効率化検査（採水員含む）を活用した運営に関する調査

- 効率化検査の運営形態（受検勧奨、検査申込、料金回収、検査等）を定量的に示すための事例調査
- クロスチェック等の検査精度に関する管理手法の事例

また、事例集の案を作成したうえで、その実用性、実効性の担保のため、関係者から意見を収集することも必要と考えられる。

2) 11 条検査の受検率向上に向けたその他の検討課題

令和 3 年度補正予算より「市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業」が新たに国庫助成の対象となり、「市町村や法定協議会等の適切な関与により、浄化槽台帳システム等の整備を通じた設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること」が事業要件として定められているところ。このため、今後、浄化槽の適正な維持管理や長寿命化の推進の観点から、市町村や法定協議会等（指定検査機関、維持管理組合、その他の関係団体・事業者）が連携して浄化槽台帳や清掃・保守点検・法定検査等の各情報の集約・共有等を通じて個人設置の浄化槽の適正管理に関与していくことが考えられる。また、「改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われていることを同法第 11 条に基づく法定検査の結果等により確認していること」についても事業要件として定められていることから、改築事業の対象となる浄化槽において浄化槽法に定める維持管理が適正に行われ、それを法定検査等により確認する必要があるものであり、行政と指定検査機関がより一層連携して、浄化槽の改築事業を通じた継続的な維持管理の向上・適正化について積極的に取り組むことによって法定検査の受検率向上にも資するものと考えられる。

(2) 浄化槽整備促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に関する国による支援施策を的確に実施していくうえで、浄化槽設置に係る国庫助成の基準額を検討する際に参考となる浄化槽設置費用の実態を把握することは重要であるため、今後も継続して費用調査を実施する必要がある。

特に、「高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽」や「窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」のように、設置数が少ないことからデータの蓄積が不十分な区分や、「宅内配管工事費」のように過年度調査結果と比較して費用の変動が認められた区分があるため、今後も同様の調査を継続して行い、数回分の調査データに基づいた評価と判断を行うことが重要と考えられる。

参考資料 1（指定検査機関に対するヒアリング結果）

■ 広島県

実施日：令和 4 年 2 月 7 日（月）

場 所： オンライン

対応者：角、久川、東山（(公社) 広島県環境保全センター）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 11 条検査自動継続の仕組み
 - 浄化槽管理者は設置申請書類に 7 条検査依頼書を添付することになっている。
 - 11 条検査契約書の用紙を各市町に配布しておき、各市町から浄化槽管理者に渡してもらい、浄化槽管理者が使用開始の報告を提出する際に 11 条検査契約書をあわせて提出してもらうことにしている。
 - 使用開始の報告の提出率が 60%程度であるため、11 条検査が未契約の浄化槽については、7 条検査実施時に 11 条検査の契約を締結してもらっている。
 - アンケートには 7 条検査から 11 条検査への移行率を 98%と回答したが、これは 11 人槽以上の移行率である。

- 未受検者に対する受検案内の詳細
 - 11 条検査未契約の管理者には、検査契約書の用紙を送付し、送付から 1 ヶ月反応がない場合にはさらに督促状を送付し、それでも反応がない場合には市町からの督促状を送付している。
 - 未受検者に対する受検案内は受検歴別に送付しており、前年度受検している浄化槽管理者へは受検案内を、受検していない浄化槽管理者へは受検案内と検査契約書を送付している。
 - センターの検査台帳を基に受検案内の送付リストを作成し、それを各市町で確認した後、送付している。
 - 電話による受検勧奨はマニュアル（Q&A 集）に基づき、検査員が手分けして実施している。
 - 戸別訪問による受検勧奨は 11 人槽以上の浄化槽が対象となっており、訪問先は各市町が選定しているが、選定条件は不明確である。
 - 市町の担当者のマンパワー不足により、現在、戸別訪問を実施している市町が 1 ～2 市町に限定されている。

- 受検拒否者への対応

- 受検拒否者には各市町が指導することとなっているが、市町により温度差があり、文書指導のみ行っている市町が多い。文書指導についても、文書の発送を指定検査機関で実施する市町が多い。
 - 検査に赴いた際に受検拒否されることもあり、周囲の住民が未受検であると検査契約の解約を希望されることがある。
- 検査の効率化のための取り組み
 - 検査員にタブレット（タフパッド）を携帯させており、現地で検査結果の入力を行っている。所見のコード化を行うこと等で入力効率化を図っている。
 - 総合判定は検査員が手動で1件ずつ行っている。
 - 採水試料の識別にバーコードを活用しており、水質分析業務の効率化を図っている。
 - 入金確認等の事務作業はシステム導入により簡略化されている。
 - その他
 - 各市町が把握している設置基数が正しいかどうか疑問を持っている。
 - 県の主導により浄化槽台帳整備に向けたWGを設置しており、各市町及び関係団体と協議を進めている。
 - 過去5年間で6市町から業務を受託し、悉皆調査を実施している。
 - 5年に1回程度の頻度で調査を実施できればと考えている。

■ 石川県

実施日：令和4年1月17日（月）

場 所：オンライン

対応者：武部（(公社)石川県浄化槽協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 平成21年度に検査対象件数が大幅に減少した理由
 - 平成20年度から21年度にかけて県が台帳情報の精査を行っており、単独処理浄化槽を中心に大規模な消込を行ったため、検査対象件数が大幅に減少している。
 - 金沢市は中核市であったことから県による精査は行われていないため、設置基数は減少していない。
- 未受検者に対する受検案内（文書、戸別訪問）の詳細
<文書による案内>

- 平成 24 年度から未受検者に対する受検案内の送付を開始したが、当初は指定検査機関名のみを記載した案内であったため、申し込み率は低調であった。平成 24 年度の途中から保健所長名の案内に変更したことで、申し込み率が上昇した。
- 受検案内の送付業務は原則 1 名（正規職員）で行っている。
- 未受検者に対する受検案内の送付は前年度に検査を受けなかった浄化槽管理者を対象としており、地域を分けて 3 年間で県内全域を一巡するよう実施している（毎月 600 件程度の送付件数となっている）。
- 問い合わせ対応は主に保健所が行っているが、令和元年度より保健所での新型コロナウイルス対応業務が増え、文書を受け取った未受検者からの問い合わせ対応が困難になったため、現在は文書送付が停止している。その影響で令和元年度から検査実施件数が減少してきている。
- 協会是对応マニュアル（Q&A）を作成して問い合わせ対応を行っている。

<戸別訪問>

- 平成 21～23 年度までの 3 年間、県から緊急雇用創出事業を受託し、戸別訪問による受検案内を行った。（雇用者 4 名）
 - 戸別訪問は、県が清掃業者から収集した情報を基に作成した未受検者台帳を基に実施した。また、一部地域では住宅地図に基づく悉皆調査を行った。
 - 県が作成した台帳は汲み取り便槽や下水道接続された情報も記載された台帳となっていた。
 - 戸別訪問は緊急雇用事業交付金により実施しており、協会独自で戸別訪問を実施することはコスト面を考慮すると困難である。
- 継続申し込みについて
 - 「検査は申し込んだおぼえがない」等のクレームが管理者から寄せられることがあるため、継続受検の申し込みに関するクレーム発生防止対策を講じている。
 - 検査申込書（7 条検査及び次年度以降の 11 条検査）は業者を経由して提出されることが多いため、申込書の控えとパンフレット（県が作成した法定検査の必要性等に関するパンフレット）が施主に届くよう業者に協力してもらっている。
 - 一括契約及び業者による代行申し込みの状況
 - 一括契約は通常の保守点検・清掃料金に加えて検査料金が上乗せされることから、業者から敬遠されがちであるため、石川県では採用していない。
 - 業者による代行申し込みは年に 100 件程度と少ない。
 - 業者による代行申し込みの手数料（業者に支払う手数料）は 3,000 円/件と高額であるが、初回の申し込みの際のみ支払うものとなっており、継続申し込みであるため、その後の手数料は発生しない仕組みとなっている。

- 受検拒否者への対応
 - 指定検査機関が行政へ未受検者の報告を行い、行政から受検拒否者に対して指導文書を送付している。
 - 指導文書は行政が独自に作成したものを送付している。
→隣家は検査を受けていないにも関わらず、指導文書が来ていない等のクレームが寄せられている。

- 検査の効率化のための取り組み
 - 石川県では一部の物件の検査を保守点検業者に委託している。
 - 浄化槽協会の会員である保守点検業者に所属し、浄化槽検査講習会（教育センター開催）を修了した者（現在 14 名）が法定検査を実施する。その際の身分は浄化槽協会の従業員であるが、自社で点検している浄化槽以外の検査を行うことで、第三者性を担保している。
 - 委託検査が約 3,000 件/年、協会職員の検査員による検査が約 20,000 件/年となっている。
 - その他検査効率化のための取り組みとして、検査料金のコンビニ振り込み方式や台帳システムの導入、所見のコード化等を行っている。
 - タブレットの導入は行っておらず、紙による検査を行っている。

- その他
 - 今後の受検率や検査体制に関する詳細な計画（5 か年計画等）新規設置基数が増えた場合は、正規職員の増員もしくは委託検査制度の活用等で柔軟に対応する予定である。
 - 県北地域では市町村設置型事業を行っている市町が多く、受検率が高い傾向がある。
 - 冬季は積雪による検査数の減少が見込まれることから、春先の検査数を増やして対応している。

■ 長野県

実施日：令和 4 年 1 月 13 日（木）

場 所：（公社）長野県浄化槽協会

対応者：仁科、尾崎（（公社）長野県浄化槽協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 嘱託検査員による検査の状況

- 年 1 回の法定検査の定着化に向け、従来から順次嘱託検査員（保守点検業者に所属しており、教育センターで開催している検査員講習会を修了）を増員し、検査を行っている。
 - 嘱託検査員は原則法定検査のみを行っており、一部の嘱託検査員のみ、法定検査と派遣元の保守点検を行っている。
 - 検査員の内訳は、協会職員である検査員が 8 名、嘱託検査員が 22 名となっている。
 - 嘱託検査員は県内の保守点検業者から派遣されており、1 年毎に更新する協定を締結している。
 - 嘱託検査員の検査対象地域は、派遣元の業者が保守点検を行っている地域とは異なる地域としており、第三者性を確保している。
- 11 条検査の申し込みの状況
 - 浄化槽設置時に設置届とともに市町村を經由して検査申込書を提出させているため、検査申し込み率はほぼ 100%と考えている。
 - 長野県では、補助申請書類と検査申込書がまとめて提出されるため、浄化槽の設置場所をすべて把握できる仕組みとなっているが、平成 12 年に浄化槽に関する事務の一部が市町村に移譲されたのち、各市町村における事務処理等が適正に行われなかったことから、設置場所をすべて把握できているとはいえない。
 - 申し込み方式は継続受検方式となっている。
 - 令和 3 年度から「支払督促申立」を実施しており、その際、継続方式の申込書が活用された実績がある。
 - 未受検者に対する受検案内（文書）の詳細
 - 未受検者に対しては、未受検となっている理由別に取り組みを実施している。令和 2 年度の約 11,000 件の未受検者に対し、受検拒否者（1,881 件）に対しては県による単独通知文書及び県・市町村・協会の連名による受検依頼文書を送付している。あて先不明者（3,596 件）については法務局から取り寄せた登記簿により所有者名と住所を確認し、受検案内を行っている。未納者（1,348 件）に対しては督促状の送付及び支払い督促の申し立て（簡易）を行っており、また、延期者（4,482 件）については個別にスクリーニングを実施している。
 - 未受検者に対する取り組みにより、毎年約 10%の未受検者が法定検査を受検している。
 - 毎年、何らかの形で浄化槽管理者へ受検案内を送付しているため、未受検浄化槽の家主が代替わりした際に検査を受検してもらえる場合がある。
 - 浄化槽管理者に協会の名前を覚えてもらうことも必要であり、広報も重要であると考えている。

- 受検拒否者への対応
 - 基本的に行政の責務と考えているため、毎月法定検査結果とともに、受検拒否者の行政への報告及び指導依頼を行っている。

- 検査の効率化のための取り組み
 - 以前は検査員の規模が小さく、2～3年に1回の検査となっていたため、毎年の検査実施に向けて検査体制を改め、意識改革及び増強を行った。
 - 2～3年に1回の検査から毎年の検査に変更する際には、浄化槽管理者へ依頼文書を送付しており、問い合わせ（批判・苦情）が殺到したため、対応が大変であった（沈静化までに3年間を要した）。
 - 効率化検査導入の次年度から、検査時にタブレットを使用する方法を導入したため、検査時間及び事務作業の効率化が図られた。
 - タブレットに慣れるまでの期間は、個人差はあるものの、3～6ヶ月程度であった。
 - 判定時に生じる検査員毎の差異を軽減するため、自動判定システムを導入している。
 - 検査制度に対する苦情が年間100～150件程度あるが、苦情者に対しては法定検査制度の仕組みや保守点検との違い等について明記した手紙を送付している。

- 効率化による受検率向上への直接的要因
 - 効率化検査の導入により、1日当たりの検査件数が増加し、毎年の検査を実施できるようになったことが直接の要因と考えている。
 - また、効率化検査導入時の意識改革が検査率の上昇につながった。

- 効率化検査実施における課題
 - 効率化検査は従来の検査と比較して現場における作業時間の短縮が図られるため、管理者の間では手を抜いているのではないかと、時間短縮したにもかかわらず検査料金が変わらないのはおかしいのではないかとという疑念が生じている。
→現場での検査時間は短縮されているが、後に行う水質分析に経費と時間を要することを説明し、理解を得ている。
 - 現場での効率化のみでなく、事務作業の効率化も重要となっている。

- その他
 - 派遣元の業者から嘱託検査員に支払われる給与が歩合制となっている場合、モチベーションの維持に繋がり、検査件数の増加がみられる。
 - 別荘の多い市町では受検率が低い傾向にある。

■ 香川県

実施日：令和4年2月1日（火）

場 所：オンライン

対応者：入道（(公社)香川県浄化槽協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 申し込み形態について
 - すべての浄化槽管理者へ毎年受検案内及び検査申込書を送付し、毎年検査の依頼をしてもらうこととしている。
 - 一部の地区（三豊市）では一括契約を行っているため検査申し込みの形が異なるが、一括契約は単年更新となっているため、必ずしも継続して申し込まれるわけではない。当該地区では、維持管理費用の補助を行っており、法定検査の受検が補助の要件になっているほか、事業組合による受検勧奨も行われているため、受検率が高くなっている。
- 未受検者に対する受検案内（文書、電話、戸別訪問）の詳細
 - 検査の申し込みがない浄化槽管理者に対しては行政から通知文書を送付しているが、文書を送付しても申し込みがない浄化槽管理者に対しては電話による受検勧奨を実施している。
 - 未受検者に対する受検案内は受検歴別に送付しており、前年度未受検の浄化槽管理者へは行政からの指導文書と検査申込書を送付し、前年度に受検歴のある管理者へは協会からの案内文と申込書を送付している。
 - 電話による受検勧奨は県からの委託事業として開始しており、現在は協会の独自事業として実施している。
 - 電話推進のため派遣職員を雇用しており、事業開始当初は4人体制で実施していたが、現在は8人で実施している。
 - 電話推進においては、県が作成したマニュアルを協会ではアレンジして使用している。
 - 前年度に受検している浄化槽管理者に対する電話推進は検査員が行うこととしている。
 - 電話推進では、1月あたり22,000～23,000回をかけているが、受検につながる頻度は、事業開始当初は35件に1件程度であったが、現在は50件に1件程度と低下してきている。
 - 通話内容が自動で記録されるため、過去の通話内容を確認しながら苦情対応を行うことができる。記録は1ヶ月程度保存されている。

- 戸別訪問は不適正浄化槽の改善指導の合間に行っている。保健所職員が行う改善指導に検査員が同行することとなっているため、戸別訪問による受検案内は保健所職員と検査員が共同で実施している。
 - 保健所職員と共同で実施することで、検査員が単独で訪問するより受検に繋がる割合が高くなっている。
- 受検拒否者への対応
 - 受検拒否者へは行政からの指導文書の送付及び電話による受検勧奨を実施しており、反応がない場合は翌年度への持ち越しとなっている。
- 効率化検査（採水員）導入による効率化の状況
 - 協会で雇用した採水員による効率化検査を導入しており、検査に赴くもののうち3分の2が検査員、3分の1が採水員となっている。採水員は教育センターで実施している浄化槽検査員講習会を修了していない。
 - 県内を5ブロックに分割し、1ブロックは検査員による全項目検査を、他の4ブロックは採水員による効率化検査を実施している。検査員による全項目検査を実施するブロックを年度ごとに変えていくため、5年に1回全項目検査を行う仕組みとなっている。
 - 全項目検査と効率化検査に要する時間は、1件あたり3分程度の差となっており、1日あたりの検査件数の差は1.5件程度である。
 - 検査員が採水員と同様の効率化検査を実施する場合もあるが、検査員が行った効率化検査で明らかな異常（ろ材の浮上やブロワの停止等）が認められた場合は、効率化検査で削減することとしている外観検査項目であっても異常を記録することとしている。
 - 採水員による効率化検査で外観上の明らかな異常が認められた場合は、現場の写真を撮影しておき、検査員が写真を確認することとしている。
- 効率化検査導入以外の取り組み（事務の効率化等）の詳細
 - 検査員は現場で使用するモバイルPCを携帯している。
 - 検査結果はモバイルPCから入力されるため、平成21年度から事務員による検査結果の入力は行わなくなった。
 - 浄化槽の座標データをモバイルPCの現地での位置情報または地図上でのプロットにより取得している。
 - カーナビに座標データを取り込むことで、ルート検索を行い移動の効率化を図っているが、カーナビで対応できない場合もあるため、検査員が確認できる検査情報に入力された住宅地図の地図番号を参照し、住宅地図を用いて現地に移動する

こともある。

- 自動判定システムは導入しておらず、総合判定は手動で行っており、管理職の職員が1人1日100件程度処理している。
- 法定検査料金の支払いは、口座引き落としを勧めている。
- 地区ごとの検査実施月を決め、7条検査の実施時期である程度調整し、さらに1回目の11条検査で調整している。ただし、検査に行って清掃直後であることが分かることもあり、その場合は検査日を変更するため、決めておいた検査実施月以外に検査を行う浄化槽もある。

- 効率化による受検率向上への直接的要因

- 効率化検査の導入によって受検率が向上したのではなく、派遣職員による電話推進が受検率向上に繋がっている。
- 効率化検査の導入は、検査申し込み件数を処理できていない指定検査機関では受検率向上につながる要因となるが、検査申し込み件数がそもそも少ない機関では受検率向上につながらない。
- 受検率が向上すると検査件数が増え、近隣の浄化槽をまとめて検査することが可能となり、移動時間の短縮に繋がるため、受検率が向上したことで効率化が図られている。以前は移動に平均10分要していたものが、現在では平均5分に短縮されている。

- 効率化検査実施における課題

- 効率化検査の件数が増えるにつれて、二次検査の件数も増えている。(5%程度が二次検査の対象となる)。ある程度地域を固めて二次検査を実施しているが、二次検査の対象浄化槽が分散しているため効率が悪いことが課題となっている。

- その他

- 台帳整備に向けた調査員(協会OB)を嘱託で雇用しており、休止浄化槽の状況(本当に休止しているかどうか)を3年に1回調査している。また、送付物が宛先不明で返送された際に、対象となる管理者の入居状況を現地調査により確認している。
- 以前は市町村の水道部局から情報を提供してもらえたため、浄化槽の休止状況や郵便物の宛名が分かったが、水道事業が県の水道企業団に移行したことで情報を提供してもらうことが難しくなっている。

■ 広島県

実施日：令和4年2月4日（金）

場 所：（公社）広島県浄化槽協会

対応者：高山、瀬川（（公社）広島県浄化槽協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 2 機関体制に移行した経緯
 - 当初、広島県の受検率が中国地方では最も低く、検査実施体制を確立するため県と3年程度協議を続け、平成19年度から2機関体制に移行した。
 - 未受検浄化槽の件数に対応するためには60～70名程度の検査員が必要になると試算されたが、雇用リスクが大きいためリスク分散のために検査補助員制度を採用した。
 - 当初、3～5年で受検率を50%まで引き上げることを約束事としており、保守点検・清掃業者の協力を得ながら受検勧奨を行った。
 - 県の廃棄物処理計画に受検率の目標値が記載されており、随時更新されている。

- 検査補助員による検査の状況
 - 浄化槽協会の検査対象浄化槽は10人槽以下に限定されている。県内を5ブロックに分割し、1ブロックは検査員による全項目検査を環境保全センターが実施し、他の4ブロックは検査補助員による効率化検査を浄化槽協会が実施するため、5年に1回全項目検査を実施することとなっている。
 - 検査補助員は保守点検及び清掃を兼業で実施している業者に所属する浄化槽管理士のうち、浄化槽協会が行う講習会（検査に関する講習＋考査＋接遇講習）を受講・合格した者としている。
 - 検査補助業務は、検査補助員が所属している業者と契約し委託している。
 - 検査補助員は250名程度いるが、そのうち常時検査を実施しているのは100名程度（40社程度）となっている。
 - 第三者による検査を実施する目的で、検査補助員は自社の維持管理地域とは別の地域の浄化槽を検査している。
 - 検査補助員は浄化槽協会の車、制服、身分証を携帯し、検査補助業務に赴いている。
 - 業者ごとに検査補助業務を委託する浄化槽のリストを送信し、各浄化槽の検査実施日を業者が決定して協会に返信する。
 - 返信されたリストに基づき、浄化槽協会から浄化槽管理者に対して検査案内ハガキを送付する。

- 検査補助業務の委託先や日程の調整は事務員 2 名で実施している。
- 11 条検査自動継続の仕組み
 - 11 条検査を継続して受検してもらうため、解約の意思表示がない場合は自動更新される検査契約を浄化槽管理者と締結している。
 - また、浄化槽法が改正され（平成 17 年）、過料の制度が導入されたことを意識し、証拠となる書面を残す意図で検査契約書の形式を採用した。
 - 受検率が 50%を超えるまでは、行政からの未受検者への指導文書が発出されなかったことから、保守点検・清掃業者の協力を得て契約数を増やしていった。関連業者の職員に身分証（契約取扱者証）を発行して、検査契約を進めた。
- 未受検者に対する受検案内の詳細
 - 未受検者に対する受検案内は県の台帳に基づき送付しており、未契約の浄化槽管理者すべてに通知文書を送付している。
 - また、検査契約を締結しているが受検を拒否した浄化槽管理者に対しては異なる通知文書を送付している。
 - 未受検者情報のデータ整理や文書送付に係る業務は原則 1 名で行っているが、文書の封入作業はパート職員がサポートしている。
 - 通知文書に対する問い合わせ先が市町になっているため、対応は行政で行っている。
 - 通知文書に対する問い合わせは以前よりも少なくなっている。未受検者のほとんどが法律に違反していることを自覚しているためと考えられる。
- 受検拒否者への対応
 - 契約を結んでいるにもかかわらず検査を拒否された場合、一度契約を解除し、市町村から再度契約を促す文書を送付している。
 - 一部の市町では、行政担当者立ち合いの下、戸別訪問を実施している。
- 効率化検査実施における課題
 - 検査員による全項目検査と検査補助員による効率化検査の違いを浄化槽管理者に説明するのに苦勞している。
 - 検査補助員による検査と別日にクロスチェックを実施しているが、クロスチェックの目的等を住民に説明することに苦勞している。
- その他
 - 効率化検査開始当初は非協力的な業者もおり、中には浄化槽管理者に法定検査を

受検しなくてよいと伝える業者もいた。

- 県北部の市町では、業者ごとの清掃区域の割り当てが行われている傾向があり、保守点検も競合が少ないため、検査契約の締結に協力的な業者が多く、受検率も高い傾向がある。
- 広島県では年1回の清掃を実施していない場合、検査結果を不適正としていることから、受検率の向上が清掃業者にとってもメリットになると受け入れられている。(実際、検査を受けている浄化槽の清掃実施率は向上している。)
- 検査補助員の検査対象浄化槽を自社管理以外のものとしたことで、他社に管理状況を見られているという意識が働き、保守点検の質が向上したと感じる。
- 現在の検査契約書は11条検査のみの契約となっているため、7条検査からの継続契約にできればと考えている。

■ 茨城県

実施日：令和4年1月14日（金）

場 所：オンライン

対応者：三好、江尻、菱木、余水、佐藤（(公社)茨城県水質保全協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 検査申し込みから採水依頼への流れ（運営方法）
 - 検査の申し込みは、7条検査及び11条検査の申込書が同時に提出される仕組みとなっている。
 - 検査員が実施した初回の検査結果（7条及び11条のいずれか）に基づき保守点検業者別の採水依頼リストを作成し、採水業務受託申込を行った業者に提示する。リストを受け取った業者は契約状況等（他業者への変更の有無等）の確認を行い、各浄化槽の採水日を決定する。
 - 処理水質の悪い浄化槽は、次年度の検査が検査員による検査となるため、処理水質の良好な浄化槽を採水員活用の対象とする仕組みとなっている。
- 未受検者に対する受検案内（文書）の詳細
 - 未受検者に対する受検案内の送付については、地域を分けて3年で県内全域を一巡するよう実施しており、対象地域において過去2年間未受検の浄化槽管理者を送付対象としている。
 - 過去に送付頻度の軽減（5年で県内一巡）を試みたが、新規申込数が減少したため、現在の頻度に落ち着いている。
 - 水戸市では令和2年の中核市移行後、県・市・検査機関の連名による独自の指導

文書を作成・送付している。受検率の向上には繋がったが、法定検査を受検しなかった場合に科せられる罰則があることを強調した厳格な内容だったため、市に対する問い合わせが殺到した。受検をお願いする表現に修正する予定である。

- 住民からの問い合わせ先は主に県の出先機関（県民センター等）及び水戸市となっているため、指定検査機関での問い合わせ対応の負担は大きくない。
- 受検案内の送付業務は原則1名で行っている。

- 受検拒否者への対応

- 指定検査機関では受検拒否された物件をリスト化して行政に提出しているが、行政指導は設置補助を受けた浄化槽から優先して行われており、設置補助を受けていない拒否物件は受検案内文書の送付による対応となっている。

- 効率化検査実施における課題

- 採水員を活用した効率化検査では精度管理が最も重要な課題となるため、令和2年度より採水員の適性評価をスタートさせた。
- 採水員は自社で保守点検を行っている浄化槽を対象に採水を行っており、その時期も採水員が決める仕組みであるため、清掃直後に採水を実施する採水員もいる。

- 将来的な検査対象件数（設置基数）の予測

- 受検率の向上と体制確保に関する5か年計画を立てて運営しており、次期5か年計画では受検率60%を目標とする予定である。
- 今後も検査実施件数を増加させる予定であり、検査員も増員していくが、将来的には浄化槽設置基数が減少する見込みであることから、体制を強化しすぎることによる経営の圧迫は懸念している。
- 未受検者に対する受検案内の送付頻度を3年で県内一巡とすることで、申し込み率の急激な上昇が抑えられ、検査体制を確保しながら受検率を向上させることができている。

- その他

- 台帳システムを導入しているため、事務作業（入金確認を含む）の負担が軽減されている。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で在宅勤務や手洗い洗剤の流入が増加し、流入負荷が上昇したため、処理水質が悪化している施設が増えている。

■ 奈良県

実施日：令和4年2月3日（木）

場 所：(一社) 奈良県環境保全協会

対応者：西藪、松田、森川 ((一社) 奈良県環境保全協会)

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 未受検者に対する受検案内（文書）の詳細
 - 過去に受検歴のある浄化槽管理者に対して受検案内を送付している。未受検が3年継続した浄化槽管理者と4年以上継続した浄化槽管理者で送付する文書を区別しており、3年目までの未受検者に対する案内を年間200件程度、4年目以降の未受検者に対する案内を年間800件程度送付している。
 - 未受検者に対する受検案内は3年間継続して送付しており、4年目以降は罰則の適用について記載された文書を送付している。
 - 検査に対する問い合わせは行政と指定検査機関に約半々で寄せられている。
 - 生駒市では下水道台帳の情報を活用して浄化槽台帳の整備を進めており、今後、浄化槽台帳に基づいた受検案内の送付が可能になると考えている。

- 継続受検の状況
 - 奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱の規定により、補助対象浄化槽については7条検査及び3年分の11条検査の検査料金を前納することとしている。
 - 前納以外の浄化槽についても1回目の11条検査はほぼ受検しており、7条検査から11条検査への移行率は全体で約95%となっている。
 - 11条検査の継続率も高く、90～95%程度となっている。
 - 通常、検査申込書は使用しておらず、未受検者に通知する際のみ申込書を同封している。

- 検査業務効率化のための工夫
 - 事務作業はシステムを導入して簡略化している。
 - 検査時に使用するタブレットを導入している。
 - 検査結果の入力画面では所見のコード化や未入力箇所の強調表示、水質項目の色分け等、業務をスムーズに進めるための工夫がなされている。
 - プリンターを持参して検査に行き、現地で検査結果書を発行することとしているが、設置場所が事業所や公共施設の場合は別途浄化槽管理者へ郵送している。
 - 新型コロナウイルス感染拡大防止のためではあるが、検査業務は直行直帰としており検査の効率化にもつながっている。
 - 移動時間の短縮を図るため、7条検査の実施期間に検査日を調整し、市町村ごとに検査月が集中するよう設定し、移動時間の短縮を図っている。

- 今後の受検率向上のための課題
 - 管理者情報が不明な浄化槽が多いため、台帳整備が課題と考えている。
- その他
 - 一般家庭は受検率が高い傾向が認められるが、一部区域では通知を出しておらず、検査を実施していないため受検率が低くなっている。
 - 業者による代行申し込みも一部あるが、件数はかなり少ない。
 - 一部市町村では、中古物件への転居の手続きの際に浄化槽管理者の変更報告の提出が必要である旨を案内しており、その情報が協会にも提供されるため、それを基に受検案内を送付している。令和元年度から現在まで、管理者変更情報に基づき受検案内を送付した 109 件のうち、52 件が受検につながっている。

■ 大阪府

実施日：令和 4 年 1 月 26 日（水）

場 所：（一社）大阪府環境水質指導協会

対応者：大森、梅田（（一社）大阪府環境水質指導協会）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 未受検者に対する受検案内（文書）の詳細
 - 未受検者に対する受検案内を独自に実施している自治体はあるが、実施自治体や送付件数の全体像は把握できていない。問い合わせ対応は主に行政が行っていると考えられる。
 - 府が所管している市町村については、未受検者に対する受検案内を府の保健所が送付しており、送付件数は 1 年あたり 100～500 件程度である。
- 継続受検について
 - 7 条検査の申し込み時に初回の 11 条検査の検査料金を前納することとしているが、前納されている割合が 8 割程度であるため、7 条検査から 11 条検査への移行率が 80%程度となっている。
 - 2 回目以降の 11 条検査では検査料金が必要になる旨を、法定検査のパンフレットと PR 文書を用いて 7 条検査時に浄化槽管理者へ説明している。
 - 令和 4 年 1 月より、11 条検査の継続受検の促進のため、初回の 11 条検査の検査料金を前納し 2 回目以降の 11 条検査の対象となる浄化槽管理者に対して検査機関の受検案内及び府が作成した案内文を送付している。
 - 今後は、補助金が交付されたにも関わらず 11 条検査が未受検となっている浄化

槽管理者へも府が作成した文書を送付する予定となっている。

- 11条検査の申し込みの形態
 - 毎年、前年度の11条検査受検者を対象に検査実施予定日の2ヶ月前に検査申込書を送付している。浄化槽管理者は電話、FAXもしくは申込書の返信で受検の意思を示す仕組みとなっている。
 - 検査の申し込みがない浄化槽管理者に対しては、年間5回程度、受検案内及び申込書を再送付している。

- 検査員による効率化検査の導入効果
 - 効率化検査では、外観検査13項目、水質検査3項目を確認することとなっているが、実態は全項目検査と同様の検査を行っているため、効率化の効果は得られていない。
 - 採水員による効率化検査は年間12件程度となっているため、大部分の浄化槽は検査員による全項目検査となっている。

- 検査業務効率化のための工夫
 - 検査情報の入力検査を実施した検査員が事務所で入力しているが、現場にPCを持参し、現地で情報の入力を行っている検査員もいる（検査員7名のうち2名）。
 - 令和2年度から検査料金の振り込み用紙を変更しており、管理者からの入金情報が自動かつ一括で取り込める仕組みとなっている。
 - 検査台帳や見積依頼書の作成に係る業務はシステム化されているため、事務作業の軽減に繋がっている。

- 効率化検査実施における課題
 - 採水業者が浄化槽管理者に効率化検査について説明すると、保守点検料金に加えて11条検査料金が発生するため点検料金の値上げと捉えられ、契約解除を求めてくる管理者もいるため、効率化検査への協力が消極的な業者が多い。
 - 効率化検査の場合でも、検査料金の徴収は協会が実施している。

- 受検率向上に向けた今後の方針
 - 今後は検査員による検査をメインに進めていく予定である。
 - 受検率向上に向けた今後の方針は特に定めていない。
 - 検査員の高齢化が進んでいるため、新たな職員を採用する必要があるが、求人に対する応募が少ない。

- その他
 - 検査員 1 人 1 日当たりの検査件数は約 9 件となっている。
 - 大阪府北部は事務所および検査員の自宅からも離れているため、移動に要する時間は片道 2 時間程度となっている。さらに設置基数も少ないため、効率的に検査を実施することが難しい。
 - 施主とのスケジュール調整は個々の検査員が行っているが、専用住宅に設置された浄化槽管理者とは全く連絡がつかないことがあり、検査員の業務負担となっている。
 - 各自治体の浄化槽台帳の整備状況を把握できていないが、和泉市には整備を進めるにあたり協会から情報提供を行った。
 - 各自治体との共通の浄化槽管理番号がないため、報告した検査結果を台帳で紐付けして管理しているかは不明である。
 - 府では法改正に合わせた浄化槽台帳システムの導入を進めているようだが、具体的な方針を示していないため、保健所設置市や権限移譲市はそれぞれ独自の台帳システムや手法の導入を進めていると推測される。

■ 千葉県

実施日：令和 4 年 1 月 24 日（月）

場 所：千葉県浄化槽検査センター

対応者：花島、金澤（(公社) 千葉県浄化槽検査センター）

佐藤（(一財) 千葉県環境財団）

調査者：濱中、澤村

【ヒアリング事項と回答】

- 検査申し込みから採水依頼への流れ
 - 全項目検査の対象浄化槽については、検査料金を前納している浄化槽及び一括契約を行っている浄化槽を除いて、検査申込書を毎年送付している。
 - 環境財団独自の対応として、7 条検査対象の一括契約については、法定検査に対する理解が不足している場合が多いため、検査案内を送っている。
 - 効率化検査の対象浄化槽には検査の案内を送るが、検査申込書は同封しておらず、検査日等の詳細については後日保守点検業者から連絡がある旨を案内している。
 - 保守点検業者には採水を依頼する浄化槽のリストを 3 ヶ月分ずつ取りまとめて送付し、採水実施日は業者が決定する。
 - 業者の負担を減らすため、一括契約を実施している浄化槽でも検査料金の徴収は指定検査機関が行っている。

- 原則、効率化検査の対象は検査員による全項目検査を受けた浄化槽としているが、検査歴がない浄化槽でも保守点検業者から依頼があった場合、全項目検査を行わずに効率化検査を実施することとしている。(実績は少ない。)
 - 未受検者に対する受検案内を送付した浄化槽管理者から申し込みがあったもの及び7条検査次年度の最初の11条検査は、まず全項目検査を実施している。
- 未受検者に対する受検案内の詳細
 - 未受検者に対する受検案内は平成30年度から県主導で行われている。
 - 受検案内の送付対象は、過去に受検歴がありかつ直近2年のうちに検査を受検していない浄化槽管理者としている。
 - 対象件数は5万数千件であり、これらに対し4年間のうちに送付する計画である。各年度のおおまかな送付数は以下のとおり。
 - 検査センター… (H30) 18,000件、(R1) 8,000件、(R2) 4,000件
 - 環境財団 … (H30) 未実施、(R1) 229件、(R2) 12,000件
 - 環境財団が検査機関として指定されたことで、検査センターの検査実施件数が大幅に減少すると考え、平成30年度には受検案内を多く送付している。
 - 下水道に接続された浄化槽が多数認められた実情を踏まえ、平成30年度半ばから地域振興事務所(県の出先機関)にから市町村に対して対象浄化槽が下水道に接続されているか確認してもらうよう依頼している。
 - 受検案内の送付対象の最後の受検日が10年、20年経つものが少なくないため、浄化槽管理者の代替わりにより受検案内が届かないことがある。
 - 受検案内を送付しても浄化槽管理者から反応がない場合は、文書を再送付することとしている。
 - 問い合わせ先として、県と指定検査機関の連絡先を記載しているが、保守点検業者や市町村に問い合わせを行う住民が多いと考えられる。
 - 受検案内送付業務のための増員は行っておらず、現体制で実施している。
 - 令和4年度は事業所を対象として受検案内を送付することになっているが、過去の受検歴の有無で対象を限定するかどうかは不明確である。事業所以外の受検歴のない浄化槽に対する受検案内はその後の年度に県が主導して行う予定となっている。
- 検査業務効率化のための工夫
 - 平成25年度から検査センターでは現場で使用するタブレットを導入しているが、環境財団では導入していない。
 - 検査員はタブレットで自分の当日の検査スケジュールを確認できるが、急なスケジュール変更等があった場合、事務所で予定を入力し、検査員が現場で確認でき

るため有用である。

- タブレット導入以前、現場の写真を撮る際に GPS 機能を使用して位置情報も取得していたが、情報精度が低かったため、現在はタブレットに表示した地図上で浄化槽の位置を指定することで位置情報を取得している。
- 環境財団独自の対応として、立ち合い無しの検査の場合、保守点検・清掃記録票を郵便受けに入れておいてもらうよう浄化槽管理者に依頼しているが、入っていないことが多い。そのため、検査申込書に QR コードを記載し、リンク先の申込フォームから記録票の写真を提出できるシステムを導入している。
- 検査結果の入力は全項目検査の場合は現場からタブレットで行っているが、効率化検査の場合は保守点検業者から検査記録票が紙で提出されるため、事務所で手入力している。
- 自動判定のシステムは導入しておらず、判定は 1 件ずつ手動で行っている。
- 入金情報は金融機関から提出される電子データで日々確認している。
- 1 人 1 日当たりの検査件数は検査センターで 7~8 件、環境財団で 8 件となっている。検査センターでは直行直帰で検査を実施する場合もあり、その時の検査基数は 10 件となっている。

- 受検率向上に向けた今後の方針

- 指定検査機関の指定に際して、検査実施件数や検査員数に関する計画を県に提出しており、指定の更新（5 年更新であり、次回の更新は令和 4 年度）に向けた次期計画を作成している。
- 登録保守点検業者は 300 社程度あり、そのうち採水業者は 100 社程度である。
- 効率化検査を増やすためには採水業者を増やさなければならないと考えており、現在千葉県環境保全センターと今後の取組みについて協議を進めている。

- 効率化検査実施における課題

- 効率化検査に関する管理者への周知が足りておらず、2 種類の検査方法があるということに理解が得られない場合がある。
- 現在、採水員を環境保全センターの会員業者に所属する者に限定しているため、ある程度の精度管理はなされていると考えている。
- 保守点検と法定検査料金を同時に支払うことに拒否感を示す顧客がいること等の理由で、保守点検と採水を別日に実施している採水業者もおり、業務負担が大きくなっている。
- 環境財団担当地区では、次年度は 4~6 月の 3 ヶ月で検査件数が 500 件程度増える見込みであるが、保守点検業者の負担を考慮して採水依頼を行う必要がある。

・ラジオ CM	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・テレビ CM	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・新聞、チラシ広告	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・パンフレット、啓発グッズ等 の配布	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・商業施設等での呼びかけ	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・公共交通機関におけるポスター等の掲示	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度
・その他	平成/令和	年度	～	平成/令和	年度

④広告・宣伝の実施頻度

<ul style="list-style-type: none"> ・市町村広報誌 ・地域の回覧板 ・ラジオ CM ・テレビ CM ・新聞、チラシ広告 ・パンフレット、啓発グッズ等 の配布 ・商業施設等での呼びかけ ・公共交通機関におけるポスター等の掲示 ・その他
--

(5) 保守点検・清掃業者による受検勸奨を行っている都道府県の指定検査機関は以下の①～③の内容について回答して下さい。

①一括契約の仕組みの有無

- 無
 有

②保守点検・清掃業者による代行申し込みにおける手数料

- 支払っていない
 支払っている（手数料の金額： 円/件）

③保守点検・清掃業者による受検勸奨を推進するための工夫

--

・平成 22 年度	人
・平成 23 年度	人
・平成 24 年度	人
・平成 25 年度	人
・平成 26 年度	人
・平成 27 年度	人
・平成 28 年度	人
・平成 29 年度	人
・平成 30 年度	人
・令和元年度	人

1. 4 継続受検の状況

貴機関における 7 条検査から 11 条検査への移行率及び 11 条検査の受検継続率について、近年のおおまかな数値を回答して下さい。

・ 7 条検査から 11 条検査への移行率	%
・ 11 条検査の受検継続率	%

1. 5 検査対象件数に対する申し込み件数の比率

貴機関が 11 条検査を担当しているエリア（市区町村）における 11 条検査受検率及び検査対象件数に対する申し込み件数の比率（令和元年度実績）を回答して下さい。

注：11 条検査受検率が低調な都道府県の指定検査機関において、申し込みが少ないのか申し込みがあっても検査効率が低く受検率が低調なのかを把握するための調査項目です。

・ 11 条検査受検率	%
・ 検査対象件数に対する申し込み件数の比率	%

1. 6 今後の受検率向上のための課題

今後、貴都道府県における 11 条検査受検率を向上させるうえで課題となる事項を回答して下さい。（複数回答可）

- 未受検者の指導強化
- 未受検者への罰則の適用
- 未受検継続者への対応
- 台帳の整備・精査
- 維持管理への補助
- 単独処理浄化槽への対応
- 11 条検査の説明の工夫

2. 検査員による効率化検査の運営に関する調査

〈質問2の調査対象〉

質問1に回答していただいた指定検査機関のうち、令和元年度時点で、検査員による効率化検査のみ実施している指定検査機関（香川県、宮崎県を含む）。

2. 1 検査の申し込み及び料金徴収の形態

(1) 貴機関における11条検査申し込みの形態とそれぞれの検査件数の比率を回答して下さい。(複数回答可)

- 浄化槽管理者からの直接の申し込み () (%)
- 一括契約 () (%)
- 保守点検・清掃業者による代行申し込み () (%)
- その他(内容:) () (%)

(2) 貴機関における11検査料金の徴収の形態とそれぞれの検査件数の比率を回答して下さい。(複数回答可)

- 現金で徴収 () (%)
- 振込(浄化槽管理者から) () (%)
- 振込(保守点検・清掃業者から) () (%)
- 自動引き落とし(浄化槽管理者から) () (%)
- 自動引き落とし(保守点検・清掃業者から) () (%)
- その他(内容:) () (%)

2. 2 検査方法及び検査実績

(1) 貴機関において採用している11条検査の検査方法に、精度管理の一環として以下の確認行為を取り入れているかどうか及びその実施条件・内容を回答して下さい。なお、それぞれの確認行為は、ここでは以下のように定義しています。

二次検査(再検査): 検査を実施した浄化槽に異常が認められ、その原因が不明な場合などに、その検査に加えて何らかの検査を実施する行為。

採取試料のチェック: 塩化物イオン等の水質項目を用いて、検査員が採取した試料についてなんらかのデータとの照合を行う行為。

クロスチェック: 検査員が検査を実施した浄化槽の一部(例えば、一定の割合で抽出)について、他の検査員が別途、同一浄化槽へ行き外観検査等の判断の妥当性を確認する行為。

周年検査: 複数年に一度の頻度で通常検査(全項目検査)を実施する方法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する方法。

前年度の検査結果に応じた全項目検査：前年度の検査結果が「不適正」であった場合等に全項目検査を実施する方法。

- 二次検査（再検査）

〈二次検査を実施する条件及びその実施時期・内容〉

- 採取試料のチェック

〈採取試料のチェックを実施する条件（割合等）及びその内容〉

- クロスチェック

〈クロスチェックを実施する条件（割合等）及びその内容〉

- 周年検査

〈周年検査を実施する条件〉

- 前年度の検査結果に応じた全項目検査

〈前年度の検査結果に応じた全項目検査を実施する条件〉

(2) 貴機関における令和元年度の7条及び11条検査実施件数を回答して下さい。

検査の種類	検査件数		
	合併処理	単独処理	
7条検査	件	—	
11条検査	①通常検査（効率化検査対象外）	件	件
	②検査員による効率化検査	件	件
	③二次検査（再検査）	件	件
	④採取試料のチェック	件	件
	⑤クロスチェック	件	件
	⑥周年検査	件	件
	⑦前年度結果に応じた全項目検査	件	件

務に係る人数の合計値を回答して下さい。なお、法定検査以外の業務も行っている従業者については、年間の法定検査に関する業務の割合を考慮して人数を算出して下さい。また、検査員の実働人数は各検査員の年間の法定検査実施日数の比率を考慮して算出して下さい。

〈法定検査に係る従業者の実働人数〉 人（令和元年度） 人（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））
〈現場で検査を行った検査員の実働人数〉 人（令和元年度） 人（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））

(2) 令和元年度及び効率化検査導入前年度における検査員 1 人当たりの日平均検査件数（11 条検査）を回答して下さい。

〈日平均検査件数（11 条検査）〉 件/人・日（令和元年度） 件/人・日（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））
--

2. 6 運営上の課題

効率化検査の運営上の課題を、「①不適正と判定された浄化槽への対応」、「②浄化槽管理者等からの反応」、「③その他」の観点でそれぞれ回答して下さい。

〈①不適正と判定された浄化槽への対応〉
〈②浄化槽管理者等からの反応〉
〈③その他〉

周年検査：複数年に一度の頻度で通常検査（全項目検査）を実施する方法。例えば、5年間のうち、4回を効率化検査、1回を通常検査で実施する方法。
 前年度の検査結果に応じた全項目検査：前年度の検査結果が「不適正」であった場合等に全項目検査を実施する方法。

- 二次検査（再検査）

〈二次検査を実施する条件及びその実施時期・内容〉

- 採取試料のチェック

〈採取試料のチェックを実施する条件（割合等）及びその内容〉

- クロスチェック

〈クロスチェックを実施する条件（割合等）及びその内容〉

- 周年検査

〈周年検査を実施する条件〉

- 前年度の検査結果に応じた全項目検査

〈前年度の検査結果に応じた全項目検査を実施する条件〉

(2) 貴機関における令和元年度の7条及び11条検査実施件数を回答して下さい。

検査の種類		検査件数	
		合併処理	単独処理
7条検査		件	—
11条検査	①通常検査（効率化検査対象外）	件	件
	②採水員等を活用した効率化検査	件	件
	③検査員による効率化検査※	件	件
	④二次検査（再検査）	件	件
	⑤採取試料のチェック	件	件
	⑥クロスチェック	件	件
	⑦周年検査	件	件
	⑧前年度結果に応じた全項目検査	件	件

※検査員による効率化検査を併用している場合のみ回答

(3) 貴機関における効率化検査導入前年度の7条及び11条検査実施件数を回答して下さい。(質問1に回答した機関のみ回答して下さい。)

検査の種類	検査件数	
	合併処理	単独処理
7条検査	件	件
11条検査	件	件

(平成/令和 年度の実績)

3. 3 採水員等の条件及び依頼する業務の範囲等

(1) 採水員等の条件(資格要件)を記述して下さい。

(2) 採水員等に依頼している業務の内容(採水及び一部の外観検査項目の確認を除く)を回答して下さい。(複数回答可)

- 浄化槽管理者への受検案内
- 一括契約による11条検査の契約
- 検査申し込みの代行
- 検査料金の徴収(保守点検料金と一括等)
- 計量証明事業所への採取試料の持ち込みまたは送付
- 指定検査機関への水質分析結果の報告(計量証明事業者で水質分析)
- 指定検査機関への保守点検記録票の提出
- その他(内容:)

(3) 採水員等による試料採取の実施日をどのように決定しているか回答して下さい。

- 保守点検業者が独自に決定
- 指定検査機関で実施月を指定し、保守点検業者が決定
- 指定検査機関が実施日を決定
- その他(内容:)

3. 4 水質分析

貴機関における浄化槽法定検査(7条検査及び11条検査)に関わるBOD等の水質分析について、外部委託の状況を回答して下さい。また、水質分析の一部を外部委託している場合は、外部委託している検体数の比率(令和元年度実績)を回答して下さい。

- すべて外部委託している
- 一部外部委託している

〈外部委託している検体数の比率(令和元年度実績)〉

〈単独処理浄化槽〉

総合判定	①導入前	②初年度	③5年後	④10年後	⑤令和元年度
	年度	年度			
ア. 適正	%	%	%	%	%
イ. おおむね適正	%	%	%	%	%
ウ. 不適正	%	%	%	%	%

①効率化検査の実施開始の前年度の実績

③効率化検査の実施開始年度の5年後の実績

②効率化検査の実施開始年度の実績

④効率化検査の実施開始年度の10年後の実績

〈総合判定結果の比率が極端に変化した理由〉

- (4) 周年検査を実施している場合、周年で行った通常検査と、その前年度に実施した効率化検査の判定結果(総合判定)が異なる浄化槽の近年のおおまかな比率を回答して下さい。また、その場合の対応方法を回答して下さい。

- ①周年検査の結果と前年度の効率化検査の結果が異なる浄化槽の比率

%程度

- ②総合判定結果が異なる場合の対応

3. 6 検査を効率的に実施するためのその他の取り組み

- (1) 検査を効率的に実施するための取り組みとして各種電算システムを導入している場合、その内容について回答して下さい。(複数回答可)

注:採水を行う業者における取り組みではなく、指定検査機関としての取り組みについて回答して下さい。

- 自動判定システムの導入
 現場でノートPCを利用
 現場でタブレット端末、スマートフォンを利用
 GISを活用した効率的な検査ルートの作成
 その他(内容:)

- (2) 検査を効率的に実施するためのその他の取り組みについてできる限り詳細に記述して下さい。

3. 7 法定検査に係る実働人数及び検査員 1 人当たりの日平均検査件数

- (1) 貴機関における浄化槽法定検査（7 条検査及び 11 条検査）に係る従業者の実働人数及び現場で検査を行った検査員の実働人数（令和元年度及び効率化検査導入前年度の実績）を回答して下さい。

従業者の実働人数は、法定検査に関する事務、検査、水質分析、結果書発行等の業務に係る人数の合計値を回答して下さい。なお、法定検査以外の業務も行っている従業者については、年間の法定検査に関する業務の割合を考慮して人数を算出して下さい。また、検査員の実働人数は各検査員の年間の法定検査実施日数の比率を考慮して算出して下さい。これらの実働人数の算出においては、保守点検業者に所属する採水員等の人数は含めないで下さい。（効率化検査導入前年度の実働人数は、質問 1 に回答した機関のみ回答して下さい。）

〈法定検査に係る従業者の実働人数〉 人（令和元年度） 人（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））
〈現場で検査を行った検査員の実働人数〉 人（令和元年度） 人（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））

- (2) 令和元年度及び効率化検査導入前年度における検査員 1 人当たりの日平均検査件数（11 条検査）を回答して下さい。

〈日平均検査件数（11 条検査）〉 件／人・日（令和元年度） 件／人・日（平成/令和 年度（効率化検査導入前年度））
--

3. 8 運営上の課題

効率化検査の運営上の課題を、「①不適正と判定された浄化槽への対応」、「②浄化槽管理者等からの反応」、「③その他」の観点でそれぞれ回答して下さい。

〈①不適正と判定された浄化槽への対応〉
〈②浄化槽管理者等からの反応〉
〈③その他〉